

佐呂間町地域防災計画

(資 料 編)

平成27年1月

佐呂間町防災会議

目 次

第1 防災組織	
1-1 佐呂間町防災会議委員名簿	1
第2 防災関係条例等	
2-1 佐呂間町防災会議条例	2
2-2 佐呂間町災害対策本部条例	4
2-3 災害情報等報告取扱要領	5
2-4 北海道震災建築物応急危険度判定要綱	16
2-5 網走地区沿岸排出油災害対策協議会会則	19
第3 気象等に関する資料	
3-1 気象概要	21
3-2 災害履歴	22
3-3 注意報・警報の発令基準	26
第4 災害危険箇所等に関する資料	
4-1 土石流危険区域	28
4-2 重要水防箇所	31
第5 避難に関する資料	
5-1 一時避難場所	32
5-2 避難所	34
第6 協定に関する資料	
6-1 北海道広域消防相互応援協定	36
6-2 北海道消防防災ヘリコプター応援協定	39
6-3 北海道消防防災ヘリコプター緊急運行要領	40
6-4 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急輸送手続要領	44
6-5 緊急消防援助隊北海道応援等実施計画	47
6-6 緊急消防援助隊受援計画	51
6-7 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	55
6-8 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目	58
6-9 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	59
6-10 災害救助用米穀等引渡協定書	60
6-11 災害時等における乾パンの取扱要領(抄)	61
6-12 日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会災害時相互応援に関する協定	63
6-13 災害時及び武力攻撃災害等における佐呂間町建設業協会と佐呂間町間の協力に関する協定書	65
6-14 災害時及び武力攻撃災害等における遠軽地方運送事業協同組合佐呂間支部と佐呂間町間の協力に関する協定書	66
6-15 災害時及び武力攻撃災害等における佐呂間町商工会と佐呂間町間の協力に関する協定書	67
6-16 災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定書	68
6-17 災害発生時における佐呂間郵便局と佐呂間町の協力に関する協定書	70
6-18 災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定書	72
6-19 「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」についての確認書	74
6-20 災害時の医療救護活動に関する協定書	76
6-21 災害時の医療救護活動に関する協定書	78
6-22 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	80
6-23 道北ドクターヘリ運航要領	82
6-24 遠軽地区災害救急医療対策に関する協定書	86
6-25 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	87

6-26	北海道における応急仮設住宅の建設に関する協定書	89
6-27	災害時の遺体搬送等に関する協定	90
6-28	災害時の遺体搬送等に関する協定実施細目	91
6-29	災害時における葬祭用品の供給に関する協定	92
6-30	災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定実施細目	93
6-31	災害時における葬祭用品の供給に関する協定	94
6-32	災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定実施細目	95
6-33	災害時における応急対策業務に関する協定書	96
6-34	災害時における災害救助犬の出動に関する協定書	98
6-35	災害時における隊友会の協力に関する協定書	100
6-36	災害時における物資の供給に関する協定書	102
6-37	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定実施細目	104
6-38	災害時における物資の供給に関する協定書(4協定)	106
6-39	災害時における物資の供給等防災に関する協定	114
6-40	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定実施細目	116
6-41	災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定	118
6-42	災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定実施細目	120
6-43	災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定	123
6-44	災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定実施細目	125
6-45	災害対応型自動販売機による稼働事業に関する協定書	128
6-46	災害時における帰宅者支援に関する協定書	131
6-47	商店街友好都市との交流に関する基本協定書	143
6-48	災害等の発生時における佐呂間町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・ 復旧活動の支援に関する協定書	144
6-49	災害時協力協定書	146
6-50	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書	148
6-51	災害時における応急対策業務に関する細目協定書	150
6-52	災害時における船舶による輸送等に関する協定書	153
6-53	災害時における物資の供給に関する協定書	156
6-54	災害時における遺体搬送等の協力に関する協定書	159
6-55	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書	161
6-56	災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定書	163
6-57	災害時における物資の供給に関する協定書	165
第7 応急金融		
7-1	応急金融の概要	168

佐呂間町防災会議委員名簿

番号	区分	防災機関	機関名	役 職
	会長	佐 呂 間 町	佐呂間町	佐呂間町長
1	1	指 定 地 方 行 政 機 関	網走開発建設部 北見道路事務所	網走開発建設部 北見道路事務所長
2	1		網走開発建設部 遠軽開発事務所	網走開発建設部 遠軽開発事務所長
3	1		北海道森林管理局 網走中部森林管理署	北海道森林管理局 網走中部森林管理署長
4	1		網走海上保安署	網走海上保安署長
5	1		網走地方气象台	網走地方气象台次長
6	1	自 衛 隊	陸上自衛隊遠軽駐屯地 第25普通科連隊	陸上自衛隊遠軽駐屯地 第25普通科連隊第1中隊長
7	2	北 海 道	北海道オホーツク総合振興局	オホーツク総合振興局 地域政策部地域政策課主幹
8	2		オホーツク総合振興局 網走建設管理部遠軽出張所	オホーツク総合振興局 網走建設管理部遠軽出張所長
9	2		オホーツク総合振興局 保健環境部紋別地域保健室	オホーツク総合振興局 保健環境部紋別地域保健室長
10	3		北海道北見方面遠軽警察署	北海道北見方面遠軽警察署長
11	4	佐 呂 間 町	佐呂間町	佐呂間町副町長
12	5		佐呂間町教育委員会	佐呂間町教育委員会教育長
13	6		遠軽地区広域組合	遠軽地区広域組合消防署 佐呂間出張所長
14	6		遠軽地区広域組合 佐呂間町消防団	遠軽地区広域組合 佐呂間町消防団長
15	7	指定公共機関	日本郵便株式会社 佐呂間郵便局	日本郵便株式会社 佐呂間郵便局長
16	7		東日本電信電話株式会社 北海道事業部	東日本電信電話株式会社 北海道事業部 災害対策室長
17	7		北海道電力株式会社 遠軽営業所	北海道電力株式会社 遠軽営業所長
18	7	指 定 地 方 公 共 機 関	社団法人遠軽医師会	社団法人遠軽医師会長
19	8	公 共 的 団 体	佐呂間町自治会連合会	佐呂間町自治会連合会長

佐呂間町防災会議条例

(昭和38年条例第23号)

(目的)

第1条 この条例は災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき佐呂間町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事項及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 防災会議は次の各号に掲げる事項を掌る。

- (1) 佐呂間町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 佐呂間町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法(昭和24年法律第193号)第25条の規定に基づく水防計画の策定に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事項

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ指定する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 北海道の知事の部内職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指定する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防支署長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 前各号の他町長が任命する者
- 6 委員の定数は、20人以内とする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は関係地方行政機関の職員、北海道職員、町職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。
- 3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(会議)

第5条 会議は会長が招集する。

(費用弁償)

第6条 委員が招集に応じたとき又は職務に従事したときは費用弁償を支給する。

- 2 費用弁償の額及び支給方法は特別職及びその他の報酬額、費用弁償額及びその支給方法に関する条例(昭和31年条例第22号)の専門委員の額としその支給方法は佐呂間町旅費支給条例(昭和31年条例第21号)の例による。

(議事等)

第7条 前各条に定めるもののほか防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年7月31日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年9月26日条例第28号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月23日条例第19号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

佐呂間町災害対策本部条例

(昭和39年条例第23号)

(目的)

第1条 この条例は災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき佐呂間町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は災害対策本部長の命を受けて災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は必要と認めるときは災害対策本部に部及び係を置くことができる。

2 部及び係に属すべき災害対策本部員は災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き係に係長を置き災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理し係長は係の事務を分掌する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長・振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局・振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
- (7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。但し、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。但し、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

総合振興局・振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表2の写を添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

別表 1

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報 告 日 時	月	日	時現在	発受信日時
月	日	時	分	
発 信 機 関 (振興局・市町村名等)			受 信 機 関 (振興局・市町村名等)	
発 信 者 (職・氏名)			受 信 者 (職・氏名)	
発 生 場 所				
発 生 日 時	月	日	時	分
			災 害 の 原 因	
気 象 等 の 状 況	雨 量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風 速			
	そ の 他			
ラ イ フ ラ イ ン 関 係 の 状 況	道 路			
	鉄 道			
	電 話			
	水 道 (飲料水)			
	電 気			
そ の 他				
(1) 災害対策本部等の設置状況	(名 称)			
	(設置日時)	月	日	時
	(名 称)			
	(設置日時)	月	日	時
(2) 災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数
	(救助実施内容)			

応急措置の状況	(3)避難の状況	自主避難	地区名	避難場所	人数	日時
		避難勧告				
		避難指示				
	(4)自衛隊派遣要請の状況					
	(5)その他措置の状況					
	(6)応急対策出動人員	(ア)出動人員		(イ)主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
		その他(住民等)	名			
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表 2

被害状況報告（速報 中間 最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在			
災害発生場所									
発信	機関(市町村)名				受信	機関(市町村)名			
	職・氏名					職・氏名			
	発信日時		月 日 時 分			受信日時		月 日 時 分	
項目		件数等	被害金額(千円)		項目		件数等	被害金額(千円)	
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		⑤ 土木被害	河川	箇所		
	行方不明	人				海岸	箇所		
	重傷	人				砂防設備	箇所		
	軽傷	人				地すべり	箇所		
計	人		急傾斜地	箇所					
② 住家被害	全壊	棟		道路		箇所			
		世帯		橋梁		箇所			
	半壊	棟		小計		箇所			
		世帯		市町村工事		河川	箇所		
	一部破損	棟		道路		箇所			
		世帯		橋梁	箇所				
	床上浸水	棟		小計	箇所				
		世帯		港湾	箇所				
	床下浸水	棟		漁港	箇所				
		世帯		下水道	箇所				
計	棟		公園	箇所					
	世帯		崖くずれ	箇所					
	人		計	箇所					
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟	⑥ 水産被害	漁船	沈没流出	隻		
		その他	棟		破損	隻			
	半壊	公共建物	棟		計	隻			
		その他	棟		漁港施設	箇所			
	計	公共建物	棟		共同利用施設	箇所			
		その他	棟		その他施設	箇所			
	漁具(網)	件	水産製品		件				
	その他	件	その他		件				
	計		計						
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等		ha	⑦ 林業被害	道有林	林地	箇所
			浸冠水	ha	治山施設			箇所	
		畑	流失・埋没等	ha	林道			箇所	
			浸冠水	ha	林産物			箇所	
	農作物	田	ha	その他	箇所				
		畑	ha	小計	箇所				
	農業用施設	箇所	一般民有林	林地	箇所				
	共同利用施設	箇所		治山施設	箇所				
	営農施設	箇所		林道	箇所				
	畜産被害	箇所		林産物	箇所				
その他	箇所	その他		箇所					
計			小計	箇所					
			計	箇所					

項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目	件数等	被害金額(千円)	
⑧ 衛生 被害	水 道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所		
	病 院	公 立	箇所		⑫社会福 祉施設等	公 立	箇所
		個 人	箇所			法 人	箇所
	清掃 施設	一般廃棄物処理	箇所		被害	計	箇所
		し尿処理	箇所				
火 葬 場	箇所						
	計	箇所					
⑨ 商工 被害	商 業	件		⑬ そ の 他	鉄道不通	箇所	—
	工 業	件			鉄道施設	箇所	
	そ の 他	件			被害船舶(漁船除く)	隻	
計	件		空 港		箇所		
⑩ 公立 文教 施設 被害	小 学 校	箇所			水 道	戸	—
	中 学 校	箇所			電 話	回線	—
	高 校	箇所			電 気	戸	—
	その他文教施設	箇所			ガ ス	戸	—
	計	箇所			ブロック塀等	箇所	—
					都市施設	箇所	
				計		—	
公共施設被害市町村数				被 害 総 額			
	団 体			火災 発生	建 物	件	
	罹災世帯数	世帯			危 険 物	件	
	罹災災者数	人			そ の 他	件	
	消防職員出動延人数	人		消防団員出動延人数	人		
災 害 対 策 本 部 の 設 置 状 況	道 (総合振興局・振興局)						
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時	
災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名							
補足資料 (※別葉で報告)							
<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因) →個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか 							

別表 3

被害状況（中間・最終）報告集計表

災害・事故名						平成 年 月 日 時現在			
総合振興局・振興局									
項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)		
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、別紙で整理報告	⑤ 土木被害	道工事	河川	箇所		
	行方不明	人				海岸	箇所		
	重傷	人				砂防設備	箇所		
	軽傷	人				地すべり	箇所		
	計	人				急傾斜地	箇所		
② 住家被害	全壊	棟			市町村工事	道路	箇所		
		世帯				橋梁	箇所		
		人				小計	箇所		
	半壊	棟			河川	箇所			
		世帯			道路	箇所			
		人			橋梁	箇所			
	一部破損	棟			小計	箇所			
		世帯			港湾	箇所			
		人			漁港	箇所			
	床上浸水	棟			下水道	箇所			
		世帯		公園	箇所				
		人		崖くずれ	箇所				
床下浸水	棟	計	箇所						
	世帯	⑥ 水産被害	漁船	沈没流出	隻				
	人		破損	隻					
計	計		隻						
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟	漁港施設	箇所				
		その他	棟	共同利用施設	箇所				
	半壊	公共建物	棟	その他施設	箇所				
		その他	棟	漁具(網)	件				
	計	公共建物	棟	水産製品	件				
	その他	棟	その他	件					
④ 農業被害	農地	田	流出・埋設	ha	⑦ 林業被害	道有林	林地	箇所	
			冠水	ha			治山施設	箇所	
		畑	流出・埋設	ha			林道	箇所	
			冠水	ha			林産物	箇所	
	農作物	田	ha	その他			箇所		
		畑	ha	小計		箇所			
	被害	農業用施設	箇所	林地		箇所			
		共同利用施設	箇所	治山施設		箇所			
		営農施設	箇所	林道		箇所			
		畜産被害	箇所	林産物		箇所			
		その他	箇所	その他		箇所			
計			小計	箇所					
			計	箇所					

項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目	件数等	被害金額(千円)		
⑧ 衛生 被害	水 道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所			
	病 院	公 立	箇所	⑫社会福 祉施設等	公 立	箇所		
		個 人	箇所		法 人	箇所		
	清掃 施設	一般廃棄物処理	箇所	⑬ そ の 他	計	箇所		
		し尿処理	箇所		鉄道不通	箇所	—	
	火 葬 場	箇所	鉄道施設		箇所			
計	箇所	被害船舶(漁船除く)	隻					
⑨ 商工 被害	商 業	件	空 港		箇所			
	工 業	件	水 道		戸	—		
	そ の 他	件	電 話		回線	—		
	計	件	電 気		戸	—		
⑩ 公立 文教 施設 被害	小 学 校	箇所	ガ ス		戸	—		
	中 学 校	箇所	ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所	—		
	高 校	箇所	都 市 施 設	箇所				
	その他文教施設	箇所						
	計	箇所						
公共施設被害市町村数			団体		被 害 総 額			
り災世帯数			世帯		火 災 発 生	建 物	件	
り災者数			人			危 険 物	件	
消防職員出動延人数			人			そ の 他	件	
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数	人		
災害対 策本部 の設置 状 況	道（総合振興局・振興局）							
	市町村名	名 称				設置日時	廃止日時	
災害救 助法適 用市町 村名								
補足資料（※別葉で報告） <ul style="list-style-type: none"> ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか 								

別表 4

被害状況の判定基準

被害区分		判 断 基 準
① 人 的 被 害	死 者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) C町のものが隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月未満であるものを軽傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄(2)(3)を参照。</p>
② 住 家 被 害	住 家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世 帯	<p>生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし家財道具の被害は含まない。</p>
一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建物を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし家財道具の被害は含まない。</p>	

被害区分		判 断 基 準
② 住家被害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農地	農地被害は、田畑が流失・埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とは粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害 その他	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。 上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分	判 断 基 準	
⑤ 土 木 被 害	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
⑥ 水 産 被 害	公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。
	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
⑦ 林 業 被 害	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
⑧ 衛 生 被 害	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。
	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清 掃 施 設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
火 葬 場	火葬場をいう。	

被害区分		判 断 基 準
⑨ 商工 被害	商 業	商品、原材料等をいう。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩公立文教 施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。)
⑪社会教育 施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
⑫社会福祉 施設等被害		老人福祉施設、身体障害者(児)福祉施設、知的障害者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設をいう。
⑬ そ の 他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	空 港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。	

北海道震災建築物応急危険度判定要綱

第1 目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める、「被災建築物応急危険度判定要綱」及び北海道地域防災計画（地震防災計画編）に基づき、被災建築物の応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各項に定めるところによる。

1 応急危険度判定（以下「判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害の発生危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。

2 応急危険度判定士

前項の判定業務に従事する者として知事が定める者をいう。

3 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施にあたり、実施本部、支援地方本部、支援本部等と応急危険度判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属する者をいう。

第3 判定実施の決定

1 市町村長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施するものとする。

2 市町村長は、判定実施の決定をした場合、速やかにその旨を知事（総合振興局長・振興局長）に報告するものとし、判定の実施後その結果を知事（総合振興局長・振興局長）に報告するものとする。

3 市町村長は、判定の実施にあたり、必要であると判断する場合は、知事（総合振興局長・振興局長）に応急危険度判定士及び応急危険度判定コーディネーター（以下「応急危険度判定士等」という。）の支援を要請することができる。

4 知事（総合振興局長・振興局長）は、市町村長から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合、速やかに当該総合振興局・振興局内に存する北海道震災建築物応急危険度判定地区協議会（以下「地区協議会」という。）に応急危険度判定士の派遣要請を行うものとする。

5 総合振興局長・振興局長は、被害が大規模で広範囲にわたることにより、応援が必要であると判断した場合、速やかに知事に報告し、応急危険度判定士等の支援を求めるものとする。

6 知事は、前項の要請を受けた場合、速やかに北海道震災建築物応急危険度判定連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）に応急危険度判定士の派遣要請を行うものとする。

第4 実施本部の設置

1 市町村長は、判定の実施を決定した場合、実施本部を設置し、指揮監督する職員の決定、応急危険度判定士等の受け入れ、判定資機材の配布、現地への輸送などを行うものとする。

2 実施本部の具体的な活動等については、全道的な相互支援体制を考慮し別に市町村が作成する、「応急危険度判定実施本部業務マニュアル」（以下「実施本部業務マニュアル」という。）による。

第5 判定の実施に関する道と市町村の間の連絡調整等

1 道及び市町村は、判定調査の活動をより迅速かつ的確に実施するため、各総合振興局・振興局ごとの地区協議会及び連絡協議会において、事前の連絡、判定実施に必要な事項の調整等を行う。

- 2 総合振興局長・振興局長は、経済部建設指導課に応急危険度判定支援地方本部（以下「支援地方本部」という。）を設置するとともに、市町村長が判定の実施を決定した場合又は応急危険度判定士等の派遣を要請した場合、地区協議会に支援要請を行うとともに、その協力を得て必要な支援を行うものとする。
- 3 総合振興局長・振興局長は、支援地方本部の設置、判定調書の実施状況等の報告及び応急危険度判定士等の支援要請を知事に行うものとし、知事は、報告及び要請の内容を確認するとともに総合振興局長・振興局長に必要な指示を行うものとする。
- 4 知事は、建設部建築指導課に応急危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）を設置するとともに、総合振興局長・振興局長等から支援要請があった場合は連絡協議会等に支援要請を行うとともに、その協力を得て必要な支援を行うものとする。
- 5 支援本部及び支援地方本部の具体的活動については、別に道が作成する「応急危険度判定支援本部業務マニュアル」（以下「支援本部業務マニュアル」という。）及び「応急危険度判定支援地方本部業務マニュアル」（以下「支援地方本部業務マニュアル」という。）による。

第6 判定の基準及び震前計画の作成等

- 1 判定の基準は、全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下「全国協議会」という。）が作成する「被災建築物応急危険度判定マニュアル」によるほか、別に市町村が作成する「実施本部業務マニュアル」による。
- 2 市町村長は、想定される建築物の被害、実施可能な判定の内容、必要となる人員、資機材の量等を検討し、それと対応した震前判定計画を作成し、地震発生から応急危険度判定の完了までの一連の業務を把握するよう努めるものとする。
- 3 知事は、市町村長が地域防災計画等を踏まえて震前に計画する事項について必要な助言をすることができる。
- 4 知事は、市町村長が定める震前判定計画に対応できる震前支援計画を作成し、地震発生から判定の完了までの一連の業務を把握するよう努めるものとする。

第7 応急危険度判定等の確保、判定の実施体制等

市町村は、判定が必要となった場合に応急危険度判定士等を確保できるよう必要な措置を講じるものとする。

具体的な実施体制等については、別に市町村が作成する「実施本部業務マニュアル」による。

第8 他の都府県に対する支援要請

知事は、地震規模が大規模であること等により必要であると判断する場合は、北海道・東北8道県相互応援に関する協定に基づく要請のほか、国土交通省及び全国協議会に応急危険度判定士等の支援を要請することができる。

第9 判定の方法、判定結果の表示等

判定は、被災者等への一次的な情報提供であり、判定の方法、判定結果の表示等は全国協議会が作成する「被災建築物応急危険度判定マニュアル」による。

第10 応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定等

応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定は、別に市町村が作成する「実施本部業務マニュアル」、道が作成する「支援地方本部業務マニュアル及び支援本部業務マニュアル」による。

第11 応急危険度判定士の養成、登録

道は、「北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱」に基づき、応急危険度判定士の養成及び登録を行うものとする。

第12 判定用資機材の調達、備蓄

- 1 市町村は、判定実施のため、次に示す資機材等を必要度に応じて備え、あらかじめ市町村内の複数の箇所への備蓄に努めるものとする。
 - (1) 判定街区マップ、判定調査表、判定ステッカー、腕章、ヘルメットシール等
 - (2) ヘルメット、クラックスケール、下げ撮り、サインペン、蛍光ペン、バインダー等
 - (3) 被災街区までの移動車両、自転車等
- 2 道は、市町村と協力して資機材の備蓄に努めるものとする。

第13 他の被災都府県に対する支援に関する事項

知事は、北海道・東北8道県相互応援に関する協定に基づく支援要請のほか、国土交通省又は全国協議会から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合、連絡協議会及び地区協議会と協力し、必要な支援を行うものとする。

第14 応急危険度判定活動等における補償

道は、民間の応急危険度判定士等が当該判定活動若しくは当該訓練活動により死亡し、負傷し、若しくは障害の状態となった場合の補償を実施するため、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度に加入するものとする。

ただし、この補償制度の運用を受けるために必要な判定士等の保険加入料は、原則として訓練及び判定活動の実施主体が負担する。

第15 その他

- 1 知事及び市町村長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制その他所要の措置を講じるものとする。
- 2 道及び市町村は、地域の建築関係団体等と連携して、判定の意義、目的について住民に普及、啓発を図るとともに、その的確な実施のため模擬訓練の計画・実施、相互の連絡網の整備等を協力して実施するものとする。

訓練の実施にあたっては、道、市町村等が実施する他の防災訓練等との連携を図るものとする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、判定に関し必要な事項は別に定める。
- 4 この要綱は、全国的な判定体制の整備状況等を勘案し、必要があれば随時改正するものとする。

附 則

この要綱は、平成11年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月15日から施行する。

網走地区沿岸排出油災害対策協議会会則

第1章 総則

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染及び海上災害の防災に関する法律（昭和45年法律第163号）第43条の3第1項の協議会として、網走地区沿岸海域において大量の排出油事故が発生した場合の防除活動について、必要な事項を協議し、かつ、その実施を推進することを目的とする。

(排出油防除計画に係る意見の提出)

第2条 協議会は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第43条の3第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、網走地区沿岸海域に係る同法第43条の2第1項の排出油防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(会の名称)

第3条 会の名称を「網走地区沿岸排出油災害対策協議会」（以下「協議会」という。）とする。

(協議会の防除活動区域)

第4条 協議会において防除活動を行う区域は、網走支庁管内のうち、斜里町から佐呂間町に至る沿岸海域とする。

(協議会の業務)

第5条 協議会は、次の業務を行う。

(1) 排出油防除計画の策定

- イ 情報の連絡
- ロ 人員、施設、資機材の動員
- ハ 出動船艇相互間及び関係機関との通信連絡
- ニ その他必要事項

(2) 排出油防除に必要な施設、資機材等の整備の推進

(3) 排出油の防除活動に実施の推進

(4) 排出油の防除に関する研修及び訓練の実施

(5) その他排出油の防除活動に必要な事項

(組織)

第6条 協議会は、会長及び会員をもって組織する。

2 会長は、網走海上保安署長をもってあてる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会員は、網走地区沿岸において排出油防除に関する別紙に掲げる機関若しくは団体（以下「機関等」という。）の長をもってあてる。

5 協議会に、排出油防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会をおく。

6 技術専門委員会の委員は、会員の推薦する者のうちから会議の同意を得て会長が指名する。

(会議)

第7条 会議は定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

2 定例会議は、年1回開催する。

3 臨時会議は、必要と認める場合に開催する。

(資料の交換)

第8条 会員は、排出油防除に必要な次の資料を毎年1回（4月1日現在）会長に提出し、会長はそれを取りまとめ会員に配布するものとする。

(1) 施設及び資機材の整備・保有状況

(2) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号等）

(3) その他必要な事項

第2章 排出油防除活動

(協力機構)

第9条 協議会は網走支庁管内沿岸海域における排出油災害発生時において、必要に応じ、「網走支庁管内沿岸排出油災害対策協議会協力機構」として、「紋別地区沿岸排出油災害対策協議会」と相互に連携・協力するものとする。

(出動の要請)

第10条 会長は、排出油事故が発生し、協議会による排出油防除作業を必要とする場合には、直ちに臨時会議を開催し、排出油防除活動の基本方針を協議するものとする。

2 会長は、前項の協議に基づき、会員の全部若しくは一部に出動を要請するものとする。

(出動)

第11条 前条第2項の出動要請を受けた会員は、直ちに必要な人員、施設、資機材等を現場に派遣するものとする。

(総合調整本部)

第12条 排出油防除活動を実施する場合は、直ちに総合調整本部を設置し、会長が活動の調整を行うものとする。

2 第10条第2項の出動要請を受けた会員は、その所属する職員を総合調整本部に派遣するものとする。

第3章 訓練・その他

(排出油防除に関する訓練)

第13条 排出油事故発生時における会員の防除活動を演練するため、年1回以上訓練を行うものとする。

(経費の求償)

第14条 排出油の防除活動に要した経費の求償に関する事務処理は、原則としてその都度、出動した機関が個々に行うものとする。なお、当該事務処理上の調整は、必要に応じて事務局が行うものとする。

(災害補償)

第15条 排出油の防除活動に出動した者が、そのために負傷し、疾病にかかり若しくは廃疾になり又は死亡した場合における災害補償について、法的に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員の所属する機関等が行うものとする。

(協議)

第16条 この会則に疑義が生じた場合及び会則に定めのない事項について協議の必要がある場合には、その都度協議し、決定するものとする。

(事務局及び庶務)

第17条 協議会の事務局は網走海上保安署に置く。

2 事務局は、協議会の業務に関する庶務を行う。

附 則

この会則は、平成8年5月17日から施行する。

気象概要

年次	気温 (°C)		降水量 (mm)		積雪 (cm)	風速 (m/s)	
	年最高	年最低	年降水量	日最大降水量	最深積雪	平均	最大
昭和55年	31.8]	-29.5	532	54	—	1.2	11
56年	33.9	-28.0	841	56	—	1.5	10
57年	31.9	-34.3	619	47	—	1.8	9
58年	34.9	-29.2	649	62	—	1.9	12
59年	35.1	-30.4	468	57	—	1.9	10
60年	33.8	-34.3	878	107	—	1.8	9
61年	36.4	-30.8	587	77	—	1.9	11
62年	32.0	-31.6	808	53	—	1.9	12
63年	34.4	-29.1	657	66	—	1.8	9
平成元年	34.1	-26.4	849	63	67	1.9	9
2年	34.3	-30.5	886	48	85	1.7	10]
3年	31.2	-24.9	636	44	58	1.9	11
4年	31.4	-25.7	1,060	163	85	1.8	11
5年	33.5	-25.0	741	72	92	1.9	11]
6年	36.8	-27.0	913	89	69	2.4	14
7年	34.2	-26.1	1,063	52	108	2.2	12
8年	32.3	-25.9	720	41	74	2.3	13
9年	33.4	-24.5	739	32	127	2.4	13
10年	31.4	-26.7	976	110	47	2.3	14
11年	35.0	-25.9	616	59	76	2.5	15
12年	36.1	-29.4	962	84	130	2.2	12
13年	31.1	-26.9	1,025	110	79	2.3	14
14年	31.4	-26.8	855	92	95	2.3	12
15年	30.4	-27.9	558	68	91	2.2	12
16年	35.4	-24.1	764	35	164	2.4	17
17年	33.3	-27.6	778	89	102	2.2	13
18年	33.3	-24.1	1,248	166	89	2.3	14
19年	34.5	-23.8	684	70	115	2.2	13]
20年	33.4	-27.8	639.0	42.5	92	2.3	13.3
21年	31.4	-21.9	883.5	73.0	104	2.3	15.0
22年	35.6	-26.6	765.5	42.5	82	2.5	16.1
23年	33.2	-27.2	817.5	101.5	92	2.3	11.7
24年	33.5	-27.9	1,066.5	69.5	87	2.4	12.7
25年	33.0	-26.7	778.5	70.5	89	2.7	13.5

※ 値]は欠測を含む数値

積雪は昭和63年10月から観測を開始し、積雪の年次は寒候年（前年から当年）を表す。
 降水量は平成19年まで1mm単位で表示し、平成20年から0.5mm単位での表示に変更。
 最大風速は平成19年まで1m/s単位で表示し、平成20年から0.1m/s単位での表示に変更。

災害履歴

年月日	種類	主 な 被害地域	被害状況
昭和20年11月12日 ～17日	水害		暴風雨は121.5ミリの降雨量を記録し、道路、耕地の決壊、橋梁の流失
昭和25年11月	火事	若 佐	劇場全焼
昭和27年10月17日	火事	栄	栄市街の豚小屋付近から出火し、住宅、上佐呂間の農協本部、旅館、菓子店、農協職員住宅、教員住宅などが類焼
昭和28年2月27日	火事	佐呂間	佐呂間農協本部消失
昭和28年6月20日	火事	富武士	佐呂間漁協本部消失
昭和29年5月9日	山火事	仁 倉	民有林で火災
昭和29年8月18日 ～19日	水害		降雨量73.5ミリにより、サロマベツ川が氾濫し、耕地決壊、橋梁流失
昭和30年4月16日	火事	浜佐呂間	木材工場火災
昭和30年9月7日 ～8日	水害		豪雨のため、サロマベツ川流域一帯にわたり浸水し、各地域は泥海化する。降雨量は121.5ミリ
昭和31年10月8日	山火事	栃 木	町有林で火入れ箇所から延焼
昭和31年10月29日	火事	佐呂間	市街の木工場火災
昭和31年12月6日	火事	若 佐	木工場火災
昭和32年5月20日 ～22日	水害		降雨量73.5ミリに達して、サロマベツ川堤防が決壊
昭和33年2月20日	火事	富武士	住宅全焼で幼児1名焼死
昭和33年5月23日	火事	佐呂間	ベニヤ工場全焼（常呂、湧別、生田原、上湧別、留辺蘂、遠軽、北見より消防車、美幌自衛隊が来援）
昭和33年9月12日 ～18日	水害	町内全域	断続的な降雨で降水量が101ミリに達し、部分災害で耕地が決壊3ヶ所の被害
昭和34年5月2日	山火事	若 里	民有林より出火し、無立木地約10ヘクタール焼失。
	山火事	大 成	民有林より出火し、国有林約3ヘクタールを焼失
昭和35年5月1日	山火事	富武士	富武士浜と浪速境の民有林約3ヘクタールを焼失
昭和35年10月26日	火事	佐呂間	製函工場火災
昭和36年1月13日	火事	浜佐呂間	商店から出火し、精米所、民家が類焼
昭和36年9月24日	山火事	共 立	朝日峠、共立の竹内の沢の国有林で火入れが延焼
昭和37年8月17日	水害	町内全域	集中豪雨で降雨量は47.5ミリ、部分災害で耕地決壊3ヶ所、道路決壊2ヶ所の被害
昭和39年5月1日	山火事	北	北区の鉄道沿線造林地で約1ヘクタールを焼失。
	山火事	若 里	若里の円山国有林の火災
昭和40年1月17日	火事	佐呂間	劇場全焼で大人1名焼死
昭和42年6月2日	山火事	若 里	若里の民有林0.1ヘクタール（広葉樹150本）を焼失
昭和42年11月25日	火事	栄	養畜舎より出火し、民家4棟に類焼
昭和44年4月27日	山火事	若 里	若里の民有林0.6ヘクタール（針葉樹150本、広葉樹50アール）焼失
昭和44年11月7日	山火事	川 西	川西で火入れの不始末から民有林5.74ヘクタール（広葉樹72平方メートル分）と、町有林0.26ヘクタール（広葉樹15.6平方メートル）を焼失
昭和45年9月11日	火事	佐呂間	2木材工場全焼
昭和45年12月2日	山火事	川 西	川西の民有林でたき火の不始末から0.8ヘクタールを焼失

年月日	種類	主 な 被害地域	被害状況
昭和 45 年 12 月 18 日	火事	栄	住宅から出火し、同宅を含む住宅 2 棟、農協倉庫 2 棟を全焼
昭和 47 年 4 月 10 日	流氷被害	サロマ湖	一部解氷した湧別地先湖面に、オホーツク海の残存の流氷が流入、ホタテ養殖施設などに約 5 0 0 万円余りの被害が発生
昭和 48 年 5 月 24 日	火事	佐呂間	幸町の木工場から出火し、同工場と全焼 1 0 戸、半焼 1 戸
昭和 49 年 1 月 1 日	流氷被害	サロマ湖	結氷前の湖内に大量の流氷が流入し、湖面の 3 分の 2 を埋め、湖内全域のホタテ、カキの養殖施設に甚大な被害。サロマ湖全体で 2 2 億 7, 0 0 0 万円の被害
昭和 49 年 4 月 25 日	火事	浜佐呂間	漁協倉庫全焼
昭和 49 年 5 月 14 日	火事	富武士	佐呂間漁協加工場全焼
昭和 50 年 10 月	水害	知 来	大雨出水により知来地区の道路決壊
昭和 51 年 1 月 18 日	火事	共 立	豚舎が全焼し豚 1 8 頭が焼死
昭和 51 年 3 月 18 日	火事	若 里	若里浜の造船所が全焼し、負傷者 2 4 名（消防団員 1 0 名と住民）
昭和 52 年 3 月 24 日	流氷被害	サロマ湖	湖内沖の湖内結氷が遅れて流氷が流入し、一部の養殖施設に約 3 0 0 万円の被害が発生
昭和 52 年 4 月 21 日	火事	浜佐呂間	木材工場のゴミ焼の飛び火により 7. 5 アールを消失
昭和 53 年 7 月 16 日	火事	幌 岩	浜幌地区ゴミ処理場 2, 2 5 0 平方メートルが燃える
昭和 53 年 7 月 21 日	山火事	栃 木	栃木の町有林で 0. 2 ヘクタールを焼失
昭和 54 年 5 月 12 日	火事	浪 速	水産加工会社作業所全焼
昭和 54 年 11 月 7 日	火事	若 佐	農協支所倉庫全焼
昭和 55 年 10 月 23 日	火事	若 佐	木材工場全焼
昭和 56 年 6 月 8 日	水害		集中豪雨が全道を襲う。佐呂間町でも近年では稀な部分水害
昭和 57 年 10 月 2 日	火事	若 佐	食堂が半焼し 1 名が焼死、重傷者 1 名
昭和 58 年 5 月 6 日	山火事	北	民有林で畑のごみ焼きの火が延焼して、2 ヘクタール（立木地の 0. 9 6 ヘクタール）を焼失
昭和 59 年 4 月 24 日	火事	佐呂間	永代町のパチンコ店が全焼し、他のパチンコ店、菓子店が類焼、負傷者 2 名
昭和 60 年 1 月 24 日	火事	知 来	豚舎が半焼し、寒さのため豚 7 8 0 頭が凍死
昭和 61 年 1 月 23 日	火事	佐呂間	永代町のスーパーが全焼し、他の住宅兼店舗に延焼
昭和 61 年 3 月 21 日	火事	川 西	豚舎が全焼し豚 9 6 頭が焼死
昭和 61 年 5 月 8 日	火事	知 来	牛舎が全焼し牛 8 頭が焼死
昭和 62 年 12 月 24 日	火事	富武士	ニューフロンティアジャパン工場全焼
昭和 63 年 4 月 1 日	流氷被害	サロマ湖	流氷群の一部が解氷気味の湖内沖を経て侵入、浸水 4 メートルに沈下してある養殖施設及び養殖ホタテの一部に 1, 0 0 0 万円の被害
平成元年 3 月 28 日	流氷被害	サロマ湖	暖冬により湖内の東側一部水域（赤川地区）を除く全湖面が結氷せず、時期遅れの流氷接岸によって、湖内及び第 2 湖口から大型流氷が大量に流入し、湖内全域を覆った。チェーンソーや氷突きによる砕氷作業を実施したが、ホタテ養殖施設に約 3, 0 0 0 万円の被害
平成 2 年 1 月 25 日	火事	知 来	牛舎が全焼し、牛 1 1 頭焼死
平成 2 年 3 月 14 日 ～4 月 3 日	流氷被害	サロマ湖	湖内全域が 3 月 9 日に、全面結氷となったが、暖冬のため氷厚が薄くオホーツク海 6 0 マイル沖に停滞していた流氷が一挙に接岸流入のためにホタテ、カキの養殖施設に約 3, 8 0 0 万円の被害

年月日	種類	主な被害地域	被害状況
平成4年6月17日	火事	佐呂間	住宅より出火し、同宅兼店舗を全焼し、隣接する住宅兼店舗及びガソリンスタンドが部分焼
平成4年9月11日 ～12日	水害	町内全域	集中豪雨で降水量189ミリに達し、過去のデータをみて類のない最大量であり、4地区の住民が避難、住宅、公共施設が床上・床下浸水、道路決壊、橋梁流失、農地冠水等多大な被害を受けた
平成5年5月20日	火事	中園	住宅1棟が全焼
平成6年4月13日	火事	佐呂間	佐呂間営林署物置全焼
平成6年4月28日	火事	浜佐呂間	商店兼住宅全焼
平成6年6月21日	火事	西富	民家の物置全焼
平成7年2月15日	火事	共立	納屋全焼
平成7年2月18日	火事	大成	豚舎半焼
平成7年5月12日	火事	北	物置全焼
平成7年6月15日	火事	西富	建設会社の作業場全焼
平成7年7月8日	火事	佐呂間	木工場の鋸くず貯蔵庫全焼
平成8年8月25日	火事	若佐	住宅半焼
平成8年10月12日	火事	西富	住宅全焼
平成8年12月22日	火事	大成	養畜舎全焼
平成9年5月15日	火事	若里	住宅部分焼
平成9年5月24日	火事	富武士	ホテル部分焼
平成9年10月28日	火事	若里	住宅全焼
平成10年3月12日	火事	西富	作業所全焼
平成10年4月4日	火事	共立	民家の物置全焼
平成10年4月19日	火事	啓生	民家の物置全焼
平成10年5月22日	火事	若佐	倉庫兼車庫全焼
平成10年6月20日	火事	佐呂間	住宅が全焼（不明）、焼死者1名
平成10年7月22日	火事	富武士	牛舎部分焼
平成10年9月16日 ～17日	水害	仁倉	8月末の豪雨（143ミリ）、9月16日の台風5号による大雨（116ミリ）によりサロマベツ川氾濫を警戒し、自衛隊に出動要請した
平成11年7月10日	火事	北	住宅が全焼
平成12年5月22日	火事	富丘	D型ハウス全焼
平成12年10月25日	火事	佐呂間	店舗併用住宅部分焼
平成12年11月23日	火事	仁倉	トラック全焼
平成12年11月30日	火事	北	佐呂間郵便局の車両全焼
平成14年3月19日	火事	佐呂間	木材加工場全焼
平成14年5月8日	山火事	富武士	民有林で0.8ヘクタールを焼失
平成14年5月12日	火事	若里	住宅全焼
平成14年11月30日	火事	浜佐呂間	住宅部分焼
平成15年5月5日	火事	仁倉	D型ハウス半焼
平成15年5月8日	火事	栃木	牛舎全焼
平成16年4月24日	火事	西富	西富公営住宅部分焼
平成16年8月4日	火事	幌岩	ロールペーラー全焼
平成16年9月19日	火事	佐呂間	商店から出火し、同店舗兼住宅全焼、隣接する建物3棟部分焼
平成16年10月30日	火事	佐呂間	スーパーの店舗部分焼
平成17年1月31日	火事	富武士	おが屑倉庫部分焼

年月日	種類	主 な 被害地域	被害状況
平成 17 年 2 月 18 日	火事	佐呂間	倉庫全焼
平成 17 年 7 月 18 日	火事	西 富	民家の物置半焼
平成 17 年 8 月 21 日	火事	若 佐	車両火災部分焼
平成 18 年 2 月 20 日	火事	中 園	民家全焼
平成 18 年 8 月 18 日 ～19 日	水害	町内全域	8 月 1 8 日から 1 9 日にかけて北海道付近に停滞した前線の影響による大雨（1 6 3 ミリ）により道路や河川、農地冠水等の被害を受けた
平成 18 年 10 月 7 日 ～9 日	水害	町内全域	1 0 月 7 日～9 日にかけて通過した低気圧による大雨（2 5 5 ミリ）により西富地区及び仁倉地区で住民が避難、住宅が床上・床下浸水、道路決壊、橋梁流失、農地冠水等多大な被害を受けた
平成 18 年 11 月 7 日	竜巻	若 佐	若佐地区で竜巻が発生 死者 9 人、負傷者 3 1 人、住宅被害 3 8 件
平成 18 年 11 月 15 日	津波	浜佐呂間 富武士 若里	オホーツク海沿岸の津波警報発令により浜佐呂間地区、富武士地区及び若里地区に避難勧告発令 津波による人的・物的被害なし
平成 18 年 12 月 8 日	火事	北	車両火災
平成 19 年 1 月 13 日	津波	浜佐呂間 富武士 若里	オホーツク海沿岸の津波警報発令により浜佐呂間地区、富武士地区及び若里地区に避難勧告発令 津波による人的・物的被害なし
平成 19 年 1 月 23 日	火事	富丘	平成 25 年 5 月 25 日
平成 19 年 7 月 29 日	火事	浪速	ライダーハウス半焼
平成 19 年 12 月 21 日	火事	幌岩	民宿全焼
平成 20 年 4 月 16 日	火事	若里	休耕地で 0. 4 ヘクタール焼失
平成 20 年 4 月 20 日	火事	共立	空地で 0. 2 ヘクタール焼失
平成 20 年 7 月 17 日	火事	富武士	佐呂間漁協養殖作業施設部分焼
平成 20 年 8 月 2 日	火事	若里	車両（トラクター）全焼
平成 20 年 10 月 10 日	火事	浜佐呂間	公衆トイレ半焼
平成 20 年 10 月 16 日	火事	浪速	廃船全焼、焼死者 1 名
平成 22 年 5 月 4 日	火事	佐呂間	旧北斗林産跡地廃材火災
平成 23 年 1 月 19 日	火事	佐呂間	西富公営住宅部分焼
平成 23 年 4 月 29 日	火事	佐呂間	河川敷の枯草 2. 3 アール焼失
平成 23 年 9 月 2 日	大雨	町内全域	16 時間（5 時～21 時）で 101. 5 ミリの降雨 若里地区断水 8 戸 栃木地区ほか停電 120 戸
平成 24 年 3 月 14 日	火事	栄	養畜舎部分焼
平成 24 年 5 月 28 日	火事	富武士	民家の物置全焼
平成 24 年 6 月 26 日	火事	共立	車両火災部分焼
平成 24 年 10 月 18 日	火事	栃木	農協肥育センターパーク庫 1, 246 m ² 全焼
平成 25 年 3 月 2 日 ～3 日	暴風雪	町内全域	オホーツク海沿岸を中心に暴風雪が発生 救出車両 9 台・避難者 45 名（浜佐呂間活性化センター 20 名、民宿さろまにあん 25 名）
平成 25 年 8 月 20 日	大雨	上地区	上地区に短時間の局地的大雨（降雨量不明）が発生 若佐市街地区で床下浸水 15 戸
平成 25 年 12 月 27 日	火事	富丘	民家半焼
平成 26 年 5 月 25 日	火事	川西	養畜舎部分焼
平成 26 年 9 月 26 日	火事	中園	牛舎全焼

佐呂間町の注意報・警報の発表基準

【注意報】

発表官署	網走地方気象台	
一次細分区域	網走地方	
市町村等をまとめた地域名	網走西部	
注意報の種類	条 件	
強風（平均風速）	12 m/s	
風雪（平均風速）	10 m/s 雪による視程障害を伴う	
波浪（有義波高）		
高潮（潮位）	0.7 m	
大雨	雨量基準	1時間雨量30 mm
	土壌雨量指数基準	79
洪水	雨量基準	—
	流域雨量指数基準	佐呂間別川流域=13 仁倉川流域=6
	複合基準	—
大雪	25 cm 12時間降雪の深さ	
雷	落雷等により被害が予想される場合	
乾燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%	
濃霧（視程）	200 m	
霜（最低気温）	3℃以下	
なだれ	①24時間降雪の深さ30 cm以上 ②積雪の深さ50 cm以上で、日平均気温5℃以上	
低温	5～10月：（平均気温）平年より4℃以上低い日が2日以上継続 11～4月：（最低気温）平年より8℃以上	
着氷		
着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	
融雪	70 mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	

【警 報】

発 表 官 署		網走地方気象台
一 次 細 分 区 域		網走地方
市町村等をまとめた地域名		網走西部
警 報 の 種 類		条 件
暴 風 (平 均 風 速)		2 0 m / s
暴 風 雪 (平 均 風 速)		1 8 m / s 雪による視程障害を伴う
波 浪 (有 義 波 高)		
高 潮 (潮 位)		1 . 1 m
大 雨 (浸 水 害)	雨量基準	平地：1 時間雨量 5 0 mm 平地以外：1 時間雨量 6 0 mm
大 雨 (土 砂 災 害)	土壌雨量 指数基準	1 2 2
洪 水	雨量基準	—
	流域雨量 指数基準	佐呂間別川流域 = 1 7 仁倉川流域 = 7
	複合基準	—
大 雪		4 0 c m 1 2 時間降雪の深さ

記録的短時間大雨情報 (1 時間雨量)	9 0 m m
-----------------------	---------

※ 警報・注意報基準一覧表の解説

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (3) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (4) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白で、大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないものについてはその欄を“—”で、それぞれ示している。
- (5) 大雨及び洪水の欄中においては、「平地、平地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (6) 大雨警報については、雨量基準に達することが予想される場合は「大雨警報 (浸水害)」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報 (土砂災害)」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報 (土砂災害、浸水害)」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害) は「大雨警報 (浸水害)」、(土砂災害) は「大雨警報 (土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。
- (8) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに 5km 四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに 5km 四方の領域ごとに算出する。

平地、平地以外の定義

平 地：概ね傾斜が 30 パーセント以下で、都市化率が 25 パーセント以上の地域

平地以外：上記以外の地域

有義波高：ある地点を連続して通過する波のうち、高い方から順に 1 / 3 の個数までの波について、平均した波高。これは目視観測による波高に近いといわれている。このうちで、最大のものを最大波高という。

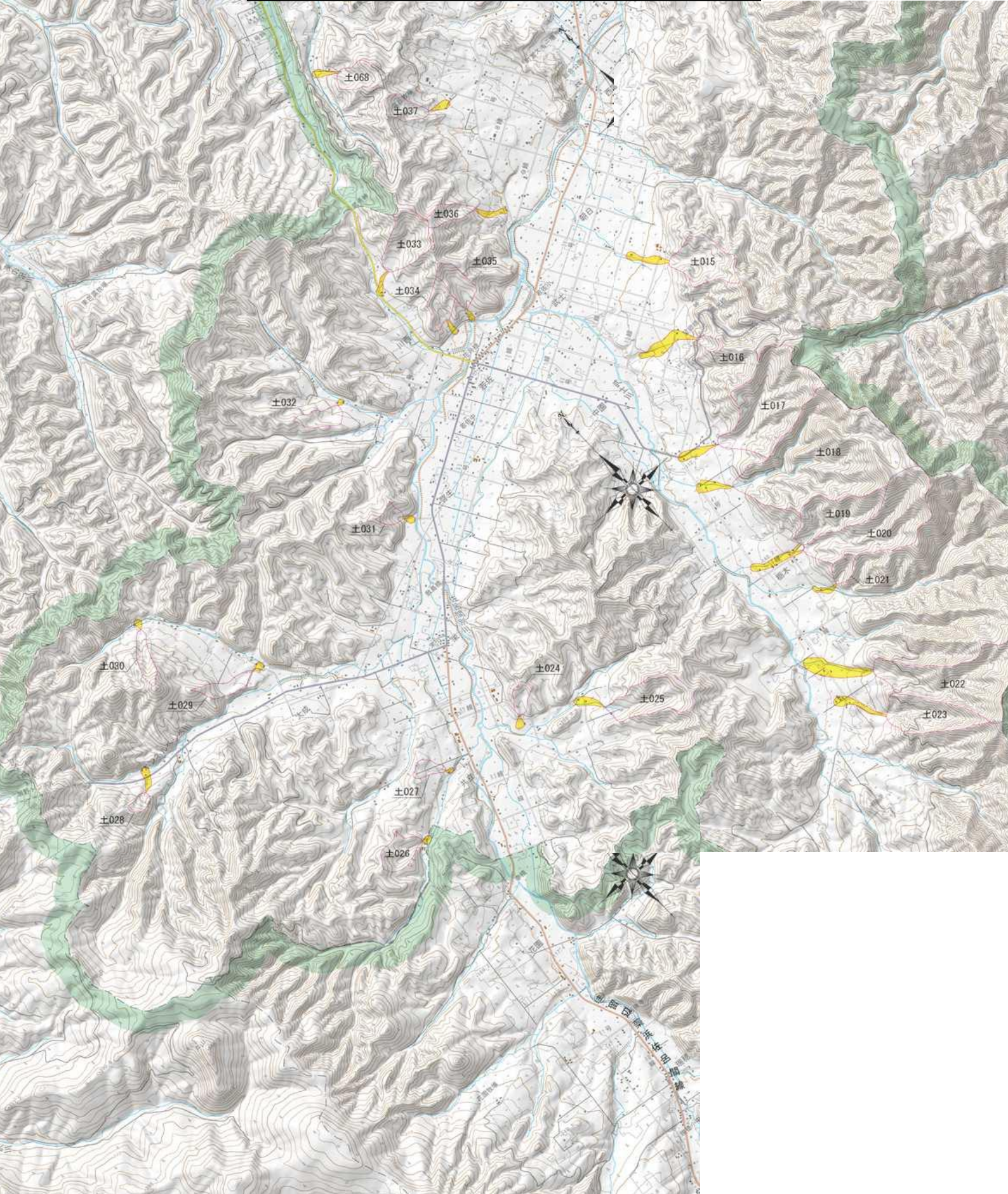
土石流危険溪流

番号	溪流番号	溪流名	箇所名	番号	溪流番号	溪流名	箇所名
土 001	I 75-0010	学校右の沢川	浜佐呂間	土 035	I 75-0350	高隆寺の沢川	川西
土 002	II 75-0020	門の沢川	浜佐呂間	土 036	II 75-0360	川又沢川	富丘
土 003	II 75-0030	零号沢川	浜佐呂間	土 037	II 75-0370	富丘牧場の沢川	富丘
土 004	II 75-0040	山下沢川	仁倉	土 038	II 75-0380	北牧場の沢川	北
土 005	II 75-0050	林の沢川	知来	土 039	II 75-0390	峠の沢川	北
土 006	II 75-0060	無名2の沢川	知来	土 040	II 75-0400	山原の沢川	北
土 007	II 75-0070	二十二号沢川	知来	土 041	II 75-0410	川滝沢川	北
土 008	II 75-0080	二十三号沢川	知来	土 042	II 75-0420	原の沢川	北
土 009	I 75-0090	大規の沢川	知来	土 043	II 75-0430	五線沢川	北
土 010	II 75-0100	宮田の沢川	知来	土 044	II 75-0440	太知橋沢川	幸町
土 011	II 75-0110	片平の沢川	知来	土 045	II 75-0450	太知右の沢川	幸町
土 012	II 75-0120	小松の沢川	東	土 046	II 75-0460	成金の沢川	知来
土 013	II 75-0130	小松右の沢川	東	土 047	II 75-0470	成金右の沢川	知来
土 014	II 75-0140	東の沢川	東	土 048	II 75-0480	花園の沢川	知来
土 015	II 75-0150	三十六号沢川	朝日	土 049	I 75-0490	西興生沢川	知来
土 016	II 75-0160	三十八号の沢川	武士	土 050	I 75-0500	会館裏の沢川	知来
土 017	II 75-0170	阿部の沢川	栃木	土 051	I 75-0510	知来右の沢川	知来
土 018	II 75-0180	井上川	栃木	土 052	II 75-0520	知来十五号の沢川	知来
土 019	I 75-0190	19号右の沢川	栃木	土 053	II 75-0530	紅葉橋沢川	仁倉
土 020	I 75-0200	19号の沢川	栃木	土 054	II 75-0540	中津川の沢川	仁倉
土 021	II 75-0210	栃木二十線沢川	栃木	土 055	II 75-0550	和泉沢川	浪速
土 022	II 75-0220	基地の沢川	栃木	土 056	II 75-0560	志賀の沢川	浪速
土 023	II 75-0230	大戸の沢川	栃木	土 057	I 75-0570	布田沢川	富武士
土 024	II 75-0240	五十一号右の沢川	共立	土 058	II 75-0580	2号の沢川	富武士
土 025	II 75-0250	森田3の沢川	共立	土 059	II 75-0590	富武士1の沢川	富武士
土 026	II 75-0260	山本沢川	共立	土 060	II 75-0600	上富武士1の沢川	富武士
土 027	II 75-0270	蓬田の沢川	共立	土 061	II 75-0610	上富武士2の沢川	富武士
土 028	II 75-0280	浅田1の沢川	大成	土 062	II 75-0620	橋本橋沢川	若里
土 029	II 75-0290	島沢川	大成	土 063	II 75-0630	八号左の沢川	若里
土 030	II 75-0300	長縄の沢川	大成	土 064	II 75-0640	八号の沢川	若里
土 031	II 75-0310	牧野橋の沢川	啓生	土 065	I 75-0650	九号沢川	若里
土 032	II 75-0320	中島の沢川	川西	土 066	II 75-0660	渡辺1の沢川	若里
土 033	II 75-0330	40号本田の沢川	川西	土 067	II 75-0670	渡辺2の沢川	若里
土 034	II 75-0340	花月沢川	川西	土 068	II 75-0680	徳田の沢川	若里

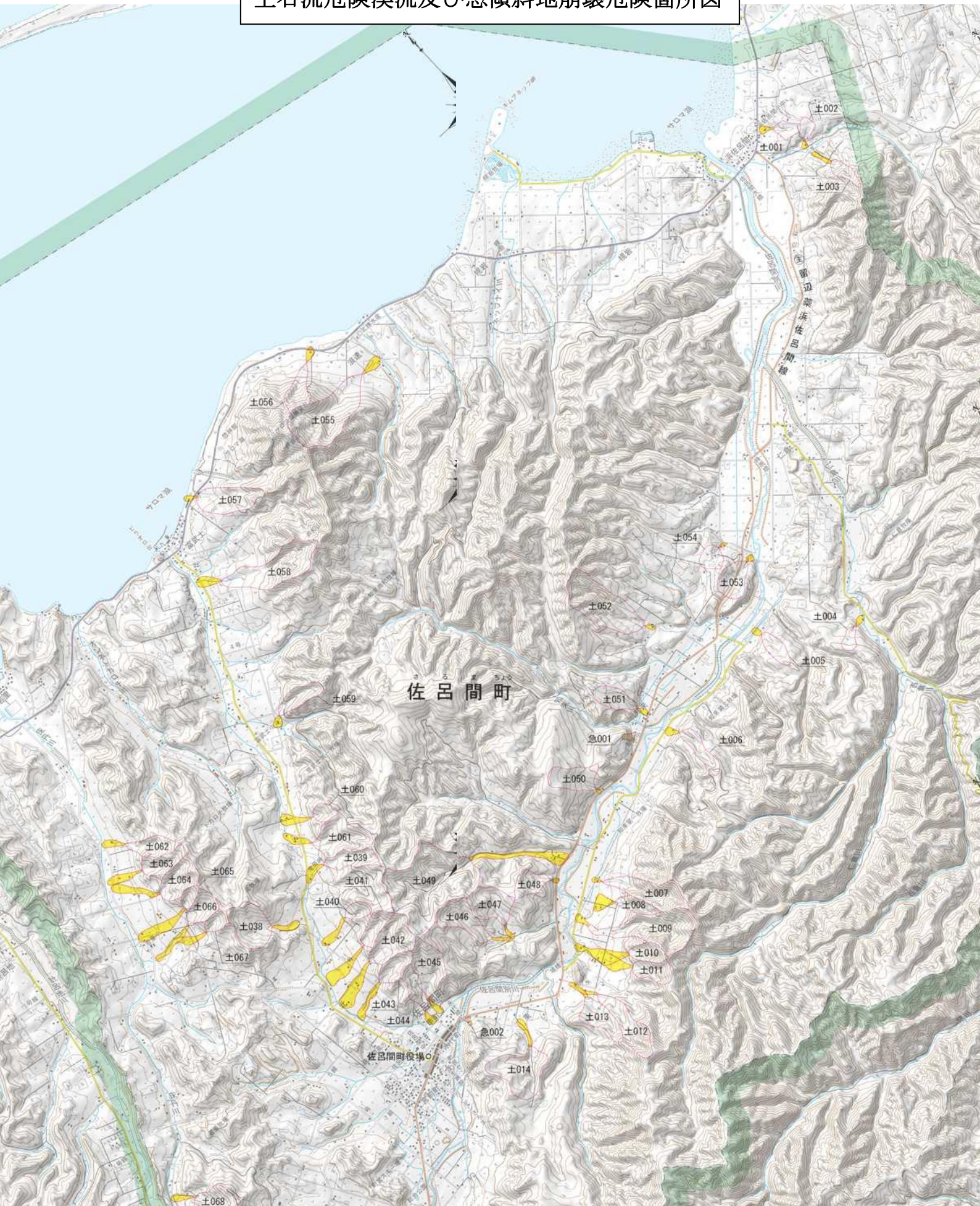
急傾斜地崩壊危険箇所

番号	箇所番号	箇所名
急 001	I-7-105-2599	知来
急 002	I-7-106-2600	東

土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所図

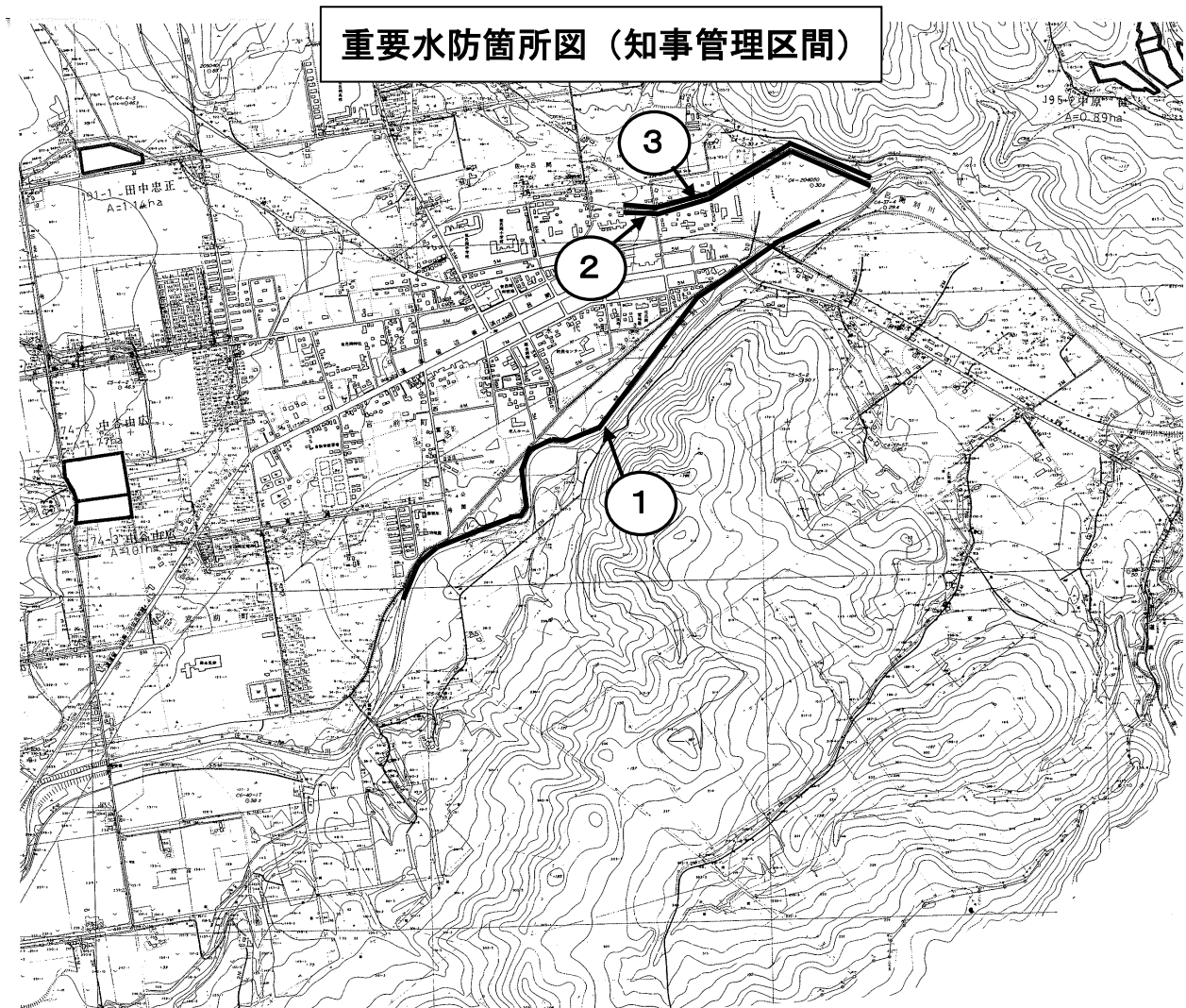


土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所図



重要水防箇所（知事管理区間）

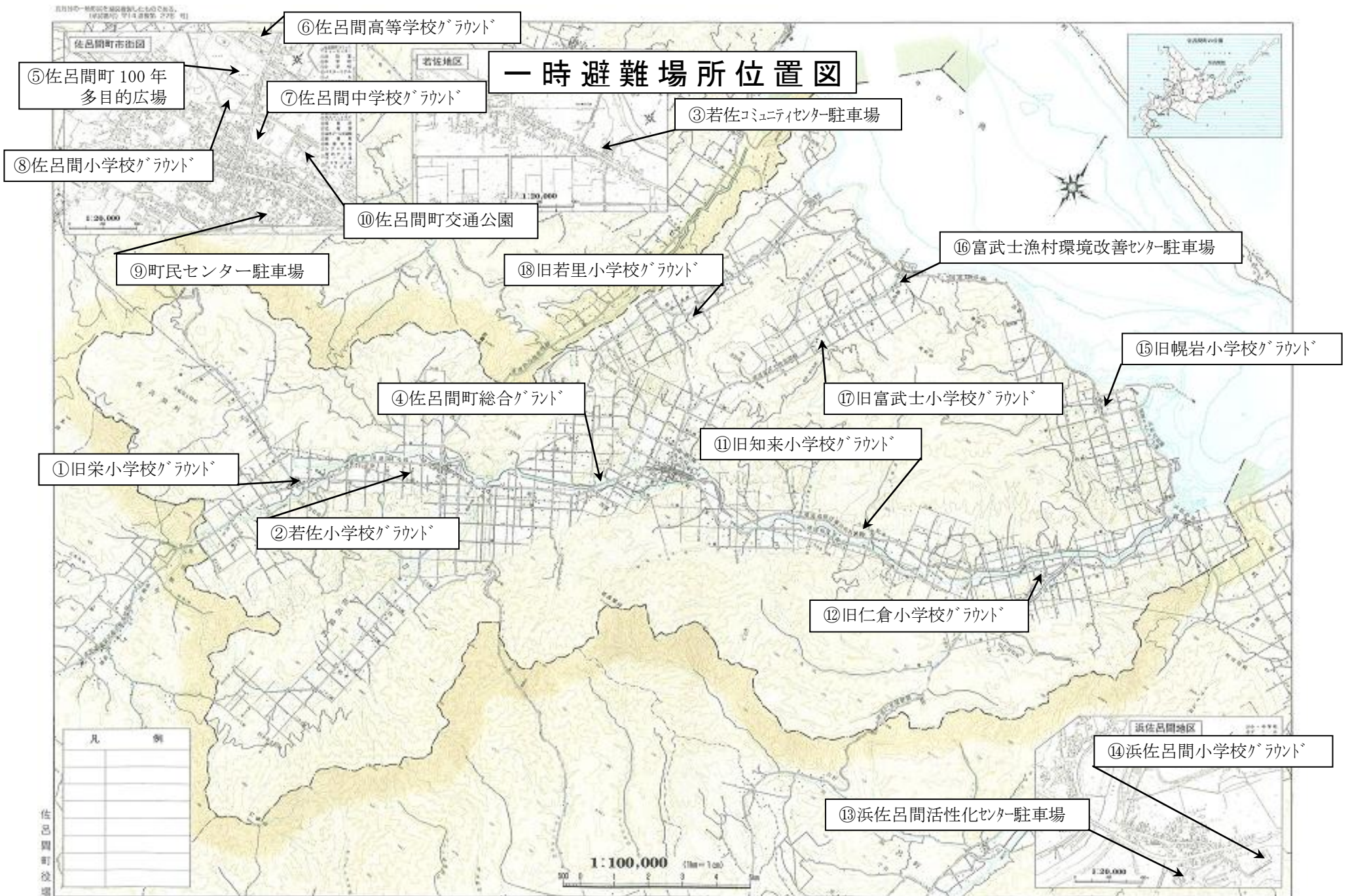
番号	水系名	河川名	右・左岸	起点位置 (km)			終点位置 (km)			重要水防区域延長 (km)	重要度	築堤	備考
				地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離				
1	佐呂間別川	佐呂間別川	左岸	永代町	(道)永代橋から 0.1km 下流	16.90	宮前町	(町)協和橋から 0.4km 下流	18.30	1.40	B	有	樋門
2	佐呂間別川	安斎川	右岸	幸町	(町)太知橋から 0.7km 下流	0.00	幸町	(町)太知橋から 0.1km 上流	0.80	0.80	B	有	
3	佐呂間別川	安斎川	左岸	幸町	(町)太知橋から 0.7km 下流	0.00	幸町	(町)太知橋から 0.1km 上流	0.80	0.80	B	有	



一時避難場所

NO	施設名称	所在地	対象地区	面積 (㎡)	収容可能人員 (人)	摘要
①	旧栄小学校グラウンド	栄	共立、大成栄、啓生	9,446	2,862	
②	若佐小学校グラウンド	中園 38-1	栃木、中園川西、若佐武士、富丘朝日	21,861	6,624	
③	若佐コミュニティセンター駐車場	若佐 185-1		2,335	707	
④	佐呂間町総合グラウンド	西富	西富、北宮前町、幸町東	24,416	7,398	
⑤	佐呂間町100年多目的広場	幸町 57-1		10,800	3,272	
⑥	佐呂間高校グラウンド	北 311-1		27,000	8,181	
⑦	佐呂間小学校グラウンド	幸町 1-1		14,213	4,306	
⑧	佐呂間中学校グラウンド	幸町 9-1		25,997	7,877	
⑨	町民センター駐車場	永代町 166-1		3,400	1,030	
⑩	佐呂間町交通公園	幸町 21-2		1,683	510	
⑪	旧知来小学校グラウンド	知来	知来	4,562	1,382	
⑫	旧仁倉小学校グラウンド	仁倉	仁倉	7,420	2,248	
⑬	浜佐呂間活性化センター駐車場	浜佐呂間 310	浜佐呂間	1,000	303	
⑭	浜佐呂間小学校グラウンド	浜佐呂間 167		11,170	3,384	
⑮	旧幌岩小学校グラウンド	幌岩	幌岩、浪速	4,725	1,431	
⑯	富武士漁村環境改善センターグラウンド	富武士 54-1	富武士	8,400	2,545	
⑰	旧富武士小学校グラウンド	富武士		7,940	2,406	
⑱	旧若里小学校グラウンド	若里	若里	6,888	2,087	

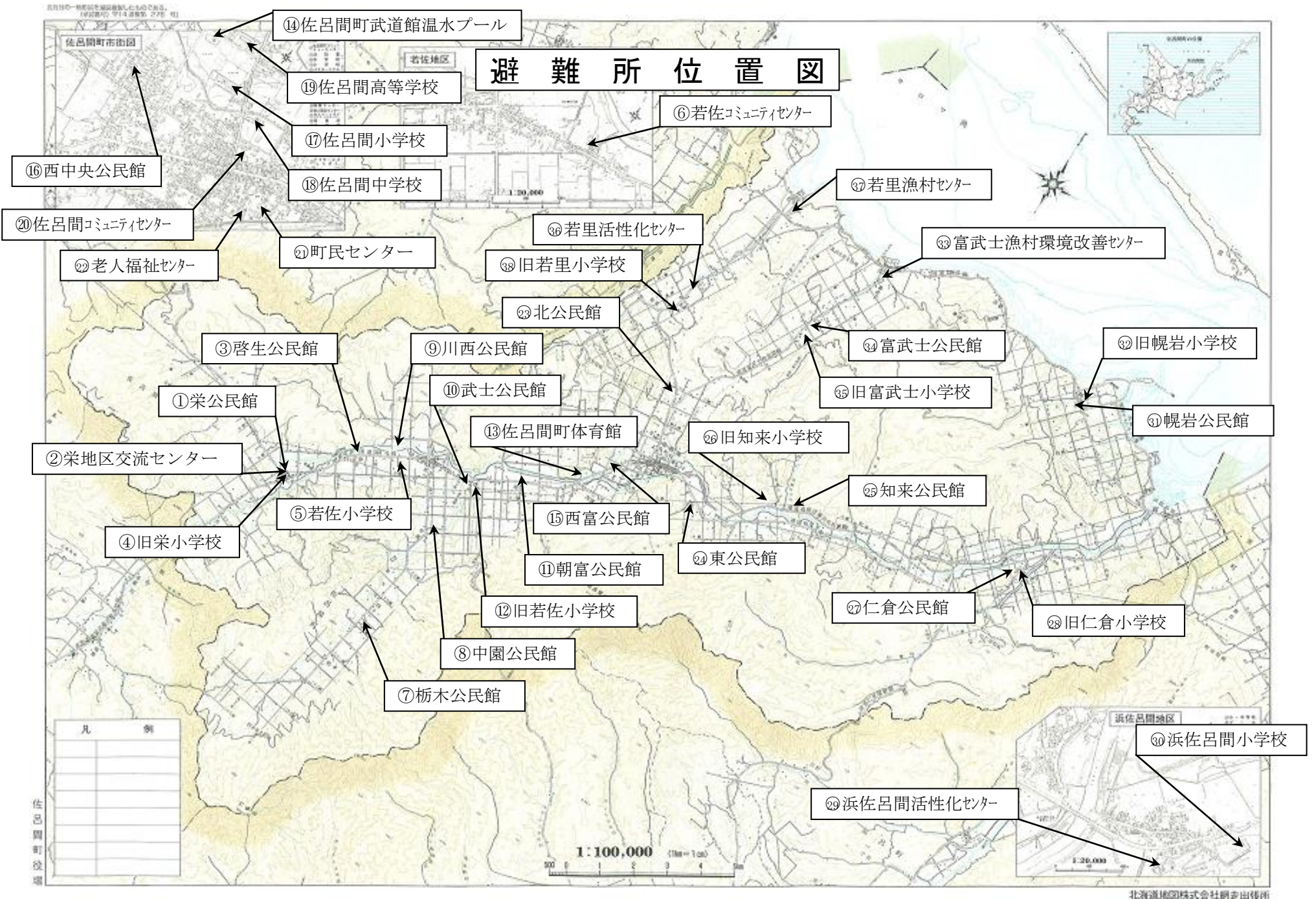
- 【参考】 1. 「一時避難場所」とは、災害による危険から避難してきた住民等が集合し、危険が去るまで又は外の避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するための屋外のオープンスペースをいう。
2. 一時避難場所の収容可能人員は、1人あたり3.3㎡として算出している。
3. 一時避難場所は、被害状況に応じて安全な施設を使用するものとする。



避難所

NO	施設名称	所在地	対象地区	面積 (㎡)	収容可能 人員 (人)	摘要	
①	栄公民館	栄	共立、大成 栄、啓生	361	88		
②	栄地区交流センター	栄 3-1		681	206		
③	啓生公民館	啓生		148	36		
④	若佐小学校	中園 38-1	栃木、中園 川西、若佐 武士	2,458	744		
⑤	若佐コミュニティセンター	若佐 185-1		1,011	306		
⑥	栃木公民館	栃木		194	47		
⑦	中園公民館	中園		142	34		
⑧	川西公民館	川西		94	23		
⑨	武士公民館	武士		66	16		
⑩	朝富公民館	富丘		富丘、朝日	230	56	
⑪	旧若佐小学校	武士			1,611	488	
⑫	佐呂間町体育館	西富 232	西富、北、 宮前町、幸町 東	2,016	327		
⑬	佐呂間町武道館温水プール	西富 1-1		849	257		
⑭	西富公民館	西富		427	104		
⑮	西中央公民館	西富		403	98		
⑯	佐呂間小学校	幸町 1-1		4,536	1,374		
⑰	佐呂間中学校	幸町 9-1		4,755	1,440		
⑱	佐呂間高等学校	北 311-1		4,583	1,388		
⑲	佐呂間コミュニティセンター	永代町 3		521	157		
⑳	町民センター	永代町 166-1		2,278	690		
㉑	老人福祉センター	永代町 171-3		661	160		
㉒	北公民館	北		136	33		
㉓	東公民館	東	66	16			
㉔	知来公民館	知来	知来	218	53		
㉕	旧知来小学校	知来		1,129	342		
㉖	仁倉公民館	仁倉	仁倉	284	69		
㉗	旧仁倉小学校	仁倉		1,254	380		
㉘	浜佐呂間活性化センター	浜佐呂間 310	浜佐呂間	579	175		
㉙	浜佐呂間小学校	浜佐呂間 167		3,195	968		
㉚	幌岩公民館	幌岩	幌岩、浪速	134	32		
㉛	旧幌岩小学校	幌岩		1,878	569		
㉜	富武士漁村環境改善センター	富武士 54-1	富武士	256	77		
㉝	富武士公民館	富武士		119	29		
㉞	旧富武士小学校	富武士		1,524	461		
㉟	若里活性化センター	若里 498-4	若里	438	106		
㊱	若里漁村センター	若里		385	93		
㊲	旧若里小学校	若里		1,769	536		

- 【参考】 1. 「避難所」とは、避難してきた住民等を収容する建物をいう。
 2. 避難所の収容可能人員は、1人あたり3.3㎡として算出している。
 3. 避難所は、被害状況に応じて安全な施設を使用するものとする。
 4. 対象地区は整理上記載しているが、被災地に近接の避難所に避難するものとする。



北海道広域消防相互応援協定

(平成3年4月1日施行)

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

(地域区分)

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

(代表消防機関の設置及び任務)

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

(3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

(応援の種別)

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 陸上応援 消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。）による応援

(2) 航空応援 回転翼航空機を装備した消防吏員の1隊（以下「航空隊」という。）による応援（応援対等の登録）

第6条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

(応援要請の方法)

第7条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第1要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第2要請

当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

ウ 第3要請

当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空機の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあって

ては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第7条の2 地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援を要請することができるものとする。

2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(応援隊の代行)

第8条 前2条の規定により応援の要請を受けた市町等(以下「応援側」という。)の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援側の指揮)

第10条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

(1) 応援隊員の出勤に係わる旅費及び諸手当

(2) 車両及び機械器具の燃料費(現地で調達したものを除く。)

(3) 車両及び機械器具の修理費

(4) 消耗品の補充費(現地で調達したものを除く。)

2 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第11条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償

(2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

本協定の成立を証するため協定書72通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

平成3年2月13日

附 則

この協定は、平成6年8月1日から施行する。

附 則

この協定は、平成18年4月1日から施行する。

別表

地域	構 成 市 町 等
道西地域	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、檜山広域行政組合
道南地域	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道央地域	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、北広島市、上砂川町、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
道北地域	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、上川南部消防事務組合、大雪消防組合、上川中部消防組合、富良野地区消防組合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道東地域	釧路市、帯広市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別消防事務組合、斜里地区消防組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、南十勝消防事務組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、根室北部消防事務組合

北海道消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が災害による被害を最小限に軽減するため北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において、「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第3条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動が必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
- (2) 災害が隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動がもっとも有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
 - (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
 - (3) 災害現場の気象状況
 - (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
 - (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
 - (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
 - (7) その他必要な事項
- (防災航空隊の派遣)

第4条 知事は、前条第1項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第5条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第6条 第3条第1項の規定による応援要請に基づき退院が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第7条第1項の規定による応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第7条 この協定に基づく応援に要する隊員の出勤に係る経費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第10条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は記名押印のうえ、それぞれの1通を保有するものとする。

平成8年6月25日

北海道知事
以下道内72市町の長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運行要領

(趣旨)

第1条 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱(以下「要綱」という。)第15条第3項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター(以下「航空機」という。)の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第2条 緊急運航は、原則として、要綱第14条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 災害が発生した市町村(消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。)の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他航空機による活動が最も有効と認められる場合

(緊急運航の基準)

第3条 緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況の偵察・情報収集

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

災害応急対策活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(2) 救急活動

ア 傷病者の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等から生命が危険な傷病者を搬送する必要がある場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

イ 医療機関への転院搬送

他の医療機関へ搬送しなければ傷病者の生命に危険が及ぶと医師が判断し、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

ウ 医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等において緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

エ その他

救急活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難で屋上等から行うことが必要と認められる場合

イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難と認められる場合

エ その他

救助活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(4) 火災防御活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合

イ 偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合

エ その他

火災防御活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都府県の消防防砂活動への応援が必要と認められる場合

(緊急運航の要請)

第4条 緊急運航の要請(前条第5号に規定するものを除く。)は、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により行うとともに、速やかに様式第1号をファクシミリにより提出する者とする。ただし、救急患者の救急搬送に係る手続きについては、別に定めるところによるものとする。

(緊急運航の決定)

第5条 運航管理責任者は、前条本文の要請を受けた場合は、直ちに隊長にその内容を伝えるとともに、災害等の状況・気象状況等を確認の上、速やかに出動の可否を決定し、隊長に指示するものとする。

2 運航管理責任者は、速やかに前項に規定する出動の可否等を総括管理者に報告するとともに、関係支庁長にその旨を連絡するものとする。

(要請に対する結果の通報)

第6条 運航管理責任者は、直ちに前条第1項に規定する出動の可否を要請者に連絡するものとする。

(受入体制)

第7条 緊急運航を要請した市町村長(消防の一部事務組合の管理者を含む。以下「市町村長等」という。)は、運航管理責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整えるものとする。

(報告)

第8条 緊急運航を要請した市町村長は、災害等が収束した場合(救急患者の緊急搬送に係る場合を除く。)には、災害等状況報告書(様式第2号)により、総括管理者に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

北海道消防防災ヘリコプター緊急運行伝達票

要請日時:平成 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

要請機関名	
担当者職氏名	
連絡先	Tel FAX

災害の状況・派遣理由	覚 知	平成 年 月 日 時 分							
	災害発生日時	平成 年 月 日 時 分							
	災害発生場所								
	災 害 名								
	災害発生状況・措置状況								
派遣を必要とする区域		希望する活動内容							
気象の状況									
離着陸場の状況	離着陸場名								
	特記事項	(照明、Hマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況(障害物等)ほか)							
必要とする資機材					現地での資機材確保状況				
					特記事項				
傷病者の搬送先					救急自動車の手配状況				
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名								
	現場付近で活動中の航空機の状況								
現地最高指揮者	(機関名)				(職・氏名)				
無線連絡方法	(周波数) Hz								
その他参考となる事項									
搭乗者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢	備 考

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括管理者
北海道総務部危機管理監 様

要請機関の長 印

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第 8 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分								
災害発生場所	平成 年 月 日 時 分								
派遣区域									
離着陸場									
使用した資機材									
傷病者の搬送先									
消防防災 ヘリコプター に係る活動内容等	【地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）】								
	【消防防災ヘリコプターによる活動内容】								
災害発生状況・ 措置状況									
その他参考となる 事項									
搭 乗 者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急輸送手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運行管理要綱第15条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第4条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急輸送についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第2条 救急患者の緊急輸送に係る各機関の手続は、次に定めるところによる。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急輸送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急輸送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面本部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運行できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の宣誓書を機長に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。
この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

平成 年 月 日

北海道総務部危機管理監 様

住所

氏名

印

宣 誓 書

私は、このたびあなたの管理する航空機（はまなす2号）に搭乗することになりましたので、次の事項を宣誓いたします。

記

- 1 使用目的以外の要求はいたしません。
- 2 搭乗中、機体の故障又は天災等による事故が発生いたしましても、当方において責任を持って処理し、あなたに対して損害賠償要求の訴訟等はいたしません。
- 3 その他搭乗に際してはすべてあなたの指示に従います。

緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画

第1章 総則

この計画は、緊急消防援助隊運用要綱（平成16年3月26日付け消防震第19号。以下「運用要綱」という。）第3条第3項に基づき、緊急消防援助隊北海道隊（以下「北海道隊」という。）の応援等について必要な事項を定め、もって、被災地、受援都府県及び消防庁と連携の上、迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

第2章 北海道隊の編成

1 代表消防機関 札幌市消防局

代表消防機関代行 函館市消防本部、小樽市消防本部、旭川市消防本部、釧路市消防本部、
苫小牧市消防本部

2 登録部隊の状況

平成16年4月1日現在で緊急消防援助隊に登録されている部隊は別表1のとおりである。

(1) 部隊の種類及び概要は次のとおりである。

- | | |
|----------|-------|
| ①北海道隊指揮隊 | 6 隊 |
| ②消火部隊 | 6 8 隊 |
| ③救助部隊 | 9 隊 |
| ④救急部隊 | 1 4 隊 |
| ⑤後方支援部隊 | 2 隊 |
| ⑥航空部隊 | 2 隊 |
| ⑦特殊災害部隊 | 1 3 隊 |
| ⑧特殊装備部隊 | 9 隊 |

(2) (1)のほか、指揮支援部隊として次のとおり登録されている。

指揮支援部隊（札幌市消防局） 2 隊

3 北海道隊の編成

北海道隊は代表消防機関が次の基準に基づき応援可能部隊の中から消防庁長官、北海道知事の出動の求め又は指示（以下、「出動要請」という。）があった部隊により編成する。ただし、出動要請された隊数がユニット内の隊数に満たない場合、又は災害の長期化により交替が必要になった場合は協議のうえ、決定する。

(1) 指揮部隊

北海道隊を統括するため、代表消防機関の指揮隊で編成する。ただし、管内災害対応等のたの代表消防機関の指揮隊が出動できない場合は協議のうえ、代表消防機関代行の指揮隊で編成する。

(2) 消火部隊

消防庁長官から消火部隊の出動要請があった場合は、その要請内容に応じて登録部隊から応援出動可能な隊を選定し編成する。

(3) 救助部隊

下表のとおり出動期間を前・中・後半に区分し、各ユニットごとに救助隊員を派遣する。

第1ユニット (1日目～10日目)		第2ユニット (11日目～20日目)		第3ユニット (21日目～30日目)	
札幌市消防局	1 隊	札幌市消防局	1 隊	札幌市消防局	1 隊
函館市消防本部	1 隊	釧路市消防本部	1 隊	函館市消防本部	1 隊
旭川市消防本部	1 隊	苫小牧市消防本部	1 隊	旭川市消防本部	1 隊

(4) 救急部隊

下表のとおり出動期間を前・中・後半に区分し、各ユニットごとに救急隊員を派遣する。

第1ユニット (1日目～10日目)		第2ユニット (11日目～20日目)		第3ユニット (21日目～30日目)	
札幌市消防局	1 隊	札幌市消防局	1 隊	札幌市消防局	1 隊
函館市消防本部	1 隊	小樽市消防本部	1 隊	函館市消防本部	1 隊
旭川市消防本部	1 隊	北見地区消防組合	1 隊	旭川市消防本部	1 隊
		消防本部			

(5) 後方支援部隊

北海道隊への各種補給等を支援するため、後方支援部隊は登録部隊から編成する。ただし、災害の状況、派遣の規模等により登録部隊のみで不足する場合は、他の消防本部を編成に加えることができる。

(6) 航空部隊

消防庁長官から航空部隊の出動要請があった場合は、航空部隊を北海道隊として編成する。ただし、指揮支援隊の先行調査等の特別の任務がある場合は、その管理下で活動するものとする。

(7) 特殊災害部隊、特殊装備部隊

消防庁長官から特殊災害部隊及び特殊装備部隊の出動要請があった場合は、その要請内容に応じて登録部隊から編成する。ただし、災害の状況、派遣の規模等により登録部隊のみで不足する場合は、他の消防本部を編成に加えることができる。

4 集結拠点

北海道隊の集結拠点（航空部隊を除く。）は、別表2のとおりとする。

5 指揮体制

北海道隊の指揮系統は、原則として次のとおりとする。

(1) 北海道隊長の指揮権は、北海道隊掌握から解散までの間とする。

(2) 北海道隊長は、代表消防機関の指揮部隊長とする。ただし、管内災害対応等のため代表消防機関の指揮隊が出動できない場合は協議のうえ、代表消防機関代行の指揮部隊長が代わって北海道隊長の任務にあたるものとする。

(3) 部隊長

部隊長は、下表に定める消防本部とする。

消火部隊長	第1ユニット	原則として出動隊の階級上位者とするが、同階級の場合は、その都度協議する。
	第2ユニット	
	第3ユニット	
救助部隊長	第1ユニット	
	第2ユニット	
	第3ユニット	
救急部隊長	第1ユニット	
	第2ユニット	
	第3ユニット	
後方支援部隊長	札幌市消防局	
航空部隊長	北海道防災航空隊	
特殊災害部隊長	札幌市消防局	
特殊装備部隊長	札幌市消防局又は苫小牧市消防本部	

(4) 隊長

隊長は、部隊長を補佐し小隊を指揮する。

第3章 情報連絡体制

大規模災害等に対して、迅速かつ適正で効率的な消防広域応援活動を実施するため、次により情報連絡体制を確立し、応援活動の迅速化を図るものとする。

(1) 情報連絡体制

① 出動準備の連絡

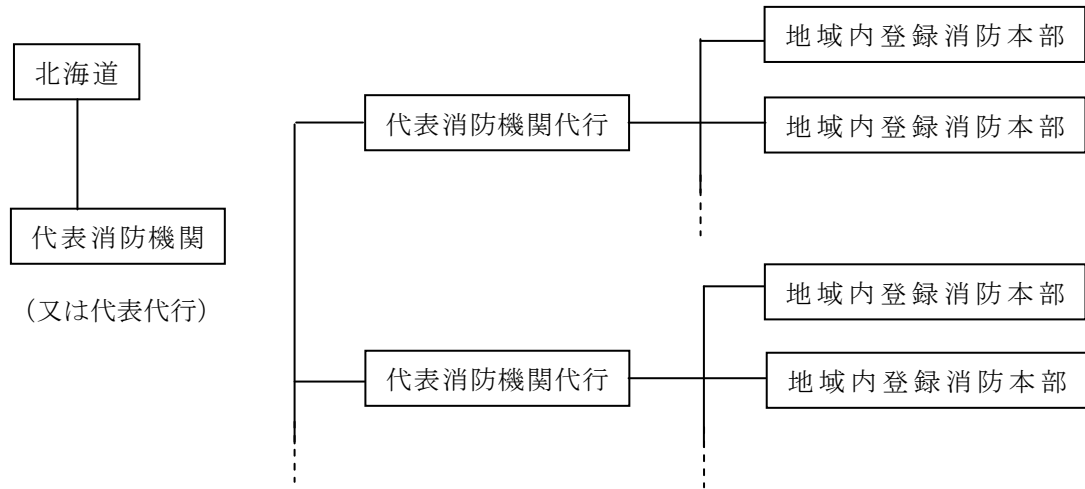
消防庁長官からの出動要請を受けた代表消防機関は、関係消防本部に出動準備の連絡をする。出動準備の連絡を受けた消防本部は、直ちに可能部隊数を報告するものとする。

② 出動要請

代表消防機関は、出動準備が整った関係消防本部に出動の要請をする。

(2) 情報連絡系統

北海道隊が出勤する場合の消防本部間の情報連絡系統は、次のとおりとする。



(3) 情報連絡窓口

別表3のとおりとする。

(4) 情報連絡方法

情報連絡の方法は、原則として有線電話、有線ファクシミリによるものとするが、有線途絶等の場合は、消防無線の全国共通波により行うものとする。

第4章 災害現場における無線運用体制

災害現場における無線運用体制は、第2章5の指揮系統に基づき、応援可能無線機、携帯電話の状況を勘案し、次により行うものとするが、使用無線系統は現地消防本部の指示に従うものとする。

なお、通信は必要最小限にとどめるものとする。

- 1 全国共通波の統制は、指揮本部（又は緊急消防援助隊調整本部）が行う。
- 2 現地消防本部の消防隊は、当該消防本部の市町村波又は署活動波を使用する。
- 3 全国共通波の使用は、現則として北海道隊長、各部隊長間とするが、無線運用上、必要があるときは、各部隊間で使用することができるものとする。
- 4 北海道隊内の無線機の貸し借りにより、各部隊内の無線連絡は同一の周波数で行うよう努めるものとする。
- 5 中継送水隊形をとるときは、原則として同一周波数の無線をそのラインごとに確保するものとするが、それにより難しいときでも、少なくとも、筒先担当と機関担当は同一周波数の無線とすること。
- 6 救助部隊及び救急部隊は、原則として全国共通波を使用し、指揮本部が通信統制を行う。

第5章 資機材に関する事項

応援可能資機材及び応援可能無線機等は、別表4及び別表5のとおりである。

北海道隊を構成する消防本部は、これらの中から災害の規模、災害種別に応じて装備するものとする。

なお、無線機は原則として全国共通波を実装しているものとする。

第6章 応援等出勤

- 1 消防庁長官から出勤要請を受けた北海道知事は、登録市町村の長に対して、緊急消防援助隊の出勤要請を行うとともに、次の事項について連絡するものとする。当該出勤要請を受けた登録市町村の長は、速やかに部隊を出勤させるものとする。

なお、出勤部隊は、原則として72時間活動可能な食糧、飲料水等を出勤時に携行するものとする。

- ① 災害の発生日時及び発生場所
- ② 消防庁長官から出勤要請のあった日時

- ③ 災害の状況（現況、拡大の予想）
 - ④ 人的、物的被害の状況
 - ⑤ 必要部隊、車両、資機材
- 2 代表消防機関の長は、北海道隊の集結拠点、集結時間、使用無線波、その他必要な事項について、各登録市町村の消防機関の長に連絡するものとする。
 - 3 部隊を出動させた登録市町村の消防長は、代表消防機関の長に次の事項を連絡するものとする。代表消防機関の長は、その内容を北海道知事に報告するものとする。
 - ① 応援隊指揮者の階級、職、氏名
 - ② 出動部隊数、車両、資機材
 - ③ 集結拠点到着予定時間
 - ④ その他必要な事項
 - 4 出動部隊は、北海道隊の集結拠点に到着したときは、次の事項を確認し、被災地の集結拠点に向かうものとする。また、北海道隊長は、集結完了時刻、出発時刻を代表消防機関を通じて北海道知事に報告するものとする。
 - ① 北海道隊長及び各部隊長
 - ② 部隊構成、車両、資機材
 - ③ 被災地までの進入ルート
 - ④ その他必要な事項
 - 5 消防庁長官からの出動要請を受けた航空部隊は、消防庁及び緊急消防援助隊調整本部と連絡を取り合い、出動先を確認の上、速やかに出動するものとする。
 - 6 後方支援本部は、代表消防機関に設置する。ただし、管内災害対応等のため代表消防機関に設置できない場合は協議のうえ、代表消防機関代行に設置する。後方支援本部は、登録市町村の消防機関との間で、交替要員の確保及び隊員の交替等について協議、調整するものとする。
 - 7 出動隊が帰署（所）した場合には、当該部隊の属する消防機関は、代表消防機関及び北海道知事に報告するものとする。

第7章 後方支援活動

後方支援活動は、後方支援部隊が行うこととし、後方支援部隊は、後方支援本部と連携し、出動部隊が円滑に活動できるよう、また、効率的かつ適切な補給を行うため、次に掲げる活動を実施するものとする。

- ① 活動拠点の設置
- ② 出動部隊への食料、飲料水及び資機材の調達、補給
- ③ 資機材（車両を含む）の維持管理
- ④ 燃料等の現地調達
- ⑤ 交替要員の集結、搬送

附 則

この計画は、平成17年1月27日から施行する。

緊急消防援助隊受援計画

第1章 総則

1 目的

この計画は、北海道内の市町村において、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生し、消防組織法第24条の3の規定に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合において、緊急消防援助隊運用要綱第21条に基づき、北海道の緊急消防援助隊受援計画（以下「計画」という。）について必要な事項を定め、もって緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この計画において、使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 災害発生市町村長等
大規模災害又は特殊災害が発生した市町村長（当該市町村長から委任を受けた消防本部の長を含む。）をいう。
- (2) 災害発生消防本部
災害発生地を管轄する消防本部をいう。
- (3) 代表消防機関
札幌市消防局をいう。ただし、札幌市が被災等により、道内の消防機関の連絡調整を行うことができない場合は、代表消防機関代行がその任にあたる。
- (4) 代表消防機関代行
函館市消防本部（道西地域）、苫小牧市消防本部（道南地域）、小樽市消防本部（道央地域）、旭川市消防本部（道北地域）、及び釧路市消防本部（道東地域）をいう。
- (5) 都道府県隊長
緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画第2章第1節3(3)の都道府県隊長をいう。

第2章 応援要請の手続き

1 応援要請の要領

緊急消防援助隊の応援要請の流れは、別紙1を基本とし、要請する場合は、次の要領による。

- (1) 災害発生市町村から北海道知事への応援要請連絡
災害発生市町村長等は、大規模な災害等に際し、自らの市町村（消防の一部事務組合を含む。以下同じ。）の消防力では対応できず、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断したときは、別記様式1-1の内容を電話及びファクシミリ又はパソコンによるメール等により、速やかに北海道知事に連絡するものとする。ただし、北海道知事に連絡がとれない場合は、消防庁長官に対して要請するものとする。
- (2) 消防庁長官への応援要請
北海道知事は、災害発生市町村長等からの応援要請連絡を受け、消防組織法第24条の3に基づき、災害の状況及び道内の消防力に照らして、緊急消防援助隊の出動が必要と判断したときは、速やかに消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。
 - ① 北海道知事は、緊急消防援助隊の応援要請の可否を決定する際、代表消防機関又は代表消防機関代行に必要な情報を伝達するものとする。
 - ② 北海道知事は、災害発生市町村長等からの応援要請の連絡がない場合であっても、代表消防機関又は代表消防機関代行等からの情報により、緊急消防援助隊の応援が必要と認めるときは、消防庁長官に対して応援要請することができるものとする。この場合、北海道知事は災害発生市町村長等に対し、速やかに応援要請を行った旨を連絡するものとする。
 - ③ 消防庁長官から応援を決定した旨の通知を受けたときは、北海道知事は災害発生市町村長等及び代表消防機関の長に速やかにその旨を連絡する。
- (3) 要請の際に必要な情報
災害発生市町村長等による北海道知事への応援要請連絡及び北海道知事が消防庁長官に応援要請を行う際は、別記様式1-1の情報のとおりとする。
- (4) 応援部隊が出動するまでに必要な情報
災害発生市町村長等は、北海道知事に対し第一報で要請の際に必要な情報を連絡後、次に掲げる内容を速やかに連絡しなければならない。

また、北海道知事は、これらの情報を消防庁長官へ連絡するものとする。

 - ① 応援部隊の集結拠点（災害発生市町村長等からは現地の集結拠点を聴取する。）
 - ② 応援部隊の到達ルート
 - ③ その他の情報

2 応援要請及び連絡時の主な連絡先

(1) 主要関係機関

- ① 国
- ② 代表消防機関及び代表消防機関代行
- ③ 北海道主管課
- ④ 東北6県及び新潟県の防災主管課
- ⑤ 東北6県及び新潟県の代表消防本部

(2) その他の機関

- ① 自衛隊
- ② 海上保安庁
- ③ 北海道警察本部
- ④ ライフライン関係機関

3 情報連絡方法

原則として有線（携帯）電話、有線ファクシミリによるものとするが、有線途絶等の場合は、無線を活用するものとする。

第3章 指揮体制及び通信運用

1 指揮命令体制

緊急消防援助隊の応援活動を迅速に行うために、被災地での応援部隊等の指揮命令体制を次のとおり定める。

(1) 北海道における防災組織

- ① 北海道災害対策（地方）本部
- ② 市町村災害対策本部主管課
- ③ 消防本部主管課

(2) 緊急消防援助隊調整本部及び運営員

- ① 緊急消防援助隊出動決定前の初動時における情報収集体制の強化及び北海道と代表消防機関との情報の共有化を図るため、運営員を置くこととし、被害の甚大性が見込まれる場合には、直ちに道内広域消防応援の対応、緊急消防援助隊の要請の要否等について協議するものとする。

運営員には、北海道総務部危機対策室防災消防課長及び札幌市消防局予防部指導課長をもって充てる。

なお、運営員に変更があった場合は、相互に通知するとともに、消防庁に連絡する。

- ② 緊急消防援助隊の出動が決定された場合、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動に資するため、緊急消防援助隊調整本部（以下、「調整本部」という。）を設置し、関係災害対策本部との情報連絡を行うものとする。
- ③ 調整本部は、北海道知事又はその委任を受けた者、被災地である市町村長又はその委任を受けた者、消防庁派遣職員、指揮支援部隊長、道代表消防機関の派遣職員をもって組織する。
- ④ 調整本部が設置された場合、代表消防機関運営員は速やかに調整本部に参集し、北海道運営員とともに調整本部の運営に当たるものとする。
なお、大規模災害等の発生に伴い、市町村又は北海道に災害対策本部等が設置された場合においては、当該災害対策本部がその機能を果たすことができる。
- ⑤ 調整本部は、原則として、被災地が一の市町村の場合には当該市町村が設置するものとし、被災地が複数の市町村である場合には北海道が設置するものとする。
- ⑥ 調整本部を設置したときは、北海道運営員は関係市町村及び消防本部にその旨を連絡する。
調整本部の設置については、別に定める設置規程による。

2 無線運用体制

応援時の無線運用を円滑に行うため、道内での無線種別及び無線運用体制については次のとおりとする。

(1) 全国共通波

指揮本部、緊急消防援助隊調整本部、緊急消防援助隊指揮支援本部、都府県隊本部相互間の通信は、全国共通波1を使用する。

なお、被災地が広域にわたる等のため指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、緊急消防援助隊調整本部長が全国共通波1、全国共通波2及び全国共通波3のいずれかから、消防力の配置及び活動状況に応じて使用チャンネルを指定する。

(2) 他都府県の県内共通波

応援都府県隊内における部隊間の通信に使用するものとし、統制は応援都府県隊長の属する

現場指揮所が行う。

- (3) 災害発生地の市町村波
災害発生消防本部及び応援都府県隊との交信に使用するものとし、この場合、災害発生市町村長等は、都府県隊への無線機の貸与又は無線機を所持する連絡員の派遣を行う。
- (4) 道内使用無線の周波数
使用無線の周波数等については、資料3（消防関係機関のみ配付）のとおりとする。
 - ① 全国共通波
 - ② 市町村波
 - ③ 航空波
 - ④ 救急波
 - ⑤ 基地局呼出符号
- (5) 道内の消防本部の対応
道内の消防本部は、大規模な災害が発生した場合、航空隊及び応援隊からの連絡に備え、全国共通波1を開局するものとする。

第4章 情報提供

- 1 応援部隊の集結拠点及び到達ルート
 - (1) 航空部隊
航空部隊の集結拠点は、資料4-1のとおりとする。
 - (2) 地上部隊
地上部隊の集結拠点及び到達ルートは、資料4-2のとおりとする。
なお、緊急消防援助隊指揮支援本部は、主要ルートから現地集結拠点まで消防無線又は誘導員により進入のための目標物及びルートを指示し応援部隊を誘導するものとする。
- 2 ヘリコプター離着陸可能場所
ヘリコプター離着陸可能場所は、資料5のとおりとする。
- 3 燃料補給体制
燃料補給可能場所は、資料6のとおりとする。ただし、現地給油が必要な場合は、災害発生市町村長等が給油用タンクローリーの要請を行うものとする。
- 4 水利状況
市町村別の消火栓スピンドルドライバーの口径及び形状は、資料7のとおりとする。
- 5 応援部隊への補給体制
緊急消防援助隊に係る4日目以降の食糧品等物資の補給可能場所は、資料8のとおりとする。
- 6 野営可能場所
各地域の野営可能場所は、資料9のとおりとする。
なお、野営場所が決定した場合は、各都道府県隊長は当該野営場所で野営している部隊の所属等を取りまとめ、指揮支援隊長に報告するものとする。
- 7 地理の情報
各市町村は、応援部隊が被災地で円滑かつ的確な活動ができるよう、地図等をあらかじめ整備しておかなければならない。
 - (1) 航空部隊、地上部隊の集結拠点
 - (2) ヘリコプターの離着陸場
 - (3) 燃料補給可能場所
 - (4) 消火栓、防火水槽、プール、河川等水利種別所在地
 - (5) 食糧品等物資の補給可能場所
 - (6) 野営可能場所
- 8 応援部隊の現場引揚げ
 - (1) 災害発生市町村長等は、災害状況の推移により緊急消防援助隊の活動の必要がなくなったと判断した場合は、応援要請の解除について緊急消防援助隊調整本部と協議する。
 - (2) 災害発生市町村長等は、応援要請の解除を決定した場合は、速やかに現場引揚げを各都府県隊長に指示するものとする。この場合、当該応援部隊について次の事項を確認するものとする。
 - ① 活動概要（場所、時間、隊数等）
 - ② 活動中の異常の有無
 - ③ 隊員の負傷の有無
 - ④ 車両、資機材等の損傷の有無
 - ⑤ その他必要な事項
- 9 応援部隊の活動報告等

応援部隊の各都府県隊長は、応援部隊活動報告書（別記様式2）を各部隊に記録するよう指示し、都府県隊ごとに取りまとめたものと併せて災害発生市町村長等に提出する。

災害発生市町村長等は、速やかに北海道知事及び代表消防機関へ写しを提出するものとする。

第5章 その他

1 その他の事案について

当受援計画に記載のない事案については、その都度、指揮支援部隊長、災害発生市町村長等が協議して決定する。

附 則

この計画は、平成17年1月19日から施行する

災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内における災害時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急処理事態（以下「災害時等」という。）において、被災市町村（災害時に被災した市町村又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要がある市町村をいう。以下同じ。）のみでは避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急措置等」という。）を十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第17条第1項及び第18条第1項若しくは同法第183条において準用する第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者等（避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害の被災者をいう。以下同じ。）の救出、衣料及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等の提供およびあっせん
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災及び国民保護に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第6条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

（応援の要請の手續）

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 第2条第3号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 第2条第4号に掲げる職員の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあっては、その旨を当該被災者市町村の長に通知するものとする。

3 前2項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあつては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまばない場合には、応援を受け他市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替(国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。)支弁するものとする。

3 前2項の規定により難い場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であつて必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があつたものとみなす。

3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。

但し、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じない事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成20年6月10日から施行する。

平成9年11月5日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成20年6月10日

北海道

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道市長会

北海道市長会長 上 野 晃

北海道町村会

北海道町村会長 寺 島 光一郎

別表

地域区分	構成市町村
石狩支庁	石狩支庁管内の市町村
渡島支庁	渡島支庁管内の市町村
檜山支庁	檜山支庁管内の町
後志支庁	後志支庁管内の市町村
空知支庁	空知支庁管内の市町
上川支庁	上川支庁管内の市町村
留萌支庁	留萌支庁管内の市町村
宗谷支庁	宗谷支庁管内の市町村
網走支庁	網走支庁管内の市町村
胆振支庁	胆振支庁管内の市町
日高支庁	日高支庁管内の町
十勝支庁	十勝支庁管内の市町村
釧路支庁	釧路支庁管内の市町村
根室支庁	根室支庁管内の市町

災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定(以下「協定」という。)第11条第1項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条に規定する連絡担当部局は、別表第1のとおりとする。

(応援の要請の方法)

第3条 協定第7条第1項に規定する応援の要請は、電話、電信等により行うものとし、後日速やかに応援を行った道及び市町村に要請文書を提出するものとする。

(応援の要請等の連絡系統)

第4条 協定第7条に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報の連絡系統は、別表第2のとおりとする。

(経費負担の内容等)

第5条 協定第8条第1項に規定する応援を受けた被災市町村(以下「要請市町村」という。)が負担する経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 応援職員の派遣 応援を行った道及び市町村が別に定める規定に基づき算定した当該応援職員に係る旅費及び諸手当の合計額の範囲内の額
- (2) 備蓄物資 当該物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資 当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 車両、船艇、機械器具等借上料 燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修繕費
- (5) 施設の提供 借上料
- (6) 協定第2条第6号に規定する事項 その実施に要した額

2 協定第8条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替支弁した場合には、応援を行った道及び市町村は、当該経費の額を、知事及び市町村の長名による請求書により関係書類を添付の上、要請市町村に請求するものとする。

3 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。

4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が応援業務中に生じたものにあつては要請市町村が、要請市町村への往復の途中において生じたものにあつては応援を行った道及び市町村が、当該損害を賠償するものとする。

5 前各項の規定により難しい場合については、要請市町村と応援を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成20年6月10日から施行する。

平成9年11月5日に締結された実施細目は、これを廃止する。

この実施細目の締結を証するため、実施細目に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成20年6月10日

北海道

北海道知事 高橋 はるみ

北海道市長会

北海道市長会長 上野 晃

北海道町村会

北海道町村会長 寺島 光一郎

北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、佐呂間町（以下「乙」という。）は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

（目的）

第1条 この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

（定義）

第2条 この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

2 この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

（応援の要請）

第3条 乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる

（応援の実施）

第4条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。

- (1) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合
- (2) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断をした場合
- (3) その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合

2 甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

（応援の内容）

第5条 前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土木施設等の被害状況の把握
- (2) 二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等）
- (3) その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

（費用負担）

第6条 乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適當な場合は、相互に協議するものとする。

（相互の情報交換）

第7条 甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第8条 この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

（その他）

第9条 この申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（適用）

第10条 この申合せは、平成22年5月31日から適用するものとする。

平成22年5月31日

甲 北海道開発局長

乙 佐呂間町長

災害救助用米穀等引渡協定書

北海道農政事務所長と北海道知事（以下「知事」という。）とは、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）が発動された場合における政府所有米穀、災害対策用乾パン及び乾燥米飯（以下「災害救助用米飯等」という。）の緊急引渡しについて、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米飯等の緊急引渡要領」（平成 18 年 6 月 15 日 18 総食第 294 号。以下「引渡要領」という。）第 2 の 1 に基づき、下記のとおり協定するものとする。

記

- 1 災害を受けた市町村長（災害救助法に基づく救助又は国民保護法に基づく救援を行う市町村をいう。以下同じ。）が、交通・通信の途絶のため、災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合には、災害救助法又は国民保護法発動期間中に緊急に引渡しを受ける必要のある数量の災害救助用米穀等について、北海道農政事務所において倉庫を管轄する主管課長並びに北海道農政事務所地域課長又は災害救助用米飯等を保管する倉庫の責任者に対し、直接引渡しを要請することができる。
- 2 知事は、被災市町村長が上記 1 により災害救助用米飯等の引渡しを受けた場合には、引渡しを受けた全数量について、所定の価格により買い受けるものとする。なお、この場合の価格とは、災害救助法又は国民保護法が発動された場合の直前の政府売渡予定価格を基準として決定することを原則とする。
- 3 災害救助用米穀等の売買代金の延納措置については、次のとおりとし、これに伴う担保及び金利は徴しないものとする。
 - ア 災害救助法が発動された場合
延納措置の期間については、原則 30 日以内とするが、次の要件を全て満たす場合においては 3 ヶ月以内とする。なお、これらの期間については、北海道農政事務所長と知事が協議の上決定するものとする。
 - ①災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき、政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。
 - ②自衛隊の派遣が行われていること。
 - ③知事から 30 日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、総合食料局長がやむを得ないと認めること。
 - イ 国民保護法が発動された場合
延納措置の期間については、3 ヶ月以内とし、北海道農政事務所長と知事が協議の上決定する。
- 4 引渡しを行う災害救助用米穀等は正品に限るものとする。
ただし、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため、知事又は知事若しくは市町村長が指定する者（知事又は市町村長が取扱業者として指定した卸売業者等をいう。）が被災地倉庫に保管されている事故品（損傷米穀）の損傷が軽微であり、災害救助用米穀等として適当と認めるときは、当該事故品について引渡しを行うことができるものとする。
- 5 本協定による災害救助用米穀等の引渡しに係わる具体的な取り扱いについては、引渡要領の第 3 から第 5 の規定によるもののほか、この定めのないものについて北海道農政事務所長と知事は必要に応じて協議を行うものとする。

上記協定の成立を証するため、本協定書を 2 通作成し、両者記名押印し、各自 1 通を保有するものとする。

平成 18 年 10 月 3 日

農林水産省北海道農政事務所長

北海道知事

災害時等における乾パンの取扱要領（抄）

平成 19 年 3 月 30 日付け 18 総食第 1327 号総合食料局長通知

第 1 趣旨

「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」（平成 18 年 6 月 15 日付け 18 総食第 294 号総合食料局長通知。以下「緊急引渡要領」という。）に定められた救助又は救援が行われる場合及び、災害発生又はそのおそれのある場合（以下「災害時等」という。）における農林水産省総合食料局が備蓄している乾パン（以下「農林水産省乾パン」という。）の供給に当たっては、緊急引渡要領に定めるもののほか、次により迅速かつ的確に行うものとする。

第 2 災害地地方農政事務所長の手続き

- 1 災害時等における応急用食料として知事から乾パンの供給申請を受けた災害地の地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「災害地所長」という。）は、自ら乾パンを備蓄している場合においては、直ちに供給に必要な措置をとるものとする。
- 2 災害地所長は、自ら備蓄している乾パンが必要量に満たない場合、又は乾パンを備蓄していない場合においては、以下の措置をとるとともに、農林水産省総合食料局長（以下「局長」という。）に連絡するものとする。
 - (1) 別表 1 に掲げる備蓄地地方農政事務所長（以下「備蓄地所長」という。）に対し必要な乾パンの供給を要請し、所定の手続を経て引渡しを受け、直ちに供給に必要な措置をとるものとする。
 - (2) (1) の措置をとってもなお、乾パンが必要量に満たないときは、別表 2 に掲げる陸上自衛隊補給処長、海上自衛隊造修補給所長、航空自衛隊基地業務担当部隊等の長（以下「補給処長」という。）に対し、防衛省が備蓄している乾パン（以下「防衛省乾パン」という。）のうち、必要量の管理換について協議を行い、所定の手続を経て引渡しを受け、直ちに供給に必要な措置をとるものとする。
- 3 災害地の地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下同じ。）が被災により機能しない場合は、隣接地方農政事務所の長が災害地所長に代わるものとする。

第 3 備蓄地地方農政事務所長の手続

- 1 備蓄地所長は、第 2 の 2 (1) の要請があった場合は、直ちに運送等に必要な措置をとるものとする。
- 2 備蓄地所長は、備蓄している乾パンが必要量に満たない場合においては、以下の措置をとるものとする。
 - (1) 局長と協議の上、別表 1 に掲げる他の備蓄地所長のうち近隣のものに対し必要な乾パンの供給を要請し、所定の手続を経て引渡しを受け、直ちに運送等必要な措置をとるものとする。
 - (2) (1) の措置をとってもなお乾パンの必要量を満たさないときは、第 2 の 2 (2) に準じて管理換について協議を行い、所定の手続を経て引渡しを受け、直ちに運送等必要な措置をとるものとする。
- 3 災害地所長又は災害地所長の要請を受けた備蓄地所長は、災害時等の状況により特に緊急に乾パンの供給を必要とする場合（農林水産省乾パンが間に合わない場合を含む。）には、直ちに第 2 の 2 (2) に準じて、供給に必要な措置をとるものとする。

第 4 県間運送の手続

災害地所長の要請に基づく第 3 の 1 又は 3 の乾パンの県間運送は、緊急を要するので備蓄地所長限りで実施できることとする。この場合、備蓄地所長は、速やかに災害地所長に対し、発地及び発送日時必要な事項を連絡するとともに局長に対しても速やかに報告を行うものとする。

第 5 管理換及び売渡の場所

- 1 防衛省から管理換により乾パンの引渡しを受ける場所は、陸上自衛隊補給処、海上自衛隊補給所、航空自衛隊基地等（以下「補給処等」という。）とする。
- 2 備蓄地所長が管理換を受けた場合においては、原則として管理換を受けた乾パンを倉庫に運搬することなく、補給処等より災害地所長の指定する場所に運送し、災害地所長に引き渡すものとする。この場合において、緊急を要すると認めるときは、備蓄地所長は、政府倉庫又は政府指定倉庫以外の場所において貨車（トラック、船等）上で引き渡すことができる。
- 3 災害地所長は、防衛省乾パン及び農林水産省乾パンのいずれも引渡しを受けた場所において現品

を確認の上、直ちに知事に売り渡すものとする。

- 4 備蓄地所長が防衛省乾パンの管理換を受けた場合、補給処等において災害地所長に管理換を行い、災害地所長は、同処において知事に売り渡すことができるものとする。

第6 管理換に伴う返還

災害地所長又は備蓄地所長は、防衛省から乾パンの管理換を受けた場合は、原則として管理換を受けた補給処等又は陸上自衛隊駐屯地業務隊等の長、海上自衛隊航空群司令（基地隊司令を含む。）及び航空自衛隊基地業務担当部隊等に長に返還（管理換）するものとする。

第7 要領改正に係る協議

本要領中管理換に係る部分を改正する必要があるときは、農林水産省総合食料局と防衛省経理装備局との双方による協議の上、改正するものとする。ただし、別表1及び別表2の改正については、その都度、双方交互に通知することにより行うことができるものとする。

第8 報告

農林水産省乾パン又は防衛省乾パンの管理換を受けた災害地所長又は備蓄地所長は、速やかに局長に別紙災害対策用乾パン受払数量報告書の提出及び必要な事項の報告を行うものとする。

別表1 農林水産省総合食料局食糧部 防衛省乾パン常備一覧表（抄）

農林水産省総合食料局		防衛省		
備蓄地及び管理換を受ける地方農政事務所	左の担当地区	陸上自衛隊		
		名称	所在地	電話
北海道	北海道	北海道補給処	恵庭市西島松 308	(恵庭)0123-36-8611

日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水等による水道災害において、日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会（以下「地区」という。）が、被災会員の速やかな給水能力の回復のため、地区管内の各会員相互間で行う応援活動について、必要な事項を定める。

(会員の責務)

第2条 地区管内において水道施設に被害が発生した場合は、会員は、この協定の定めるところにより、被災会員に対し、当該被害の復旧にあたり、全面的に協力する責務を負う。なお、日本水道協会北海道地方支部から応援の要請があった場合においても地区の長の都市（以下「区長」という。）の要請に基づき応援協力をするものとする。

(代表都市の設置)

第3条 地区管内の各会員を釧路・根室支庁管内、十勝支庁管内、網走支庁管内の3ブロックに分け、各ブロックに代表都市を設置する。

2 前項の代表都市を釧路・根室支庁管内は釧路市、十勝支庁管内は帯広市、網走支庁管内は北見市とする。

(相互応援のための平常準備)

第4条 会員は、毎年5月末日までに応急給水容器及び応急復旧用資材を調査し、その調査結果を集計し、区長に通知しなければならない。

2 区長は、必要に応じて前項の集計結果を会員に通知するものとする。

(応援要請の手順)

第5条 応援要請の手順は、次の各号とする。

- (1) 各会員は、その属するブロックの代表都市へ応援を要請する。
- (2) 代表都市は、ブロック内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、区長都市への応援を要請する。
- (3) 区長都市は、地区管内の他のブロックの代表都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、日本水道協会北海道地方支部へ応援を要請する。

(応援要請内容)

第6条 応援の要請は、次の事項を明らかにし、口頭、電話又は無線等の伝達手段を用いて行い、後日、様式により速やかに要請先まで提出する。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援の場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 全各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援活動の種類)

第7条 会員が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資材の供出
- (4) 工事業者のあっせん
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要員の派遣)

第8条 応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、シュラフ、携行電灯、カメラなどを携行させるものとする。

2 派遣応援要員は、被災会員の指示に従って作業に従事する。

3 派遣応援要員は、会員名を表示した腕章等を着用する。

(応援要員の受入)

第9条 応援活動が迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災会員は応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定するものとする。

(費用の負担)

第10条 この協定に基づく応援に関する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災事業主体が負担するものとする。

(会員以外への協力)

第11条 会員は、地区管内の会員以外の水道事業者が災害により被災したときは、前各号に準じ応急給水等の協力を努めるものとする。

(委任)

第12条 この協定の実施に関して必要な事項については、日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する指針を準用するものとし、その他の事項は区長が別に定める。

附 則

1 この協定は、平成11年4月1日から施行する。

2 日本水道協会北海道地方支部震害等に伴う水道施設被害復旧に関する相互応援隊柵要綱(昭和55年第51回支部総会決定)は、廃止する。

附 則

この協定は、平成19年8月1日から施行する。

この協定の成立を証するため本書34通を作成し、区長及び会員記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年8月1日

日本水道協会北海道地方支部

道東地区協議会区長

釧路市長 伊 東 良 孝

十勝支庁管内代表都市

帯広市長 砂 川 敏 文

網走支庁管内代表都市

北見市長 神 田 孝 次

遠軽町長 北 川 健 司

(ほか十勝中部広域水道企業団、根室、網走、紋別各市長、釧路、白糠、厚岸、弟子屈、浜中、標茶、中標津、羅臼、別海、標津、音更、清水、士幌、新得、芽室、広尾、幕別、池田、本別、足寄、大樹、上士幌、美幌、津別、斜里、訓子府各町長)

災害時及び武力攻撃災害等における佐呂間町建設業協会と佐呂間町間の協力に関する協定書

佐呂間町（以下「甲」という。）及び佐呂間町建設業協会（以下「乙」という。）は、佐呂間町内に発生した地震その他による災害時及び武力攻撃災害等において（以下「災害等」という。）災害対策基本法、災害救助法、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及びその他の関係法令に定めるもののほか、必要とする対応を甲と乙とが相互に協力し、円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において「災害」とは災害対策基本法（昭和33年法律第223号）第2条第1号、「武力攻撃災害」とは武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項にそれぞれ定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、佐呂間町内に災害等が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 乙が所有し又は管理する施設及び用地を避難場所、物資集積場所等として提供すること
- (2) 会員間の連絡調整
- (3) 人的及び物的な協力に関すること
- (4) 負傷者等の搬送に関すること
- (5) 特殊なスキル・資機材の提供に関すること
- (6) 事業所等の特徴を活かした防災等の協力
- (7) 乙をネットワークとした広報活動を行うこと
- (8) 前各号に定めるもののほか、支援、協力できること

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性を考慮し、相互に協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力するものが要する経費については、法律その他の別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請したものが適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担する額を決定する。

（災害・国民保護対策本部への参加）

第5条 乙は町災害・国民保護対策本部に加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災・国民保護訓練等への参加）

第7条 乙は、甲の行う防災・国民保護訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災・国民保護計画の状況、協議要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（協 議）

第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協議の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年11月 1日

甲 佐呂間町
佐呂間町長 堀 次 郎

乙 佐呂間町建設業協会
会 長 坂 本 俊 一

災害時及び武力攻撃災害等における遠軽地方運送事業協同組合佐呂間支部と
佐呂間町間の協力に関する協定書

佐呂間町（以下「甲」という。）及び遠軽地方運送事業協同組合佐呂間支部（以下「乙」という。）は、佐呂間町内に発生した地震その他による災害時及び武力攻撃災害等において（以下「災害等」という。）災害対策基本法、災害救助法、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及びその他の関係法令に定めるもののほか、必要とする対応を甲と乙とが相互に協力し、円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において「災害」とは災害対策基本法（昭和33年法律第223号）第2条第1号、「武力攻撃災害」とは武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項にそれぞれ定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、佐呂間町内に災害等が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）乙が所有し又は管理する施設及び用地を避難場所、物資集積場所等として提供すること
- （2）佐呂間町会員との連絡調整
- （3）人的及び物的な協力に関すること
- （4）負傷者等の搬送に関すること
- （5）特殊なスキル・資機材の提供に関すること
- （6）事業所等の特徴を活かした防災等の協力
- （7）乙をネットワークとした広報活動を行うこと
- （8）前各号に定めるもののほか、支援、協力できること

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性を考慮し、相互に協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力するものが要する経費については、法律その他の別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請したものが適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担する額を決定する。

（災害・国民保護対策本部への参加）

第5条 乙は町災害・国民保護対策本部に加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災・国民保護訓練等への参加）

第7条 乙は、甲の行う防災・国民保護訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災・国民保護計画の状況、協議要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（協 議）

第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協議の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年11月 1日

甲 佐呂間町
佐呂間町長 堀 次 郎

乙 遠軽地方運送事業協同組合佐呂間支部
支 部 長 関 東 俊 彦

災害時及び武力攻撃災害等における佐呂間町商工会と佐呂間町間の協力に関する協定書

佐呂間町（以下「甲」という。）及び佐呂間町商工会（以下「乙」という。）は、佐呂間町内に発生した地震その他による災害時及び武力攻撃災害等において（以下「災害等」という。）災害対策基本法、災害救助法、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及びその他の関係法令に定めるもののほか、必要とする対応を甲と乙とが相互に協力し、円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において「災害」とは災害対策基本法（昭和33年法律第223号）第2条第1号、「武力攻撃災害」とは武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項にそれぞれ定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、佐呂間町内に災害等が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）人的及び物的な協力に関すること
- （2）サービス業部会及び商業部会との連絡調整
- （3）生活必需品及び飲食物の調達及び確保
- （4）避難場所への生活必需品及び飲食物の提供及び運搬
- （5）前各号に定めるもののほか、支援、協力できること

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性を考慮し、相互に協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力するものが要する経費については、法律その他の別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請したものが適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担する額を決定する。

（災害・国民保護対策本部への参加）

第5条 乙は町災害・国民保護対策本部に加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災・国民保護訓練等への参加）

第7条 乙は、甲の行う防災・国民保護訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災・国民保護計画の状況、協議要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（協 議）

第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協議の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年11月 1日

甲 佐呂間町
佐呂間町長 堀 次 郎

乙 佐呂間町商工会
会 長 関 東 俊 彦

災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定書

佐呂間町（以下「甲」という。）と株式会社共成レンテム（以下「乙」という。）は、佐呂間町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるレンタル機材の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う災害応急対策業務において、機材の調達及び供給について乙の積極的な協力により、円滑な活動を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「機材」とは、仮設トイレ、発電機等の乙が所有するレンタル機材の一式をいう。

（要請）

第3条 甲は、機材の調達及び供給を受けようとするときは、原則として次の各号に掲げる事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲の職員が電話その他の方法で要請し、事後、速やかに書面を提出するものとする。

- （1）要請の理由
- （2）必要とする機材の種類及び数量
- （3）機材の引渡し場所
- （4）その他必要な事項

（要請事項に対する措置）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、要請のあった事項について速やかに、適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

（機材の納入方法）

第5条 乙は、甲と調整の上、甲の指定する場所へ機材を納入するものとする。

2 甲は、機材の納入場所に甲の職員又は指定する者を派遣し、要請に係る機材を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第6条 甲の要請を受け、乙が供給した機材の対価及び運搬等の費用については、甲が負担する。

（費用の請求）

第7条 乙は、第5条第2項に規定する物資引渡し後に、前条の代金を甲に請求するものとする。この場合の費用については、災害発生直前における当該地域の適正価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条 甲は、乙から前条の規定に係る費用の請求があったときは、内容を確認の上、その代金を乙に支払うものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、機材の調達及び供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先並びに連絡責任者及び担当者を定め、相手方に通知するものとする。これらの事項を変更したときも同様とする。

（訓練）

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うとともに、相互連携を図るための訓練を定期的に行うものとする。

(有効期限)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書により終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(実施細則)

第12条 この協定の実施に関し必要な項目は、甲乙が協議の上、定めるものとする。

(協議事項)

第13条 この協定に定めのない事、又は協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年 6月 1日

甲 佐呂間町
佐呂間町長 川 根 章 夫

乙 株式会社共成レンテム
代表取締役社長 黒 川 和 雄

災害発生時における佐呂間郵便局と佐呂間町の協力に関する協定書

佐呂間町内郵便局（以下「甲」という。）と佐呂間町（以下「乙」という。）は、佐呂間町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、佐呂間町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）郵便局ネットワークを活用した広報活動
- （2）被災者の避難先及び避難者リスト等の情報を相互に提供
- （3）甲が所有する車両を緊急車両等として業務に支障のない範囲で提供（車両配備局に限る）
- （4）郵便事業株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて各社から要請があった場合の取扱い
- （5）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（会議）

第4条 甲は、業務の遂行に支障のない範囲内で、乙が開催する防災会議に出席する。

（訓練）

第5条 甲は、業務の遂行に支障のない範囲内で、乙が行う防災訓練に参加する。

（経費の負担）

第6条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。
2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第7条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

- | | | |
|---|---------|---------|
| 甲 | 郵便局株式会社 | 佐呂間郵便局長 |
| 乙 | 佐呂間町 | 総務課長 |

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、平成20年5月29日から平成25年3月31日までとする。ただし、

甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに1年間効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年5月29日

甲 北海道常呂郡佐呂間町字宮前町 14-1
代表 郵便局株式会社 佐呂間郵便局 杉本 和美

乙 北海道常呂郡佐呂間町字永代町 3-1
佐呂間町長 堀 次郎

佐呂間町内郵便局

北海道常呂郡佐呂間町字若佐 46
郵便局株式会社 若佐郵便局 吉野 公啓

北海道常呂郡佐呂間町字浜佐呂間 217
郵便局株式会社 浜佐呂間郵便局 南保 清美

北海道常呂郡佐呂間町字栄 20
郵便局株式会社 北見栄郵便局 田中 剛

北海道常呂郡佐呂間町字宮前町 14-1
郵便局株式会社 佐呂間郵便局 杉本 和美

災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定書

北海道（以下「甲」という。）と北海道生活協同組合連合会（以下「乙」という。）は、北海道内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して円滑な救援、支援活動を行い、道民生活の早期安定を図るため、この協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において応急生活物資の調達と輸送及び生活物資の安定供給、ボランティア活動、生活情報の収集・提供等の救援活動を円滑に行い、もって被災者等の生活の早期安定に寄与することを目的とする。

（応急生活物資の調達と輸送）

第2条 災害時に必要な応急生活物資の調達と輸送を行うため、甲は乙に対して情報の提供と必要な要請を行い、乙はこれを受けて乙に加盟する各生活協同組合（以下「会員生協」という。）に対し、必要な指導・要請を行うものとする。

（生活物資の安定供給）

第3条 乙は災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、事業の継続並びに早期再開をもって生活物資の高騰等の防止を図り、道民生活の早期安定に寄与するよう、道民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において物価の高騰等の防止を図るため、協力して道民に対し迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。

（ボランティア活動への支援）

第4条 乙は災害時において会員生協組合員のボランティア活動を支援するものとし、甲は乙の支援活動が円滑に行われるよう協力するものとする。

（防災意識の向上）

第5条 乙は会員生協の活動を通じて、日常的に会員生協組合員の防災意識の向上に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第6条 乙は北海道以外を事業区域とする他の生活協同組合（連合会）や日本生活協同組合連合会との間の連携を強化し、生活協同組合間相互支援協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

（協定事項の発効）

第7条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

（被災した都府県への応援）

第8条 乙は、甲が被災した都府県に対して生活物資の供給応援を行う場合においても、乙はこの協定の精神にのっとりできる限り協力するものとし、その取扱は甲乙協議の上決定する。

（連絡員の派遣等）

第9条 甲及び乙は、必要に応じて乙の事務所所在地、甲が設置する災害対策本部等に連絡員を派遣することができる。

（担当者の設置と連絡会議）

第10条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、事務担当者の連絡会議を設置する。

2 連絡会議の開催及び運営については、甲と乙が協議の上、別途定める。

（確認書の作成）

第11条 この協定の詳細については、別途確認書を定めるものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 17 年 11 月 22 日

甲 北 海 道
北海道知事 高 橋 はるみ

乙 北海道生活協同組合連合会
会長理事 高 柳 裕

「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」についての確認書

(目的)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と北海道生活協同組合連合会（以下「乙」という。）は、「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」（以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、災害時における応急生活物資供給等に関する協力事項について、次のとおり実施細目を定め確認するものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において甲が応急生活物資を調達する必要があるときは、乙に対し第4条に定める応急生活物資の供給について協力を要請することができる。

(業務の協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、乙に加盟する各生活協同組合（以下「会員生協」という。）が保有する応急生活物資の優先供給に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(応急生活物資)

第4条 甲が乙に要請する応急生活物資の品目は、被害の状況に応じて決定するものとし、主なものは別表のとおりとする。

2 乙は、会員生協が保有する災害時に供給可能な応急生活物資の品目及びその数量について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

(要請の手続き)

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、「応急生活物資の供給等要請書（別に定める様式）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(情報の提供)

第6条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに業務実施区域の被災状況及び交通規制の情報等を提供する。

2 乙は、会員生協をして業務実施区域の被災状況や生活物資の供給状況等を把握し、甲に対してその情報を提供するものとする。

(応急生活物資の輸送)

第7条 甲は、乙が実施する応急生活物資の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(応急生活物資の受領)

第8条 甲は、甲が指定した場所において乙及び会員生協が輸送した応急生活物資を、品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

(業務報告)

第9条 乙は、業務終了後速やかに業務内容を甲に報告するものとする。

(費用負担)

第10条 第4条の規定により乙が供給した応急生活物資の対価の支払については、甲が負担するものとする。

2 応急生活物資の対価については、災害が発生する直前に会員生協の組合員に供給していた価格を参考として、甲と乙が協議して定めるものとする。

(費用の請求及び支払い)

第11条 乙は、応急生活物資の供給終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

(協議)

第12条 甲が災害救助法に関する事務の一部を市町村長に委託したときは、この実施細目に関し必要な事項を甲と乙が協議して定めるものとする。

2 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成17年11月22日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ

乙 北海道生活協同組合連合会
会長理事 高柳 裕

災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における救護活動の万全を期するため、北海道(以下「甲」という。)と社団法人北海道医師会(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、北海道地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(救護班の派遣)

第2条 甲は、北海道地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(救護班の業務)

第4条 救護班は、甲又は市町村が避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急措置及び医療
- (2) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 被災者の死亡の確認及び死体の検案

(救護班に対する指揮命令等)

第5条 救護班に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医薬品の補給等)

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

(収容医療機関の指定)

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

(市町村及び郡市医師会との調整)

第10条 甲は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき市町村の行う医療救護活動が、本協定に準じ、郡市医師会の協力を得て円滑に実施されるよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による市町村の医療救護活動が円滑に実施されるよう、郡市医師会に対し、必要な調整を行うものとする。

(細目)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。但し、この協定の有効期

間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

昭和62年12月22日

甲 北海道 北海道知事

乙 社団法人北海道医師会 会長

災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における救護活動の万全を期するため、北海道（以下「甲」という。）と社団法人北海道薬剤師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、北海道地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲は、北海道地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し薬剤師で組織する救護班（以下「救護班」という。）の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（救護班の業務）

第4条 救護班は、甲又は市町村が設置する医薬品等の集積場所及び避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 救護所等における傷病者等に対する調剤・服薬指導

(2) 医薬品等の集積場所及び救護所等における医薬品等の管理

（救護班に対する指揮命令等）

第5条 救護班に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品の補給等）

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（調剤費）

第7条 救護所における調剤費は、無料とする。

（費用弁償等）

第8条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 救護班の編成及び派遣に要する費用

(2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金

(4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

（市町村及び郡市区薬剤師会等との調整）

第9条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき市町村の行う医療救護活動が、本協定に準じ、郡市区薬剤師会等の協力を得て円滑に実施されるよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による市町村の医療救護活動が円滑に実施されるよう、郡市区薬剤師会等に対し、必要な調整を行うものとする。

（細目）

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成14年2月8日

甲 北海道 北海道知事

乙 社団法人北海道薬剤師会 会長

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

災害時における歯科救護活動の万全を期するため、北海道(以下「甲」という。)と社団法人北海道歯科医師会(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、北海道地域防災計画に基づき甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(救護班の派遣)

第2条 甲は、北海道地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の規定により歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(救護班の業務)

第4条 救護班は、甲又は市町村が避難所、災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を実施するものとする。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療、衛生指導
- (4) 検死、検案に際しての法歯学上の協力

(救護班に対する指揮命令等)

第5条 救護班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医療品の補給等)

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、歯科医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

(収容医療機関の指定)

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

(市町村及び郡市区歯科医師会との調整)

第10条 甲は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき市町村の行う歯科医療救護活動が、本協定に準じ、郡市区歯科医師会の協力を得て円滑に実施されるよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による市町村の歯科医療救護活動が円滑に実施されるよう、郡市区歯科医師会に対し、必要な調整を行うものとする。

(細目)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。但し、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年4月14日

甲 北海道 北海道知事

乙 社団法人北海道歯科医師会 会長

道北ドクターヘリ運航要領

1 目的

この要領は、厚生労働省が定めた「救急医療対策事業実施要綱」に規定する「ドクターヘリ導入促進事業」の実施主体である旭川赤十字病院が、事業を円滑で効果的に推進するために必要な事項を定める。

2 定義

(1) ドクターヘリ

ドクターヘリとは、救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターであって、救急医療の専門医及び看護師等が同乗し救急現場等に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことができる専用ヘリコプターのことをいう。

(2) 基地病院

基地病院とは、救命救急センターであり、ドクターヘリ事業の実施主体である旭川赤十字病院（所在地：旭川市曙1条1丁目 開設者：日本赤十字社）をいう。

(3) 出動区分

ドクターヘリは交通事故等の救急現場へ出動し、救急現場から治療を開始するとともに、救急搬送時間の短縮を図ることを主目的とし、これを救急現場出動という。

また、出動要請後、ドクターヘリ到着まで一時的に直近の医療機関（以下、「現場医療機関」という。）に搬送された傷病者を他の医療機関へ搬送するための出動を緊急外来搬送という。

ただし、救急現場出動及び緊急外来出動を妨げない場合は、医療機関に搬入され初期治療が行われている傷病者を他の医療機関へ搬送するための出動及び既に入院している傷病者を他の医療機関に転院させるための出動を行うことができるものとし、これを施設間搬送という。

3 医療機関及び行政機関等との協力関係の確保

事業実施主体は、傷病者の救命を最優先し、旭川医科大学病院（協力基幹病院）を始めとする医療機関及び消防機関を含む行政機関等の協力を得て、ドクターヘリの安全で円滑な運航に努めるものとする。

なお、ドクターヘリの効果的な運航を図るため、他のヘリコプター運航機関との連携に努めるものとする。

4 救急現場出動及び緊急外来搬送

(1) 出動要請

① 要請者

救急現場等への出動要請は、ドクターヘリによる救命率の向上や後遺症の軽減の効果が適切に発揮されるよう、基地病院から救急現場までの効果的な距離を考慮し、道北圏（上川支庁・留萌支庁・宗谷支庁）及び空知支庁の一部と網走支庁の一部に所在する消防機関（別表）が要請することとする。ただし、他の消防機関からの要請であっても基地病院が運航可能と判断した場合は、この限りではない。

なお、海難事故の場合は海上保安庁も要請することができるものとし、その場合、海上保安庁は速やかに事故発生現場を管轄する消防機関等にその旨連絡する。

② 要請判定基準

119番通報受報した消防機関又は現場に出動した救急隊が救急現場で「別紙1」又は、「別紙2」を参考として、医師による早期治療を要する症例と判断した場合。

③ 要請の連絡方法

基地病院のドクターヘリ通信センター（以下、「通信センター」という。）に設置されている「ドクターヘリ要請ホットライン」へ、傷病者情報、ドクターヘリ離着陸場所、安全確保等必要な情報を通報するものとする。

④ 要請の取消し

現場に出動した救急隊が救急現場へ到着後、傷病者の状況が判明し、救急現場への医師派遣を必要としないと判断された場合、又は、現場医療機関の医師の判断により、ドクターヘリを必要としないと判断された場合には、消防機関は要請を取り消すことができるものとする。

(2) 出 動

① 出動命令

要請を受けた通信センターは、直ちに運航スタッフ（操縦士、整備士及び医療スタッフ）に
出動指示を出すものとする。

② 離陸

通信センターは、操縦士に対し目的地の気象状況等を伝えとともに、医療スタッフに対し
傷病者情報等を伝える。

運航スタッフは救急現場出動に必要な情報を把握し、要請から概ね5分以内に基地病院を離
陸するものとする。

③ 傷病者状況確認と離着陸場の選定

通信センターは、要請消防機関より傷病者情報を収集し、医療スタッフに伝達するとともに、
要請消防機関と協議の上、離着陸場の選定を行い、操縦者及び整備士に伝達する。

④ 安全確保の責任

ドクターヘリの運航上の安全については、事業実施主体により委託されている運航会社が責
任を負うものとする。また、離着陸場の安全確保については、要請消防機関や離着陸場の管理
者等の協力を得るものとする。

なお、離着陸場の選定は、航空法及び運航会社の定める運航規程によるものとし、関係機関
と協議の上、決定するものとする。

(3) 傷病者搬送及び搬送先医療機関

① 搬送先医療機関の選定

ドクターヘリ出動医師又は現場医療機関の医師の医学的判断を基に、傷病者又は家族の希望
を考慮の上、選定するものとする。

② 搬送先医療機関への傷病者搬送通報及び傷病者搬入手段の確立

通信センターは要請消防機関及びドクターヘリ出動医師等と連携して、搬送先医療機関へ傷
病者の搬送通報を行うものとし、その搬送手段及び離着陸場の安全確保は、関係機関と協議の
上、確立するものとする

また、通信センターは、搬送先医療機関へ傷病者情報等の必要事項及びドクターヘリ到着時
刻等について連携を行うものとする。

③ 家族及び付添者の同乗

家族及び付添者の同乗については、原則1名とするが、ドクターヘリ出動医師の判断により
状況によっては搭乗させないことができる。

ただし、家族及び付添者の同乗ができない場合には、傷病者に必要とされる治療行為につい
て、家族及び付添者の承諾を得られるよう努力しなければならない。

(4) 操縦士権限

救急現場出動及び搬送先医療機関収容のいずれの場合でも、離着陸場の安全が確保できる場合
には、操縦士の判断で離着陸できるものとする。また、救急現場及び搬送先医療機関への飛行中
において気象条件及び機体条件等から操縦士の判断により飛行中止及び目的地の変更ができるも
のとする。

(5) 搭乗医療スタッフ

救急現場出動に搭乗する医療スタッフは、意思1名及び看護師又は医師のいずれか1名の計2
名とする。

5 施設間搬送

施設間搬送については、搬送元医療機関が基地病院及び搬送先医療機関と事前に調整を図るこ
とを原則とする。

(1) 出動要請

① 要請者

(ア) 搬送元又は搬送先医療機関に国土交通省大臣の許可を得た飛行場外離着陸場を併設してい
ない場合は、搬送元医療機関を管轄する消防機関が行うこととする。

(イ) 搬送元及び搬送先医療機関の双方に国土交通省大臣の許可を得た飛行場外離着陸場を併設
している場合は、医療機関が行うこととする。

② 要請判定基準

医師が医学的な判断から高次医療機関又は専門医療機関へ医学的な管理を継続しながら、迅速に搬送する必要があると認めた場合。

(2) 出動

4－(2)に準ずるものとする。

(3) 傷病者搬送及び搬送先医療機関

① 搬送先医療機関の選定

要請する医療機関の医師が、医学的判断を基にドクターヘリ出動医師と協議し、傷病者又は家族の希望を考慮の上、選定することとする。

② 搬送先医療機関に対する傷病者搬送通報

4－(3)－②に準ずる。

③ 家族及び付添者の同乗

4－(3)－③に準ずる。

(4) 操縦士権限

4－(2)に準ずる。

(5) 搭乗医療スタッフ

4－(5)に準ずる。

6 出動時間等

ドクターヘリ出動時間は、原則として以下の区分のとおりとする。ただし、運航終了時間を日没とすることから出動時間を基地病院の判断により夫々の区分に定める運航終了時間前とすることができる。

① 4月1日から4月30日までの期間は、午前8時45分から午後5時30分までとする。

② 5月1日から8月31日までの期間は、午前8時45分から午後6時までとする。

③ 9月1日から9月30日までの期間は、午前8時45分から午後5時までとする。

④ 10月1日から10月31日までの期間は、午前8時45分から午後4時30分までとする。

⑤ 11月1日から12月31日までの期間は、午前8時45分から午後4時までとする。

⑥ 1月1日から1月31日までの期間は、午前8時45分から午後4時までとする。

⑦ 2月1日から2月29日までの期間は、午前8時45分から午後4時30分までとする。

⑧ 3月1日から3月31日までの期間は、午前8時45分から午後5時00分までとする。

7 気象条件等

気象条件等による飛行判断は、ドクターヘリ操縦士が行う。

なお、出動途中で天候不良となった場合には、4－(4)によるものとする。

8 ヘリコプター

ドクターヘリに供するヘリコプター運航委託は、「ドクターヘリ運航委託契約に係る運航会社の選定指針について」（平成13年9月6日付け指第44号、厚生労働省発出）によるものとし、併せて（社）全日本航空事業連合会ヘリコプター部会ドクターヘリ分科会による「運航会社及び飛行従事者の経験資格等の詳細ガイドライン」を基本とする。

9 運航にかかる施設等

① 格納庫

天候並びに機体整備によりヘリコプターを格納する必要がある場合は、国立大学法人旭川医科大学（所在地：旭川市緑ヶ丘東2条1丁目）の敷地内の格納庫へ格納するものとする。

② 通信センター

ドクターヘリの飛行に係る整備・管理及び医療情報の収集・伝達などを行うため、通信センターを基地病院に設置し、安全かつ効率良く出動が遂行できるよう地上から支援するものとする。

③ 搭乗医師、看護師及び操縦士、整備士の待機室

待機は基地病院内に設置された待機室で行うものとする。ただし、上記①の理由により格納庫からの離発着を伴う場合は、この限りではない。

10 常備搭載医療機器

基地病院は、ドクターヘリに、救急蘇生に必要な薬品及び資機材を収納したドクターズバック、医療用ガスアウトレット、吸引器、心電図モニター、動脈血酸素飽和度モニター、人工呼吸器、除細動器、自働血圧計等をドクターヘリ運航時、機体に搭載するものとする。ただし必要時には機外に持ち出せるようになっていなければならない。

1 1 機内の衛生管理

ドクターヘリ機内の衛生管理については、基地病院が定める衛生管理マニュアルに基づき、基地病院が操縦士及び整備士の協力を得て行うものとする。

1 2 基地病院の体制づくり

基地病院は、ドクターヘリを安全で円滑に運航するため、必要に応じて情報伝達訓練、離着陸場の確認や運航に必要な資料の収集の他、出動事例の事後評価に努めるものとする。この場合、関係機関等との間で個人情報の保護に十分努めるものとする。

また、傷病者の受入に必要な空床ベットを確保するものとする。

1 3 ドクターヘリ事業に係る費用負担及び診療報酬等の取扱い

ドクターヘリ事業に係る費用負担及び診療報酬等の取扱いについては、当面の間、次のとおりとする。ただし、健康保険法の改正等により変更する場合がある。

(1) ドクターヘリ事業運営費

ドクターヘリ事業運営費は、厚生労働省の定めるところによる。

(2) 傷病者負担

ドクターヘリの出動及び搬送に係る傷病者負担は、無料とする。

ただし、救急現場での治療に伴う費用は、医療保険制度に基づき傷病者本人又は家族の負担とする。

1 4 ドクターヘリ運航調整委員会の設置

事業実施主体は、ドクターヘリを円滑に運航するため、消防機関、医療機関、行政機関等の理解協力を得て、ドクターヘリ運航調整委員会を設置する。

ドクターヘリ運航調整委員会の運営については、「道北ドクターヘリ運航調整委員会運営要領」に定めるものとする。

1 5 ドクターヘリ運航時に生じた問題の対処

ドクターヘリの運航時に生じた問題に対する対処は、原則として基地病院およびヘリコプター運航会社とともに協力して対応するものとする。この場合において基地病院、ヘリコプター運航会社は、問題の解決に向け迅速に対応しなければならない。

1 6 ドクターヘリ運航時に発生した事故等への補償

ドクターヘリの運航時に生じた事故等については、被害を被った第三者等に対して、ヘリコプター運航会社とその補償を行うものとする。また、ヘリコプター運航会社は、事故等に備えて、十分な補償ができるように損害賠償責任保険等に加入しなければならない。

1 7 ドクターヘリ出動医師の責任

ドクターヘリ出動医師は、出動した救急隊及び搬送元医療機関の医師から傷病者の引き継ぎを受け、搬送先医療機関の医師へ引き継ぐまでの間の医学的な責任を負うものとする。

1 8 北海道との協議

事業実施主体は、本事業を円滑に推進するため、北海道の指導・助言に従い、必要な措置を講じるものとする。

また、本事業を通じて北海道の航空医療体制の充実に向け、協力するものとする。

1 9 附則

この要領は、平成21年9月17日から適用する。

遠軽地区災害救急医療対策に関する協定書

湧別町、上湧別町、遠軽町、佐呂間町、生田原町、丸瀬布町及び白滝村の各地域防災計画に基づく救急医療活動に関して、関係町村長(以下「甲」という。)と遠軽医師会(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

第1条 甲は、災害のための救急医療活動が必要であると認めたときは、乙に対し活動を要請するものとする。

第2条 乙は、甲の申請を受けたときは、災害救急医療部隊を編成し、救急医療活動に協力するものとする。

第3条 甲は、救急医療活動に協力した者に対し、必要に応じて報償費を支払うものとする。

第4条 甲は、救急医療活動に協力した者に生じた損害について、災害対策基本法第84条第1項及び同法施行令第36条第1項の定めるところにより補償するものとする。

第5条 本協定に定めのない事項については、甲・乙誠意をもってそのつど協議するものとする。

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1カ月前までに協定当事者のいずれからも何らの意思表示のないときは、満了日の翌日から向う1カ年間順次協定の更新を行ったものとみなす。

上記協定の締結を証するため本書を8通作成し、甲・乙記名捺印のうえ各自1通を保管する。

平成 6年 3月 25日

甲 湧別町長 羽 田 宏

上湧別町長 松 田 隆

佐呂間町長 堀 次 郎

遠軽町長 小 林 義 幸

生田原町長 林 照 雄

丸瀬布町長 菅 野 浩

白滝村長 梶 田 孝 一

乙 遠軽医師会長 高 野 宏 一

災害時における歯科医療救護活動に関する協定書

災害時における歯科医療救護活動の万全を期するため、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町（以下「甲」という。）と社団法人北見歯科医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲は、災害時に歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等における救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、前項の規定により救護班を派遣した場合、救護班の編成その他歯科医療救護計画について、甲に報告するものとする。

（救護班の業務）

第3条 救護班は、避難所又は甲が災害現場等に設置する救護所等において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急措置
- (2) 歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の設定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び傷病が軽易な患者に対する歯科治療及び衛生指導
- (4) 検死、検案に際しての法歯学上の協力

（救護班の指揮等）

第4条 救護班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（医薬品の補給等）

第5条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、歯科医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（収容歯科医療機関）

第6条 乙は、甲が歯科医療を要する傷病者の収容歯科医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第7条 救護所等における医療費は、無料とする。

2 歯科医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）

第8条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定を実施するために要したもの
- (5) 第1号に規定する費用の額は、北海道災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）

第37条の規定を準用する

(6) 第3号に規定する扶助金の額は、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び同法施行令（昭和22年政令第225号）の規定に準ずるものとする

（協議）

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲から委任を受けたオホーツク町村会会長と乙が記名押印のうえ、各自1通を保有し、各町村長はその写しを保有する。

平成25年2月7日

甲 網走市北7条西3丁目合同庁舎内
大空町ほか14町村
大空町長ほか14町村長
上記代理人
オホーツク町村会
会 長 井 上 久 男

乙 北見市大通西5丁目10番2号
社団法人 北見歯科医師会
会 長 金 山 洋 一

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、北海道地域防災計画に基づき、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、北海道（以下「甲」という。）が社団法人プレハブ建築協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法第23条1項第1号に規定する応急仮設住宅をいう。

(所要の手續)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要な事項を文書で乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲は、後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあっせんを行う等可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委託した場合は、当該市町村長。次条において同じ。）の要請に基づき、住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査を行い、これを確認したときは、丙の要求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては北海道住宅都市部住宅課、乙においては社団法人プレハブ建築協会担当部とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設について協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲は、必要があると認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成8年11月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成8年11月1日

甲 北海道
北海道知事 堀 達也

乙 東京都千代田区霞が関3丁目2番6号
東京倶楽部ビル
社団法人プレハブ建築協会 会長 辻 昇平

災害時の遺体搬送等に関する協定

北海道（以下「甲」という。）と社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）は、北海道内に災害救助法の適用があった場合において、同法に基づき埋葬の委任を受けた市町村（以下「丙」という。）の業務を支援するため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、丙からの要請に基づき甲が行う遺体の搬送に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請及び要請事項の措置等）

第2条 甲は、遺体の搬送について、丙から要請があったときには、乙に対し、協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、丙の指示により、丙が設置する遺体安置所等から斎場等へ遺体搬送等について速やかに措置するものとする。

（緊急要請）

第3条 第2条の規定による協力要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡がとれない場合は、甲は乙の会員に対し、直接協力を要請することができるものとする。

（搬送体制の確保）

第4条 甲は、乙の搬送経路の確保等について、必要な措置を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請により協力したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

（実施細目）

第6条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（適用）

第8条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年6月23日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ

乙 東京都新宿区四谷3丁目2番地
社団法人全国霊柩自動車協会
会長 一柳 鐸

災害時の遺体搬送等に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、平成18年6月23日に締結した災害時の遺体搬送等に関する協定（以下「協定」という。）第6条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意味は、協定の例による。

(要請手続)

第2条 協定第2条に規定する甲の協力要請は、災害時の遺体搬送等要請書（様式1。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、当該要請書により要請することが困難な場合は、口頭またはファクシミリ等で行い、その後速やかに当該要請書を乙に送付するものとする。

(会員名簿)

第3条 乙は、協定第3条に規定する業務に協力するために、事前に乙の会員名簿を甲に提出するものとする。

(報告書)

第4条 協定第5条に規定する乙の報告は、災害時の遺体搬送等実施報告書（様式2。以下「報告書」という。）により行うものとする。ただし、当該報告書を提出することが困難な場合は、口頭またはファクシミリ等で行い、後日当該報告書を甲に提出するものとする。

(経費の額)

第5条 乙が行う遺体搬送に要する経費は、原則、災害救助法に規定する埋葬経費を限度とする。

(連絡責任者)

第6条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては総務部危機対策局防災消防課長、乙にあつては社団法人全国霊柩自動車協会北海道支部連合会会長とする。

(適用)

第7条 この実施細目は締結の日から適用する。

この実施細目の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年6月23日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ

乙 東京都新宿区四谷3丁目2番地
社団法人全国霊柩自動車協会
会長 一柳 鐔

災害時における葬祭用品の供給に関する協定

北海道（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、災害救助法の適用があった災害において、同法に基づき埋葬の委任を受けた市町村（以下「丙」という。）の業務を支援するため、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、北海道内において災害が発生した場合において、北海道地域防災計画に基づき、甲が乙に葬祭用品の供給について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、丙からの要請、その他災害時において葬祭用品を供給する必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲の要請を受けたときは、丙の指示により指定された遺体収容所等へ葬祭用品の供給等について速やかに措置するものとする。

（緊急要請）

第3条 第2条の要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡が取れない場合、甲は、乙の会員に対し、直接協力を要請することができる。

（搬送）

第4条 葬祭用品の搬送は、乙が行うものとする。但し、乙の搬送経路の確保について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条の要請に基づいて、葬祭用品を供給したときは、その実施内容を丙に報告するものとする。

2 甲並びに丙は、この協定に基づく葬祭用品の供給が円滑に行われるよう、必要と認めた場合は、乙に対し、葬祭用品の確保可能数量等の報告を求めることができる。

（実施細目）

第6条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（他都府県への応援）

第7条 甲が、被災した他の都府県から葬祭用品の供給に関する応援を行うために、乙に葬祭用品の確保について協力要請を行った場合においても、乙はこの協定に準じて、可能な限り甲に協力するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

（適用）

第9条 この協定は、平成17年11月1日から適用する。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管する。

平成17年11月1日

甲 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道
北海道知事 高橋 はるみ

乙 東京都港区虎ノ門3丁目6番2号
社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会長 吉田 茂 視

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、平成17年11月1日に締結した災害時における葬祭用品の供給に関する協定(以下、協定という。)第6条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この実施細目の用語の意味は、協定の例による。

(葬祭用品の範囲)

第2条 協定第1条に規定する甲が供給を要請する葬祭用品の範囲は、次のとおりとする。

(1) 内張り棺(衣装、納棺セット等を含む)

(2) 骨つぼ等その他必要な事項

(要請手続き)

第3条 協定第2条の規定による甲の要請は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請を行い、後日文書を提出するものとする。

(1) 要請を行ったものの職・氏名

(2) 要請する棺等葬祭用品の品目、数量

(3) 丙の担当者、連絡先

(4) 履行の期日及び場所

(5) その他必要な事項

2 甲が乙に要請する文書は、別記様式1のとおりとする。

(業務計画)

第4条 乙は、甲の要請があったとき、適切に措置できるよう業務計画を策定するものとし、これを甲に提出するものとする。

(報告書)

第5条 協定第5条第1項に規定する報告は、次に掲げる事項を口頭または電話等で速報し、事後、文書により行うものとする。

(1) 供給した棺等葬祭用品の品目、数量

(2) 従事者の氏名

(3) その他必要な事項

2 乙が甲に報告する文書は、別記様式2のとおりとする。

(経費の額)

第6条 乙が供給する葬祭用品の額は、災害救助法に規定する埋葬費用を限度とする。

災害時における葬祭用品の供給に関する協定

北海道（以下、甲という。）と北海道葬祭業協同組合（以下、乙という。）は、災害救助法の適用があった災害において、同法に基づき埋葬の委任を受けた市町村（以下、丙という。）の業務を支援するため、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、北海道内において災害が発生した場合において、北海道地域防災計画に基づき、甲が乙に葬祭用品の供給について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、丙からの要請、その他災害時において葬祭用品を供給する必要が生じたときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲の要請を受けたときは、丙の指示により指定された遺体収容所等へ葬祭用品の供給等について速やかに措置するものとする。

（緊急要請）

第3条 第2条の要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡が取れない場合、甲は、乙の会員に対し、直接協力を要請することができる。

（搬送）

第4条 葬祭用品の搬送は、乙が行うものとする。但し、乙の搬送経路の確保について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条の要請に基づいて、葬祭用品を供給したときは、その実施内容を丙に報告するものとする。

2 甲並びに丙は、この協定に基づく葬祭用品の供給が円滑に行われるよう、必要と認めた場合は、乙に対し、葬祭用品の確保可能数量等の報告を求めることができる。

（実施細目）

第6条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（他都府県への応援）

第7条 甲が、被災した他の都府県から葬祭用品の供給に関する応援を行うために、乙に葬祭用品の確保について協力要請を行った場合においても、乙はこの協定に準じて、可能な限り甲に協力するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

（適用）

第9条 この協定は、平成14年3月29日から適用する。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管する。

平成14年3月29日

甲 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道知事 堀 達也

乙 札幌市中央区南16条西9丁目2-5-304
北海道葬祭業協同組合
理事長 坂下 成行

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、平成14年3月29日に締結した災害時における葬祭用品の供給に関する協定(以下、協定という。)第6条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この実施細目の用語の意味は、協定の例による。

(葬祭用品の範囲)

第2条 協定第1条に規定する甲が供給を要請する葬祭用品の範囲は、次のとおりとする。

(1) 内張り棺(衣装、納棺セット等を含む)

(2) 骨つぼ等その他必要な事項

(要請手続き)

第3条 協定第2条の規定による甲の要請は、次に掲げる次項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請を行い、後日文書を提出するものとする。

(1) 要請を行ったものの職・氏名

(2) 要請する棺等葬祭用品の品目、数量

(3) 丙の担当者、連絡先

(4) 履行の期日及び場所

(5) その他必要な事項

2 甲が乙に要請する文書は、別記様式1のとおりとする。

(業務計画)

第4条 乙は、甲の要請があったとき、適切に措置できるよう業務計画を策定するものとし、これを甲に提出するものとする。

(報告書)

第5条 協定第5条第1項に規定する報告は、次に掲げる次項を口頭または電話等で速報し、事後、文書により行うものとする。

(1) 供給した棺等葬祭用品の品目、数量

(2) 従事者の氏名

(3) その他必要な事項

2 乙が甲に報告する文書は、別記様式2のとおりとする。

(経費の額)

第6条 乙が供給する葬祭用品の額は、災害救助法に規定する埋葬費用を限度とする。

災害時における応急対策業務に関する協定書

佐呂間町（以下「甲」という。）と北見地区電気工事業協同組合遠軽支部（以下「乙」という。）は、佐呂間町内で災害が発生すると予測され、又は発生した場合（以下「災害時」という。）において、災害応急対策を迅速かつ円滑に行うため、甲の応急対策業務に関する乙の協力について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等における甲が所有する公共建築物の機能の確保及び回復のほか、甲が必要と認める災害応急対策活動について、甲と乙が協力し、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は前条の目的を達成するために、乙の協力が必要と認めたときは、乙に対し次に掲げる事項について協力を要請するものとする。

- （1）被災する恐れがある又は被災した甲が所有する施設の設備等の応急措置及び復旧に関すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、甲が必要と認めた業務に関すること。

（要請）

第3条 前条の協定による要請は、次の各号に掲げる事項を明確にした災害応急対策業務協力要請書（様式第1号）により要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により要請し、事後に災害応急対策業務協力要請書を提出するものとする。

- （1）出勤場所
- （2）災害の状況
- （3）応急対策業務の内容
- （4）その他の必要な事項

（協力）

第4条 乙は、前条の要請を受けた場合は、やむを得ない事情がない限り、他の業務に優先して当該要請に応じるものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請した応急対策業務を実施したときは、次に掲げる事項を明確にした災害応急対策業務報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

- （1）従事期間
- （2）従事者数
- （3）使用資機材の種類又は数量
- （4）その他の必要な事項

（費用負担）

第6条 乙が甲の要請による応急対策業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、災害発生直前における適正価格を基準として甲乙協議の上で決定するものとする。

（情報交換）

第7条 甲乙は、定期的にこの協定に係る各種情報を交換し、災害時に円滑な運用ができるよう努めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は平成20年4月1日から平成23年3月31日までとする。ただし、

有効期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年4月1日

甲 常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1
佐呂間町長 堀 次郎

北見市春光町2丁目155番地
乙 北見地区電気工事業協同組合
理事長 石 沢 徳 司
遠軽支部
佐呂間町内業者

災害時における災害救助犬の出動に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）とNPO法人日本レスキュー協会（以下「乙」という。）は、北海道内において地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）（以下「災害等」という。）が発生した場合に、被災者の捜索活動（以下「捜索活動」という。）を円滑に実施するため、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第1条 甲は、災害等が発生した市町村から求めがある場合など、捜索活動のため必要があると認めるときは、乙に対して、様式1の要請書により、次の各号に掲げる事項を明らかにして、災害救助犬の出動を要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害等の状況及び出動を要請する理由
- (2) 出動を要請する期間
- (3) 出動を希望する区域
- (4) 現場指揮者の所属、職・氏名
- (5) その他捜索活動に必要な事項

（出動）

第2条 乙は、前条の出動要請を受けたときは、特別の理由がない限り、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。ただし、武力攻撃災害による出動要請に関しては、事前に甲乙協議の上、出動の可否を決定するものとする。

- 2 乙は、出動態勢が整ったときは、速やかに出動部隊の構成及び現場到着予定時刻等、必要な事項を様式2により甲に連絡するものとする。この場合において、災害救助犬の出動頭数は、災害等の種類及び規模等を考慮し、乙の判断により決定するものとする。

（捜索活動の実施等）

第3条 乙に属する災害救助犬チーム構成員（以下「構成員」という。）は、出動した災害等の現場において、第1条に定める出動の要請時に甲が連絡する現場指揮者（以下「現場指揮者」という。）の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

- 2 この協定に基づく業務の終了は、現場指揮者が捜索活動の終了を告げたとき、又は乙の都合により捜索活動の続行が不可能となったときとする。
- 3 乙は、前項の捜索活動を終了したときは、甲に対して、様式3の報告書により、次の各号に掲げる事項を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。
 - (1) 捜索活動に従事した人員、災害救助犬の頭数及び出動車両等
 - (2) 活動内容及び活動時間
 - (3) その他必要な事項

（費用の負担）

第4条 第2条第1項の規定に基づく出動に係る費用負担については、別途甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害賠償）

第5条 この協定に基づく出動又は捜索活動に伴って構成員並びに災害救助犬に生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、乙の責任において行うものとする。

（訓練の参加）

第6条 乙は、この協定による捜索活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に勤めるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからも文書をもって協定の終了を通知しないときは、有効期間満了日の翌日から起算して1年間この協定は延長されたものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年4月10日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ

兵庫県伊丹市下河原2-2-13
乙 NPO法人 日本レスキュー協会
代表者 理事 伊藤 裕成

災害時における隊友会の協力に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と社団法人隊友会北海道隊友会連合会（以下「乙」という。）は、乙が、大規模な災害等から道民の生命、身体及び財産を守るため行う協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、北海道内において地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時において災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置した場合、又は市町村から援助の要請があった場合等、乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し次の事項について協力を要請することができる。

- （1）本部等の運営に必要となる情報の収集・整理業務の補助
- （2）災害・安否・生活情報の収集、伝達の補助
- （3）給水、炊き出しその他の救援活動の補助
- （4）避難所の開設及び運営の補助
- （5）瓦礫の撤去、清掃及び防疫の補助
- （6）物資、資材の運送及び配分の補助
- （7）その他、甲が必要と認める業務

（協力の要請等）

第3条 甲が、乙に対して前条各号に定める協力を要請するときは文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- 2 甲は、乙に対して要請した協力の必要がなくなったときは、速やかに文書により乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲の要請に可能な範囲で協力するものとする。

（安全の確保）

第4条 甲は、要請を受けて協力する乙の会員に対し、その協力の内容に応じ安全の確保に十分に配慮するものとする。

- 2 甲が協力要請を行う場合、乙に対して協力実施地域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

（会員の移動手段）

第5条 甲の要請により乙の会員が協力実施地域に移動する手段は、原則として乙が手配するものとし、甲は、乙の会員の移動が円滑なものとなるよう必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙による移動手段の手配が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行なうものとする。

（会員の受入）

第6条 甲は、乙の会員が指定した場所に到着後、直ちに受け入れるとともに、必要な指示を行うものとする。

- 2 甲は、乙の会員を受け入れたときは、乙に対して速やかに受入の完了を報告するものとする。

（協力のための準備）

第7条 甲及び乙は、災害時における連絡体制等について事前に定めるとともに、相手方に報告して

おくものとする。

2 乙は、甲からの協力の要請に的確かつ迅速に応ずるため、毎年、会員数の把握に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙が協力を行うために要した経費については、乙の負担とする。

(損害補償等)

第9条 甲は、要請により協力をした乙の会員が、協力したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であつて、災害対策基本法、国民保護法その他関係する法律又は甲の定める条例で定める損害補償等の要件に該当するときは、その規定に基づき、損害を補償するものとする。

(平常時の活動)

第10条 甲及び乙は、協力が円滑に行なわれるように、平素から情報交換を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する訓練等への参加に努めるなど防災意識を高めて、災害時に備えるものとし、また、甲は、乙の協力に必要な支援を行うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の1ヵ月前までに、甲乙いずれからも文書をもって協定の終了を通知しないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されたものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名（押印）の上、各自その1通を保有する。

平成21年6月26日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ

乙 社団法人隊友会北海道隊友会連合会
会 長 酒 卷 尚 生

災害時における物資の供給に関する協定書

北海道（以下、「甲」という。）と株式会社セイコーマート（以下、「乙」という。）は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して物資の輸送と供給、災害情報の提供及び施設の活用等による迅速かつ的確な応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係職員の平常時からの防災意識の高揚を図るなど地域防災力の強化により被害等の軽減を図るため、この協定を締結する。

（協定の効力）

第1条 道内にある市町村は、乙及び当該市町村に所在する乙とフランチャイズチェーン契約により加盟している店舗（以下、「店舗」という。）と本協定と同様の協定を締結したものとみなすものとする。ただし、次条第1項第1号でいう物資の供給については、道を経由した協力を基本とする。

（協力の内容）

第2条 乙は災害時に甲の要請があった場合は、次に掲げる事項の全部又は一部について可能な範囲で協力するものとする。

（1）物資の供給

（2）災害時支援ステーション～徒歩帰宅者の一時立寄支援所（トイレ、水道水の提供、道路案内等）、店舗付近の見聞きした災害情報等知り得た災害情報を来店者及び甲に対して提供、近隣避難所情報等の提供・道路案内

（3）甲から提供された災害情報を店舗に提供

（4）営業の早期再開

（5）その他可能な協力

2 乙は地域住民及び乙の関係職員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。

（1）店舗付近の見聞きした異常情報を来店者及び甲に対し提供

（2）関係者の北海道防災情報システムの災害情報携帯メール配信登録

（3）防災パンフレット等の店舗配置

（4）その他可能な協力

（支援の内容）

第3条 甲は乙の協力が適切に行われるよう次の事項について支援するものとする。

（1）災害情報の提供

（2）物資の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認

（3）その他災害時に必要な支援

（協力事項の発効）

第4条 第2条第1項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

（情報交換）

第5条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

（実施細目の作成）

第6条 この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

（効力）

第7条 この協定の有効期間は平成19年3月31日までとし、有効期間満了までに甲乙双方又はい

ずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

2 前項の協議にかかわらず、本協定につき紛争が生じた場合には、甲及び乙は、札幌地方裁判所を第一審とする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年12月22日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ

札幌市中央区南9条西5丁目パーク9・5ビル
乙 株式会社セイコーマート
代表取締役社長 田中 誠

災害時における物資の供給等防災に関する協力協定実施細目

(目的)

第1条 北海道(以下、「甲」という。)と株式会社セイコーマート(以下、「乙」という。)は、「災害時における物資の供給等防災に関する協力協定」(以下、「協定」という。)第2条第1項の規定に基づく災害時の協力について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において災害対策本部又は国民保護対策本部(緊急対処事態対策本部を含む。)(以下、「本部等」という。)を設置した場合及び道内市町村から要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協定第2条第1項に定める協力を要請することができる。
2 甲は協力要請が見込まれる場合にはあらかじめ乙に要請受諾の可否について協議し、乙は受諾可能な場合、甲に「物資供給可能数量報告書(別紙1)」を提出するものとする。

(物資の品目等及び数量)

第3条 甲が乙に供給要請する物資の品目及び数量は、乙の供給可能数量及び被害の状況に応じて決定するものとする。

(要請の手続き)

第4条 甲の乙に対する要請手続きは、「災害時における物資の供給要請書(別紙2)」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。
2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(情報の提供)

第5条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。
2 乙は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

(物資の輸送)

第6条 物資の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙が供給する物資の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が輸送するものとする。

(物資の受領)

第7条 甲又は甲に要請した市町村は、供給された物資を指定した場所において品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

(業務報告)

第8条 乙は、物資供給業務終了後速やかに業務内容を甲に報告するものとする。

(費用負担)

第9条 協定第2条第1項第1号の規定により乙が供給した物資の対価については、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとし、その輸送に要する経費については、輸送した者が負担するものとする。
2 供給した物資の価格については、乙の店舗が災害が発生する直前に通常販売していた価格とするものとする。

(費用の請求及び支払い)

第10条 乙は、物資供給業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。

2 甲又は甲に要請した市町村は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては北海道総務部危機対策局防災消防課長、乙にあつては法務部法務課長とする。

(協議)

第12条 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年12月22日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ

札幌市中央区南9条西5丁目パーク9・5ビル
乙 株式会社セイコーマート
代表取締役社長 田中 誠

災害時における物資の供給に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を供給する必要があるときは、乙に対し、乙の供給・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- （1）甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長期間に及ぶことが予想される時、又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）が設置されたとき。
- （2）北海道内の被災市町村等から物資の供給要請があるとき。
- （3）その他、物資の供給について、乙の支援が必要なとき。

（要請の事前協議）

第2条 甲は、乙に物資の供給を求める必要がある場合、又は見込まれる場合にはあらかじめ乙と要請受諾の可否について協議し、乙は受諾可能な場合、甲に「物資供給可能数量報告書（別紙第1号様式）」を提出するものとする。

ただし、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを甲は了承する。

（供給物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、別紙第1号様式で報告のあった数量等の範囲内とする。

- （1）食料品
- （2）飲料水
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、「物資発注書」（別紙第2号様式）をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲又は甲に物資の供給を要請した市町村は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、当該引渡し場所への物資運搬は乙が指定する業者により行うことがあることをあらかじめ承諾する。
- 4 乙は、物資の引渡し終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告するものとする。
 - （1）引渡しの日時又は場所
 - （2）引渡し物資の品目及び数量

（費用）

第6条 乙が供給した物資の対価は、甲又は甲に物資の供給を要請した市町村の負担とする。また、

引渡し場所までの運搬に関する費用は、運搬した者が負担する。

2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売価格）とする。

（費用の支払い）

第7条 甲又は甲に物資の供給を要請した市町村が引き取った物資等の費用は、乙からの請求後1ヶ月以内に、甲又は甲に物資の供給を要請した市町村から乙の指定する口座に振り込みにより支払うものとする。

（連絡責任者の報告）

第8条 甲及び乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（平常時の活動）

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行うものとし、乙は甲が行う防災訓練への参加に努めるなど防災意識を高め緊急時に備えるものとする。

（その他）

第11条 乙は、自己の加盟店又は関係者（配送業者等）に最大限の努力をもって本協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な事情がある場合、甲は、乙が本協定を履行することができないことがあることを承諾する。

（協議）

第12条 本協定に定めのない事項については、その都度、甲・乙協議して定めるものとする。

（効力）

第13条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以後も同様とする。

（解約）

第14条 本協定を解約する場合は、甲・乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年2月21日

甲 北海道
北海道知事

東京都品川区大崎一丁目11番2号
乙 株式会社ローソン
代表取締役社長

災害時における物資の供給に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）とは、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急処理事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を供給する必要があるときは、乙に対し、乙の供給・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- （1）甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長期間に及ぶことが予想されるとき、又は国民保護対策本部（緊急処理事態対策本部を含む。）が設置されたとき。
- （2）北海道内の被災市町村等から物資の供給要請があるとき。
- （3）その他、物資の供給について、乙の支援が必要なとき。

（要請の事前協議）

第2条 甲は、乙に物資の供給を求める必要がある場合、又は見込まれる場合にはあらかじめ乙と要請受諾の可否について協議し、乙は受諾可能な場合、甲に「物資供給可能数量報告書」（別紙第1号様式）を提出するものとする。

ただし、物流ラインの断絶等により物資の供給ができないことがあることを甲は了承する。

（供給物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、別紙第1号様式で報告のあった数量等の範囲内とする。

- （1）食料品
- （2）飲料水
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、「物資発注書」（別紙第2号様式）をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲又は甲に物資の供給を要請した市町村は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、当該引渡し場所への物資運搬は乙が指定する業者により行うことがあることをあらかじめ承諾する。
- 4 乙は、物資の引渡し終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告するものとする。
 - （1）引渡しの日時又は場所
 - （2）引渡し物資の品目及び数量

（費用）

第6条 乙が供給した物資の対価は、甲又は甲に物資の供給を要請した市町村の負担とする。

2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売価格（災害発生前の取引については取引時の販売価格）とする。

（費用の支払い）

第7条 甲又は甲に物資の供給を要請した市町村が引き取った物資等の費用は、乙からの請求後1ヶ月以内に、甲又は甲に物資の供給を要請した市町村から乙の指定する口座に振り込みにより支払うものとする。

（連絡責任者の報告）

第8条 甲及び乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（平常時の活動）

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行うものとし、乙は甲が行う防災訓練への参加に努めるなど防災意識を高め緊急時に備えるものとする。

（協議）

第11条 本協定に定めのない事項については、その都度、甲・乙協議して定めるものとする。

（効力）

第12条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以後も同様とする。

（解約）

第13条 本協定を解約する場合は、甲・乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年7月24日

甲 北海道
北海道知事

東京都千代田区二番町8番地8
乙 株式会社イトヨーカ堂
代表取締役

災害時における物資の供給に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）とは、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第 1 条 甲は、次に掲げる場合において、物資を供給する必要があるときは、乙に対し、乙の供給・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- （1）甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長期間に及ぶことが予想される時、又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）が設置されたとき。
- （2）北海道内の被災市町村等から物資の供給要請があるとき。
- （3）その他、物資の供給について、乙の支援が必要なとき。

（要請の事前協議）

第 2 条 甲は、乙に物資の供給を求める必要がある場合、又は見込まれる場合にはあらかじめ乙と要請受諾の可否について協議し、乙は受諾可能な場合、甲に「物資供給可能数量報告書」（別紙第 1 号様式）を提出するものとする。

ただし、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを甲は了承する。

（供給物資の範囲）

第 3 条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、別紙第 1 号様式で報告のあった数量等の範囲内とする。

- （1）食料品
- （2）飲料水
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第 4 条 第 1 条の要請は、「物資発注書」（別紙第 2 号様式）をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第 5 条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲又は甲に物資の供給を要請した市町村は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、当該引渡し場所への物資運搬は乙が指定する業者により行うことがあることをあらかじめ承諾する。
- 4 乙は、物資の引渡しが終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告するものとする。
 - （1）引渡しの日時又は場所
 - （2）引渡し物資の品目及び数量

（費用）

第6条 乙が供給した物資の対価は、甲又は甲に物資の供給を要請した市町村の負担とする。

2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売価格）とする。

（費用の支払い）

第7条 甲又は甲に物資の供給を要請した市町村が引き取った物資等の費用は、乙からの請求後1ヶ月以内に、甲又は甲に物資の供給を要請した市町村から乙の指定する口座に振り込みにより支払うものとする。

（連絡責任者の報告）

第8条 甲及び乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（平常時の活動）

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行うものとし、乙は甲が行う防災訓練への参加に努めるなど防災意識を高め緊急時に備えるものとする。

（その他）

第11条 乙は、自己の加盟店又は関係者（配送業者等）に最大限の努力をもって本協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な事情がある場合、甲は、乙が本協定を履行することができないことがあることを承諾する。

（協議）

第12条 本協定に定めのない事項については、その都度、甲・乙協議して定めるものとする。

（効力）

第13条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以後も同様とする。

（解約）

第14条 本協定を解約する場合は、甲・乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年7月24日

甲 北海道
北海道知事

東京都千代田区二番町8番地8
乙 株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役

災害時における物資の供給に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と株式会社サークルKサンクス（以下「乙」という。）とは、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を供給する必要があるときは、乙に対し、乙の供給・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- （1）甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長期間に及ぶことが予想される時、又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）が設置されたとき。
- （2）北海道内の被災市町村等から物資の供給要請があるとき。
- （3）その他、物資の供給について、乙の支援が必要なとき。

（要請の事前協議）

第2条 甲は、乙に物資の供給を求める必要がある場合、又は見込まれる場合にはあらかじめ乙と要請受諾の可否について協議し、乙は受諾可能な場合、甲に「物資供給可能数量報告書」（別紙第1号様式）を提出するものとする。

ただし、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを甲は了承する。

（供給物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、別紙第1号様式で報告のあった数量等の範囲内とする。

- （1）食料品
- （2）飲料水
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、「物資発注書」（別紙第2号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲又は甲に物資の供給を要請した市町村は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、当該引渡し場所への物資運搬は乙が指定する業者により行うことがあることをあらかじめ承諾する。
- 4 乙は、物資の引渡し終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告するものとする。
 - （1）引渡しの日時又は場所
 - （2）引渡し物資の品目及び数量

（費用）

第6条 乙が供給した物資の対価は、甲又は甲に物資の供給を要請した市町村の負担とする。また、

引渡し場所までの運搬に関する費用は、運搬した者が負担する。

2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売価格）とする。

（費用の支払い）

第7条 甲又は甲に物資の供給を要請した市町村が引き取った物資等の費用は、乙からの請求後1ヶ月以内に、甲又は甲に物資の供給を要請した市町村から乙の指定する口座に振り込みにより支払うものとする。

（連絡責任者の報告）

第8条 甲及び乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（平常時の活動）

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行うものとし、乙は甲が行う防災訓練への参加に努めるなど防災意識を高め緊急時に備えるものとする。

（その他）

第11条 乙は、自己の加盟店又は関係者（配送業者等）に最大限の努力をもってこの協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な事情がある場合、甲は、乙が本協定を履行することができないことがあることを承諾する。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲・乙協議して定めるものとする。

（効力）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以後も同様とする。

（解約）

第14条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年11月27日

甲 北海道
北海道知事

東京都中央区晴海2-5-24 晴海センタービル
乙 株式会社サークルKサンクス
代表取締役社長

災害時における物資の供給等防災に関する協力協定

北海道（以下、「甲」という。）とイオン北海道株式会社（以下、「乙」という。）とは、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害が発生し、発生のおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、乙と甲が相互に協力して物資の輸送と供給、災害情報の提供及び施設の活用等による迅速かつ確かな応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係職員の平常時からの防災意識の高揚を図るなど地域防災力の強化により被害等の軽減を図るため、この協定を締結する。

（協定の効力）

第1条 道内にある市町村は、乙と本協定と同様の協定を締結したものとみなすものとする。ただし、次条第1項第1号でいう物資の供給については、道を経由した協力を基本とする。

（協力の内容）

第2条 乙は災害時に甲の要請があった場合、次に掲げる事項の全部又は一部について、一般消費者に対する商品供給や被災店舗の復旧などの業務に支障をきたさない可能な範囲で協力するものとする。

- (1) 乙及び乙のグループ企業で調達可能な物資の供給
- (2) 営業の早期再開
- (3) 災害時支援ステーション～甲、乙双方からの提供情報など把握した災害情報の来店者等に対する提供（災害情報掲示板の設置等）、帰宅途上者の一時立寄支援所（トイレ、災害情報の提供、道路案内等）、近隣避難所情報等の提供・道路案内
- (4) 店舗付近又は輸送ネットワーク等により把握した災害情報の甲に対する提供
- (5) 敷地等の一時避難所、現地対策本部等応急対策拠点用地としての提供
- (6) その他可能な協力

2 乙は地域住民及び乙の関係職員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。

- (1) 店舗付近又は輸送ネットワーク等により把握した異常情報の来店者及び甲に対する提供
- (2) 関係者の北海道防災情報システムの災害情報携帯メール配信登録
- (3) 行政機関が作成した防災パンフレット等の店舗配置
- (4) 地域又は行政機関が行う防災訓練への積極的な参加及び自社防災訓練の充実強化
- (5) その他可能な協力

（支援の内容）

第3条 甲は乙の協力が適切に行われるよう次の事項について支援するものとする。

- (1) 災害情報の提供
- (2) 物資の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認
- (3) その他災害時に必要な支援及び前条第2項の協力に必要な情報の提供

（協力事項の発効）

第4条 第2条第1項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部を設置等し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

2 災害の状況により、乙は甲の要請がない場合にあっても、第2条第1項に定める協力を実施することができる。

（情報交換）

第5条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

（実施細目の作成）

第6条 この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

(効力)

第7条 この協定の有効期間は協定締結日から1年間とする。但し、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

2 本協定を解約するときは、甲乙双方又は一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

2 善行の協議にかかわらず、本協定につき紛争が生じた場合には、甲及び乙は、札幌地方裁判所を第一審とする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成22年1月20日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ

札幌市白石区本通21丁目南1番10号
乙 イオン北海道株式会社
代表取締役 植村 忠規

災害時における物資の供給等防災に関する協力協定実施細目

(目的)

第1条 北海道（以下、「甲」という。）とイオン北海道株式会社（以下、「乙」という。）は、「災害時における物資の供給等防災に関する協力協定」（以下、「協定」という。）第2条第1項の規定に基づく災害時の協力について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において災害対策本部を設置し、かつ、災害救助法の適用等により避難の長期化が予想される場合及び道内市町村から物資の供給要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協定第2条第1項に定める協力を要請することができる。

2 甲は協力要請が見込まれる場合にはあらかじめ乙に要請受諾の可否について協議し、乙は乙のグループ企業を含め検討のうえ受諾可能な場合、甲に「物資供給可能数量報告書（別紙1）」を提出するものとする。

(飲料の品目等及び数量)

第3条 甲が乙に供給要請する物資の品目及び数量は、乙及び乙のグループ企業の供給可能数量並びに被害の状況に応じて決定するものとする。

(要請の手続き)

第4条 甲の乙に対する要請手続きは、「災害時における物資の供給要請書（別紙2）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(情報の提供)

第5条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

2 乙は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

(物資の輸送)

第6条 物資の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙及び乙のグループ企業が供給する物資の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が輸送するものとする。

(物資の受領)

第7条 甲又は甲に要請した市町村は、供給された物資を指定した場所において品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

(業務報告)

第8条 乙は、物資供給業務終了後速やかに業務内容を甲に報告するものとする。

(敷地等の提供)

第9条 甲が乙から提供を受けた敷地等については、甲が原状に回復し返還するものとする。

(費用負担)

第10条 協定第2条第1項第1号の規定により乙及び乙のグループ企業が供給した物資の対価については、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとし、その輸送に関する費用については、乙が輸送した場合、原則、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとする。

2 前項により供給した物資の価格については、乙及び乙のグループ企業の店舗が災害が発生する直前に通常販売していた価格とするものとする。

3 その他協定第2条第1項に規定する災害時の協力に要する費用については、乙が負担するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第11条 乙は、物資供給業務終了後、前条第1項及び第2項に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。

2 甲又は甲に要請した市町村は、前2項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

(連絡責任者)

第12条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては総務部危機対策局防災消防課長、乙にあつては管理本部総務部長とする。

(協議)

第13条 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成22年1月20日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ

札幌市白石区本通21丁目南1番10号
乙 イオン北海道株式会社
代表取締役 植村 忠規

災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定

北海道（以下、「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下、「乙」という。）は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に定める武力攻撃災害（緊急処理事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して飲料の輸送と供給、災害情報の提供及び施設・設備等の活用による迅速かつ的確な応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係職員の平常時からの防災意識の高揚により地域防災力の強化を図るためこの協定を締結する。

（協定の効力）

第 1 条 道内にある市町村は、乙と本協定と同様の協定を締結したものとみなすものとする。ただし、次条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号については、道を経由した協力を基本とする。

（協力の内容）

第 2 条 乙は災害時に甲の要請があった場合は、次の事項について可能な範囲で協力するものとする。

- （1）飲料の供給
- （2）現地対策本部等応急対策拠点用地として敷地を提供
- （3）一時避難場所として敷地及び倉庫を提供
- （4）災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供
- （5）その他可能な協力

2 乙は地域住民及び乙の関係職員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。

- （1）自動販売機に避難所情報等を盛り込んだ市町村から提供された地域防災マップ等を貼付
- （2）市町村の希望に対し、可能な範囲で避難所等に災害対応型自動販売機を設置
- （3）配送ドライバー等による災害情報の提供
- （4）北海道防災情報システムの災害情報携帯メール配信登録
- （5）その他可能な協力

（支援の内容）

第 3 条 甲は乙の協力が適切に行われるよう次の事項について支援するものとする。

- （1）災害情報の提供
- （2）飲料の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認
- （3）庁舎等に災害対応型自動販売機を展示設置
- （4）その他災害時に必要な支援

（協力事項の発効）

第 4 条 第 2 条第 1 項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急処理事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

（連絡員の派遣）

第 5 条 乙は、甲が設置する本部等に連絡員を派遣することができるものとする。

（情報交換）

第 6 条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

（実施細目の作成）

第 7 条 この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

(効力)

第8条 この協定の有効期間は平成19年3月31日までとし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年12月22日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ

札幌市清田区清田一条一丁目2番1号
乙 北海道コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役専務 角野 中原

災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定実施細目

(目的)

第1条 北海道（以下、「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下、「乙」という。）は、「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」（以下、「協定」という。）第2条第1項の規定に基づき行う飲料の供給及び敷地等の提供に関する事項について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急処理事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置した場合及び道内市町村から要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協定第2条第1項に定める協力を要請することができる。

(協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、積極的に協力するものとする。

(飲料の品目等及び数量)

第4条 甲が乙に供給要請する飲料の品目及び数量は、被害の状況に応じて決定するものとし、主なものは別表のとおりとする。
2 乙は、災害時に供給可能な飲料の品目及び数量、提供可能な施設等について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

(要請の手続き)

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、「飲料等の供給等要請書（別紙）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。
2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(情報の提供)

第6条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。
2 乙は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

(飲料の輸送)

第7条 飲料の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙が供給する飲料の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が輸送するものとする。

(飲料の受領)

第8条 甲又は甲に要請した市町村は、供給された飲料を指定した場所において、品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

(飲料の供給報告)

第9条 乙は、飲料の供給終了後速やかに供給内容を甲に報告するものとする。

(災害対応型自動販売機の取扱い)

第10条 災害対応型自動販売機の電光掲示発信情報の一切の管理及び無償提供等の判断は当該設置機関（道又は市町村）が行う。

(費用負担)

第11条 協定第2条第1項第1号の規定により乙が供給した飲料及び災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供後に補充する飲料の対価については、甲又は甲に要請した市町村が負担するものと

し、その輸送に要する費用については、輸送した者が負担するものとする。

- 2 供給した飲料の価格については、災害が発生する直前に通常供給していた卸売り価格とするものとする。
- 3 災害対応型自動販売機の機内在庫及び電光掲示情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

(費用の請求及び支払い)

- 第12条 乙は、飲料の供給終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。
- 2 甲又は甲に要請した市町村は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

(連絡責任者)

- 第13条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては総務部危機対策局防災消防課長、乙にあつては広報部長とする。

(協議)

- 第14条 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年12月22日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ

札幌市清田区清田一条一丁目2番1号
乙 北海道コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役専務 角野 中原

〈別紙〉

災害時における主な供給飲料一覧

区 分	品 名 〔主な品目〕	容 量 〔1箱入数〕	数 量 (要請書に添付 する場合にのみ 記載)
容器入り水	<ul style="list-style-type: none"> ・ミネラルウォーター 〔オロフレ山溪水 など〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・2ℓ ペットボトル〔6本〕 ・500ml ペットボトル〔24本〕 	
容器入り飲料	<ul style="list-style-type: none"> ・茶系飲料 〔爽健美茶 など〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・2ℓ ペットボトル〔6本〕 ・500ml ペットボトル〔24本〕 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ飲料 〔アクエリアス〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・2ℓ ペットボトル〔6本〕 ・500ml ペットボトル〔24本〕 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・炭酸飲料 〔コカ・コーラ、ファンタ など〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・1.5ℓ ペットボトル〔8本〕 ・500ml ペットボトル〔24本〕 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・コーヒー飲料 〔ジョージア〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・250g 缶 [30本] ・190g 缶 [24本] 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・果汁入り飲料 〔Qoo (クー) 〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・1.5ℓ ペットボトル〔8本〕 ・500ml ペットボトル〔24本〕 	

災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定

北海道（以下、「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下、「乙」という。）は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急処理事態における災害を含む。）の発生により水道・電気等の通常のライフラインが絶たれた場合（以下、「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して飲料の輸送と供給、災害情報の提供及び施設・設備等の活用による迅速かつ確かな応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係職員の平常時からの防災意識の高揚により地域防災力の強化を図るためこの協定を締結する。

（協定の効力）

第1条 道内にある市町村は、乙と本協定と同様の協定を締結したものとみなすものとする。ただし、次条第1項第1号、2号及び3号については、道を経由した協力を基本とする。

（協力の内容）

第2条 乙は災害時に甲の要請があった場合、次の事項について可能な範囲で協力するものとする。

（1）飲料の供給

（2）現地対策本部等応急対策拠点用地として乙の子会社である北海道ペプシコーラ販売株式会社の所有する敷地を提供させること

（3）一時避難場所として北海道ペプシコーラ販売株式会社の所有する敷地及び倉庫を提供させること

（4）災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供

（5）その他可能な協力

2 乙は地域住民及び乙の関係職員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。

（1）自動販売機に避難所情報等を盛り込んだ市町村から提供された地域防災マップ等を貼付

（2）市町村の希望に対し、可能な範囲で避難所等に災害対応型自動販売機を設置

（3）配送ドライバー等による災害情報の提供

（4）北海道防災情報システムの災害情報携帯メール配信登録

（5）その他可能な協力

（支援の内容）

第3条 甲は乙の協力が適切に行われるよう次の事項について支援するものとする。

（1）災害情報の提供

（2）飲料の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認

（3）その他災害時に必要な支援

（協定事項の発効）

第4条 第2条第1項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急処理事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置等し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

（連絡員の派遣）

第5条 乙は、甲が設置する本部等に連絡員を派遣することができるものとする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

（実施細目の作成）

第7条 この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

(効力)

第8条 この協定の有効期間は平成21年3月31日までとし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成20年12月18日

甲 北海道
北海道知事

東京都港区台場2-3-3
乙 サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長

災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定実施細目

(目的)

第1条 北海道（以下、「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下、「乙」という。）は、「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」（以下、「協定」という。）第2条第1項の規定に基づき行う飲料の供給及び敷地等の提供に関する事項について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置し、かつ、災害救助法の適用等により避難の長期化が予想される場合及び道内市町村から物資の供給要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協定第2条第1項に定める協力を要請することができる。

(協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、積極的に協力するものとする。

(飲料の品目等及び数量)

第4条 甲が乙に供給要請する飲料の品目及び数量は、被害の状況に応じて決定するものとし、主なものは別表のとおりとする。

2 乙は、災害時に供給可能な飲料の品目及び数量、提供可能な施設等について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

(要請の手続き)

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、「飲料等の供給等要請書（別紙）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(情報の提供)

第6条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

2 乙は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

(飲料の輸送)

第7条 飲料の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙が供給する飲料の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が輸送するものとする。

(飲料の受領)

第8条 甲又は甲に要請した市町村は、供給された飲料を指定した場所において、品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

(飲料の供給報告)

第9条 乙は、飲料の供給終了後速やかに供給内容を甲に報告するものとする。

(災害対応型自動販売機の取扱い)

第10条 災害対応型自動販売機は一切の管理及び無償提供等の判断は当該設置機関（道又は市町村）が行う。

(敷地等の提供)

第11条 甲が乙から提供を受けた敷地等については、甲が現状に回復し返還するものとする。

(費用負担)

第12条 協定第2条第1項第1号の規定により乙が供給した飲料及び災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供後に補充する飲料の対価については、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとし、その輸送に要する費用については、乙が負担するものとする。

ただし、被災地の状況により、乙による輸送が困難な場合は、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとする。

- 2 供給した飲料の価格については、災害が発生する直前に通常供給していた卸売り価格とするものとする。
- 3 無償提供を開始したときの災害対応型自動販売機の機内在庫飲料の費用は乙が負担するものとする。
- 4 その他協定第2条第1項に規定する災害時の協力に要する費用については、乙が負担するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第13条 乙は、飲料の供給終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。

- 2 甲又は甲に要請した市町村は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

(連絡責任者)

第14条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては総務部危機対策局防災消防課長、乙にあつては北海道支社企画課長とする。

(協議)

第15条 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成20年12月18日

甲 北海道
北海道知事

東京都港区台場2-3-3
乙 サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長

〈別紙〉

災害時における主な供給飲料一覧

区 分	品 名 〔主な品目〕	容 量 〔1箱入数〕	数 量 (要請書に添 付する場合に のみ記載)
容器入り水	<ul style="list-style-type: none"> ・ミネラルウォーター 〔南アルプス天然水〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・2ℓ ペットボトル〔6本〕 ・500ml ペットボトル〔24本〕 	
容器入り飲料	<ul style="list-style-type: none"> ・茶系飲料 〔伊右衛門・ウーロン〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・2ℓ ペットボトル〔6本〕 ・500ml ペットボトル〔24本〕 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ飲料 〔ダカラ・ゲーターレード〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・2ℓ ペットボトル〔6本〕 ・500ml ペットボトル〔24本〕 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・炭酸飲料 〔ペプシコーラ・CCレモン〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・1.5ℓ ペットボトル〔8本〕 ・500ml ペットボトル〔24本〕 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・コーヒー飲料 〔ボス〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・250g 缶 [30本] ・190g 缶 [24本] 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・果汁入り飲料 〔なっちゃん・野菜カロリー計画〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・1.5ℓ ペットボトル〔8本〕 ・500ml ペットボトル〔24本〕 	

災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書

佐呂間町（以下「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、北海道と乙との間で平成18年12月22日付締結した「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」（以下「防災協力協定」という。）に基づき、甲の地域において災害対応型自動販売機により取り組む協働事業について、次のとおり協定を締結する。

（目的・協働事業）

第1条 本協働事業は、防災協力協定に基づき、地域及び住民の安全・安心の補完、平常時からの防災意識の高揚による地域防災力の強化並びに地域振興活動の充実を目的として、乙所有のネットワーク接続された災害対応型自動販売機（電光掲示機能搭載型）を通して、次のサービスを提供するものである。

- （1）災害対応型自動販売機の電光掲示板による甲の地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等（以下「情報」という。）の提供
- （2）甲の災害基準により対策本部が設置された場合などの緊急時（以下「緊急時」という。）における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供（以下「商品提供」という。）。

（情報提供に関する事項）

第2条 災害対応型自動販売機の電光掲示板に掲示する情報の管理は甲が行うこととし、これによって生じる責任について、乙は一切負わないものとする。

2. 電光掲示板の保全に要する費用及び電光掲示情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

（商品提供に関する事項）

第3条 乙は、緊急時の認定及び商品提供の実行権限を甲に委任するものとする。甲がその商品提供の開始時期を決定した場合には、可能な限り事前に電話等にてその旨を乙に報告するものとし、後日速やかに報告書（様式1）を乙に提出するものとする。

（災害対応型自動販売機の設置施設）

第4条 災害対応型自動販売機の設置施設は、別紙のとおりとする。

（連絡先）

第5条 甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

（甲の連絡先の表示）

名称	電話番号
佐呂間町総務課（代表）	01587-2-1211

（乙の連絡先の表示）

名称	電話番号
北見販売課（代表）	01584-2-2241
北見販売課（衛星携帯）	090-6690-0867
本社（夜間・休日／衛星携帯）	080-1017-0138

（守秘義務）

第6条 甲、乙は、協働事業の遂行にあたり、知り得たすべての情報及び相手方の営業上の秘密を、その目的・手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報はこの限りではない。

- （1）開示又は知得の際、既に公知・公用となっているもの
- （2）開示又は知得の際、自己が所有していたもの
- （3）正当な権限を有する第三者から入手したもの

2. 前項に定める義務は、この協定の有効期間満了後も有効に存続するものとする。

(効力)

第7条 この協定の有効期間は締結の日から1年間とし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成21年7月17日

甲 常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1
佐呂間町長 川根章夫

乙 札幌市清田区清田一条一丁目2番1号
北海道コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役専務 角野中原

(別紙)

災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定
第4条に基づく災害対応型自動販売機の設置施設

災害対応型自動販売機の設置施設の表示（佐呂間町）

設 置 施 設 名	所 在 地
佐呂間町役場庁舎（1階ロビー）	常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1

以 上

災害時における帰宅者支援に関する協定書

(目的)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と株式会社壺番屋（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）による交通の途絶により、帰宅することが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援するために必要となる帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(支援ステーションの設置)

第2条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は甲の各市町村（以下「市町村」という。）は、乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町村は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

(支援の内容)

第3条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

(2) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができる。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第5条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第5条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(効力)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以降も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年12月17日

甲 北海道
北海道知事

愛知県一宮市三ツ井六丁目12番23号
乙 株式会社壺番屋
代表取締役社長

災害時における帰宅者支援に関する協定書

(目的)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と株式会社サークルKサンクス（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）による交通の途絶により、帰宅することが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援するために必要となる帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(支援ステーションの設置)

第2条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は甲の各市町村（以下「市町村」という。）は、乙の直営店及び乙のフランチャイズ契約により加盟されている店舗（以下「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズ本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町村は、乙のフランチャイズ契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

(支援の内容)

第3条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

(2) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第5条 第2条に規定する支援ステーションに、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第5条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(効力)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以降も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年12月17日

甲 北海道
北海道知事

東京都中央区晴海2-5-24
晴海センタービル

乙 株式会社サークルKサンクス
代表取締役社長

災害時における帰宅者支援に関する協定書

(目的)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）による交通の途絶により、帰宅することが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援するために必要となる帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(支援ステーションの設置)

第2条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は甲の各市町村（以下「市町村」という。）は、乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町村は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

(支援の内容)

第3条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

(2) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第5条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第5条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(効力)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以降も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年12月17日

甲 北海道
北海道知事

東京都千代田区二番町8番地8
乙 株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役

災害時における帰宅者支援に関する協定書

(目的)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と株式会社北海道ファミリーマート（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）による交通の途絶により、帰宅することが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援するために必要となる帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(支援ステーションの設置)

第2条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は甲の各市町村（以下「市町村」という。）は、乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町村は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

(支援の内容)

第3条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

(2) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第5条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第5条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(効力)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以降も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年12月17日

甲 北海道
北海道知事

札幌市白石区流通センター7丁目1番45号
乙 株式会社北海道ファミリーマート
代表取締役

災害時における帰宅者支援に関する協定書

(目的)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と株式会社モスフードサービス（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）による交通の途絶により、帰宅することが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援するために必要となる帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(支援ステーションの設置)

第2条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は甲の各市町村（以下「市町村」という。）は、乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町村は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

(支援の内容)

第3条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

(2) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第5条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第5条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(効力)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以降も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年12月17日

甲 北海道
北海道知事

東京都品川区大崎2-1-1
乙 株式会社モスフードサービス
代表取締役社長CEO

災害時における帰宅者支援に関する協定書

(目的)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）による交通の途絶により、帰宅することが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援するために必要となる帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(支援ステーションの設置)

第2条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は甲の各市町村（以下「市町村」という。）は、乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町村は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

(支援の内容)

第3条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

(2) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第5条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第5条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(効力)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以降も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年12月17日

甲 北海道
北海道知事

東京都品川区大崎1-1 1-2
乙 株式会社ローソン
代表取締役社長CEO

商店街友好都市との交流に関する基本協定書

港区および三田商店街振興組合（以下「甲」という。）は、これまで長い友好交流関係を育んできた佐呂間町および佐呂間町商工会（以下「乙」という。）と、さらなる信頼関係を構築し、商店街振興・観光振興の促進を図るため、次のとおり基本協定を締結します。

（目的）

第1条 この基本協定は、甲、乙それぞれが第2条における交流振興を推進するとともに、地域の特性を活かした相互協力を行うこととします。

（交流振興）

第2条 この協定において、交流振興とは次の各号に掲げることとします。

- （1） 乙は、三田商店街振興組合が催すイベント事業やみなと区民まつりなどに参加と協力をします。
- （2） 甲は、乙の物産を販売・宣伝するなど積極的に物産交流の支援を行います。
- （3） 甲および乙は、港区と佐呂間町の青少年の健全育成のための交流を推進します。
- （4） 甲および乙は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する「災害」が協定地域で発生した場合、相互に応援し、被災した地域の応急活動及び復旧対策の支援・協力を行います。
- （5） その他商店街振興・観光振興のための協力をを行います。

（交流の履行）

第3条 甲および乙は、第2条に基づく交流を履行する際、的確かつ円滑に行うように努めなければなりません。

（経費の負担）

第4条 第2条に基づく交流を履行する際に生じた経費負担については、甲、乙協議のうえ決定します。

（協議）

第5条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙協議のうえ別に定めることとします。

平成20年1月29日

甲 港区
代表者 港区長

三田商店街振興組合
代表者 理事長

乙 佐呂間町
代表者 佐呂間町長

佐呂間町商工会
代表者 会長

災害等の発生時における佐呂間町と北海道エルピーガス災害対策協議会
の応急・復旧活動の支援に関する協定

佐呂間町（以下「甲」という。）と北海道エルピーガス災害対策協議会（以下「乙」という。）は、佐呂間町の区域内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等の発生時」という。）における応急・復旧活動の支援に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定における「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害及び緊急対処事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態をいう。）により直接又は間接に生じる人的又は物的災害をいう。

（協力体制の確保）

第2条 災害等の発生時に必要な応急・復旧活動を行うため、甲は、乙に対し情報提供及び第4条の規定による要請を行うこととし、乙は、それを受けて乙の会員事業者に対して必要な指示を行うものとする。

（応急・復旧活動支援の範囲）

第3条 この協定の対象となる応急・復旧活動支援とは、次に掲げるものとする。

- （1）被災場所におけるLPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供
- （2）被災場所における応急措置及び復旧工事
- （3）避難場所等へのLPガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事
- （4）LPガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配
- （5）大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策
- （6）その他甲が必要とする要請事項

（応急・復旧活動の支援要請）

第4条 甲は、災害等の発生時に必要があると認めるときは、乙に対し応急・復旧活動の支援を要請できるものとする。要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（災害対策本部会議等への参加）

第5条 乙は、甲の要請があった場合、甲が設置する佐呂間町災害対策本部会議、佐呂間町国民保護対策本部会議若しくは佐呂間町緊急対処事態対策本部会議又は防災関係機関情報連絡室等にその職員を出席させ、又は派遣するものとする。

（応急・復旧活動支援の実施）

第6条 乙は、甲の要請による応急・復旧活動の支援を行う場合、積極的な協力を努めるものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援に要した費用（人件費は除く。）は、原則として甲が負担する。

- 2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。
- 3 乙が要した費用の支払方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

（災害補償）

第8条 甲の要請により応急・復旧活動の支援業務に従事した者が、その業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の会員事業者が使用者責任において

行うものとする。

(損害の負担)

第9条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援を行ったことにより生じた物的損害の負担について、その割合は、その都度、甲乙協議し定めるものとする。

(防災意識の向上等)

第10条 乙は、その協議会活動を通じて、LPガスの備蓄、緊急時対応設備の整備を日常的に行うほか、甲が行う防災訓練に参加するなど、会員の防災意識の向上に努めることとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成22年9月28日

甲 佐呂間町
佐呂間町長

乙 北見市中ノ島町1丁目2番22号
北海道エルピーガス災害対策協議会
災害対策現地本部長

災害時協力協定書

佐呂間町（以下「甲」という。）と財団法人北海道電気保安協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、佐呂間町において自然災害や重大事故が発生した場合、及び発生するおそれがある場合の甲の電気使用設備の安全点検・検査の実施について定め、佐呂間町における迅速かつ円滑な災害復旧活動に資することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、台風、地震等の自然災害及び大規模停電、大規模火災・爆発等の重大事故が発生した場合、及び発生するおそれがある場合で、甲が乙に対して協力を要請する必要があると認めた災害とする。

（応急対策活動の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設の電力復旧のために必要な調査等の応急対策活動
- (2) 公共施設の電力復旧工事の監督、指導及び検査
- (3) その他、甲が必要と認める応急対策活動

（協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策活動の実施について、乙に対し次に掲げる事項を記載した文書をもって協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
- (2) 応急対策活動の内容
- (3) その他必要な事項

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、甲に協力するものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、前条の規定により応急対策活動を実施した場合は、甲に対し次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
- (2) 応急対策活動の内容
- (3) その他必要な事項

（費用負担）

第6条 乙が応急対策活動に要した費用は、乙が負担する。ただし、資材等の材料費は甲の負担とする。

（公務災害補償）

第7条 乙は、応急対策活動の実施にあたっては、職員が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめ実施する。

（協定の有効期限）

第8条 この協定の有効期限は、締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成22年11月2日

甲 佐呂間町
佐呂間町長

乙 札幌市西区発寒6条12丁目6番11号
財団法人 北海道電気保安協会
理事長

災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

佐呂間町（以下「甲」という。）と北見地方石油業協同組合及び北見地方石油業協同組合留辺蘂支部佐呂間分会（以下「乙」という。）は、佐呂間町内に地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等」という。）において、甲が必要な石油類燃料の供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 災害時等において、甲は、乙に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

- (1) 甲が指定する緊急車両等への燃料の優先給油
 - (2) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等への燃料の優先提供
 - (3) 乙が取り扱う物資（第1号及び第2号で規定する燃料を除く。）の供給及び要員の動員等
- 2 前項の要請は、「石油類燃料の供給等要請書」（別記第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第2条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を実施するものとする。

（報告手続）

第3条 乙は、協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに「救援実施報告書」（別記第2号様式）を提出するものとする。

（経費の負担）

第4条 乙が供給した石油類燃料等の対価及び乙が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払）

第5条 甲は、乙からの請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

（事故等）

第6条 乙は、その石油類燃料の供給等の際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害の負担）

第7条 第1条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（協力体制の構築）

第8条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに、平常時から防災に関し、必要な対策について協議するものとする。

2 甲は、災害時に、乙が石油類燃料等の供給能力を十分発揮できるよう、道の「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」に沿って、分離・分割発注の推進等について配慮するものとする。

（協定の有効期間）

第9条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲又は乙から特段の意思表示がないときは更新されるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するための本書3通を作成し、甲乙記名の上、各1通を保有するものとする。

平成24年 4月19日

甲 佐呂間町

佐呂間町長 川 根 章 夫

乙 北見地方石油業協同組合

理 事 長 石 崎 猛 雄

北見地方石油業協同組合留辺蘂支部佐呂間分会

分 会 長 茂 木 孝 明

災害時における応急対策業務に関する細目協定書

北海道オホーツク総合振興局（以下「甲」という。）と網走建設業協会（以下「乙」という。）は、北海道と一般社団法人北海道建設業協会が締結した「災害時における応急対策業務に関する協定書」第10条に基づき、次のとおり細目協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、同法、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び北海道地域防災計画に基づき災害応急対策の業務等（以下「業務等」という。）に関して、乙に協力を求めるに当たって、必要な事項を定めることを目的とする。

（業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次のものとする。

- (1) 緊急人命救助にともなう障害物等の除去のための業務
- (2) 道路施設の損壊等に伴う道路交通確保のための業務
- (3) 河川施設の損壊等に伴う治水安全確保のための業務
- (4) 緊急パトロール業務
- (5) その他甲が必要と認める緊急応急業務

2 乙の所属会員等は、前項に規定する業務に従事するにあたり、必要がある場合については、警察官、消防職員等と連携し、従事者の安全を確保した上でこれを行うものとする。

（要請）

第3条 甲は、業務のため、乙の所属会員等が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の協力が必要と認めるときは、乙に対し、別添様式1による要請書により、次に掲げる事項を明らかにし要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 協力を必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員
- (3) 協力を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 現場責任者
- (5) その他必要な事項

2 乙は、通信の不能等により第1項の規定による要請が行われない場合において、前条に規定する業務への協力が必要であると認められる災害の発生を認めたときは、前項の要請を待たずに必要な体制を整えるものとする。

3 本条は、甲が直接企業等へ要請することを妨げるものではない。

（会員等への通知）

第4条 乙は、甲から前条の要請があったときは、直ちに、乙の所属会員に対しその旨を通知するものとする。

2 乙は、前条の要請に基づき協力派遣する会員を決定したときは、速やかに甲に報告するものとする。

（活動の報告）

第5条 乙の所属会員は、第2条に規定する業務が完了したときは、速やかに、当該業務に従事した事業者名、業務内容及び場所等を別添様式2により報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条の要請に基づく乙の所属会員の業務に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて応援を行った場合の費用の負担は、同法92条に定めるところによる。

なお、市町村からの依頼に基づき要請した場合の経費負担については、甲において、市町村と協議するものとする。

2 費用の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

(契約の締結)

第7条 甲は、乙から第4条第2項に規定する報告を受けたときは、北海道財務規則等関係する規定に基づき、必要な契約を締結するものとする。

(損害の負担)

第8条 第2条の業務により第三者に及ぼした損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて業務等に従事した者が、本業務等において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務等従事者の使用者の責任において行うものとする。

(他の協定等との関係)

第10条 甲と乙又は乙の会員が既に締結している災害時に関する協定等は、この協定に抵触しない限り、今後有効とする。

2 この協定は、乙が既に締結している他の相互応援等に関する協定等に基づく応援を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、適時必要な訓練の実施に努めるものとする。

(情報の共有)

第12条 甲及び乙は、この協定の適正な運用を確保するため、情報連絡網及び協力実施体制を整備し、相互に共有するものとする。その際、乙は、この会員についても整備するものとする。なお、協力実施体制の整備にあたっては、乙の会員以外の協力を含むものとする。

2 乙は、会員の資機材の保有状況について把握し、甲に報告するものとする。

3 前項までの情報の共有については、この協定締結後ただちに、又変更が生じた場合には、毎年4月末日までに更新するものとする。

(災害情報の提供)

第13条 乙及び乙の所属会員等は、諸活動中に把握した災害等の情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(連絡調整員の派遣)

第14条 甲は、第3条の要請にあたり、乙に対し、必要に応じて連絡調整員の派遣を求めることができる。

2 乙は、前項の求めを受けたときは、可能な限り災害対策地方本部等へ連絡調整員を派遣するものとする。

(連絡責任者)

第15条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては北海道オホーツク総合振興局地域政策部地域政策課主幹及び網走建設管理部事業室地域調整課長、乙においては網走建設業協会事務局長とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(適用)

第17条 この協定は、締結の日から適用する。

2 平成17年10月31日に締結した「網走土木現行所所管公共土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定」は、廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成25年7月11日

甲 北海道オホーツク総合振興局
局長 中島克彦

乙 網走建設業協会
会長 丸田孝一

災害時等における船舶による輸送等に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と日本内航海運組合総連合会（以下「乙」という。）は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合及び都道府県等相互の応援措置を行う場合（以下、「災害時等」という。）に必要な、船舶による物資の輸送等に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、北海道地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（事前協議）

第2条 甲は、乙に船舶による物資の輸送等の協力を求めることが想定される場合には、協力の可否及び、必要とする輸送等が、船舶への優先積載、臨時便の運航又は備船のいずれの輸送の形態（以下「輸送の形態」という。）によることが適切であるか等を、事前に乙と協議するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、次条の業務を遂行するため乙の協力を得る必要があるときは、次に掲げる事項を明示して、「物資等輸送協力要請書」（別記第1号様式）により協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話等で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び輸送を要請する事由
- (2) 輸送の期間及び区間
- (3) 輸送物資の種類及び数量
- (4) 自動車輸送の際の車種ごとの数及び積載物資
- (5) 希望する輸送の形態
- (6) 輸送の発注者
- (7) その他参考となる事項

（協力の内容）

第4条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

（業務の実施）

第5条 乙は、第3条の規定により甲から協力要請を受けたときは、乙の会員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

2 甲は、前条に規定する業務を円滑に進めるため、現場責任者を置くものとし、乙及び乙の会員に通知するものとする。

3 現場における業務の指示は、前項の現場責任者が行うものとし、乙の会員はその指示に従うものとする。

（報告手続）

第6条 乙は、乙の会員が前条の業務を実施した場合には、当該業務を実施した乙の会員をして、速やかに甲に対し、次に掲げる事項を「物資等輸送実施報告書」（別記第2号様式）により報告させるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭、電話等で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 輸送に従事した船舶名及び輸送の形態
- (2) 輸送期間及び区間
- (3) 輸送物資の種類及び数量
- (4) 自動車輸送の際の車種ごとの数及び積載物資

(5) その他

(経費の負担等)

第7条 甲の要請に基づき、乙の会員が実施した第4条の業務の遂行に係る費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、乙の会員が第4条に規定する業務に従事するため、業務開始以前に要した費用及び業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。

(費用の支払)

第8条 乙の会員は、甲に提出した第6条の報告書により、甲の確認を受けた後、費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

(事故等)

第9条 乙の会員は、甲の要請に基づく輸送を行っている船舶の運航に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第10条 第3条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙及び乙の会員が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、この協定に基づく業務の実施により当該業務に従事した者が、その責に帰することができない理由により、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、「北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例(昭和38年12月25日条例第56号)」に定めるところにより、その損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、同一の事故については、その給付若しくは補償の限度において損害補償の責を免れる。

(状況報告)

第12条 甲、乙及び乙の会員は、船舶による緊急・救援輸送の実施に際して、適宜、相互に状況報告を行うこととする。

(連絡体制及び情報交換)

第13条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために連絡体制を確立し、事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

2 連絡責任者は、甲にあっては危機対策課長とし、乙にあっては調査企画部長とする。

(協定の有効期間)

第14条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは更新されるものとし、以降同様とする。

(協定の解除、改定)

第15条 この協定は、甲又は乙のいずれか一方の申し出があったときは、甲乙協議して、協定の解除若しくは一部を改定することができるものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年9月27日

- 甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ

- 乙 東京都千代田区平河町2丁目6番4号
日本内航海運組合総連合会
会 長 上 野 孝

災害時における物資の供給に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と株式会社北海道ファミリーマート（以下「乙」という。）及び株式会社ファミリーマート（以下「丙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定める地震、風水害その他の災害、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生、又は発生のおそれがある場合（以下、「災害時等」という。）、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において応急生活物資の調達、安定供給を円滑に行うことを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において物資を供給する必要があるときは、乙及び丙に対し、乙及び丙が調達、製造が可能な範囲で物資の供給を要請することができる。

- （1）甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長期間に及ぶことが予想される時、又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）が設置されたとき。
- （2）北海道内の被災市町村等から物資の供給要請があるとき。
- （3）北海道外において災害等が発生し、都府県から物資の供給要請があるとき。
- （4）その他、物資の供給について、乙及び丙の支援が必要なとき。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙及び丙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、「物資供給可能数量報告書」（別紙様式第1）で報告のあった数量等の範囲内とする。ただし、甲から乙及び丙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙及び丙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができない場合があることを甲は了承する。

- （1）食料品
- （2）飲料水
- （3）日用品
- （4）その他、甲が指定する物資

（要請手続き等）

第4条 甲は、第2条に定める要請を行う場合、乙及び丙に対して「災害時における物資供給要請書」（別紙様式第2）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- 2 要請を受けた乙及び丙は、それぞれ物資の供給について「物資供給状況報告書」（別紙様式第3）をもって甲に報告するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、物資の引渡し場所までの運搬は、原則として乙又は丙、又は乙又は丙が指定するものを行うものとする。

- 2 乙及び丙は、甲に対して必要に応じて運搬の協力を求めることができる。
- 3 甲、又は甲に物資の供給を要請した都府県又は市町村は、当該場所に職員を派遣し物資を確認の上、引き取るものとする。

（物資供給可能数量の報告）

第6条 乙及び丙は、物資の供給可能数量を協定締結後速やかに「物資供給可能数量報告書」（別紙様式第1）により甲に報告するものとし、変更があった場合には直ちに甲に報告するものとする。

(連絡責任者の報告)

第7条 甲、乙及び丙は、本協定に係る連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」(別紙様式第4)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙又は丙が物資を運搬又は供給する際には、車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(費用等)

第9条 乙又は丙が供給した物資の対価は、甲又は甲に物資の供給を要請した都府県又は市町村の負担とする。また、乙又は丙が行った運搬に係る費用は、通常の商品配送業務の範疇を著しく超える場合を除き、原則として乙又は丙の負担とする。

2 甲又は甲に物資の供給を要請した都府県又は市町村が負担する費用は、災害時の直前における仕入価格を基準として、甲と乙又は丙が協議の上、決定するものとする。

3 甲、又は甲に物資の供給を要請した都府県又は市町村は、物資を引き取った後、乙又は丙の請求に基づき速やかにその代金を支払うものとする。

(平常時の活動)

第10条 甲、乙及び丙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行うものとし、乙及び丙は甲が行う防災訓練への参加に努めるなど防災意識を高め緊急時に備えるものとする。

(その他)

第11条 乙及び丙は、自己の加盟店又は関係者(配送業者等)に最大限の努力をもって本協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な事情がある場合は、甲は乙又は丙が本協定を履行することができないことがあることを承諾する。

(協議)

第12条 本協定について疑義が生じた事項又は本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙又は丙とで協議して定めるものとする。

(協定期間)

第13条 本協定の有効期間は協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲、乙、丙のいずれも解約の意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第14条 本協定を解約する場合は、甲、乙又は丙のいずれかが解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年11月22日

- 甲 北海道
北海道知事 高 橋 はるみ
- 北海道札幌市中央区北1条西13丁目4番地
- 乙 株式会社北海道ファミリーマート
代表取締役社長 辻 道 雅 彦
- 東京都豊島区東池袋3丁目1番1号
- 丙 株式会社ファミリーマート
代表取締役社長 中 山 勇

災害時における遺体搬送等の協力に関する協定書

佐呂間町（以下「甲」という。）と一般社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）は、災害時における甲に対する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲において地震、風水害、その他大規模な災害等により、多数の死者が発生した場合に、甲の行う災害対策に対して、遺体搬送や搬送機材等の提供を乙の会員が協力することにより、迅速、かつ円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、災害時に、乙の協力が必要と認める時は、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務より優先して協力するものとする。

- (1) 霊柩自動車等による遺体搬送
- (2) 遺体搬送等に必要な資機材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (3) その他、遺体搬送等に必要な事項

（協力の要請）

第3条 前条の規定による協力は、次に掲げる事項を記載した災害時協力要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生した時、甲は、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を乙に送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職名及び氏名
- (2) 要請の日時
- (3) 要請の理由
- (4) 要請の内容
- (5) 要請の場所（駐車スペース、宿泊スペース等）
- (6) 協力を要請する期間
- (7) その他、要請に必要な事項

（報告）

第4条 乙は、第2条各号の規定による協力を実施した時は、次に掲げる事項を記載した災害時要請業務実施報告書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

- (1) 遺体搬送等に要した資機材及び消耗品の数量並びに当該作業の従事者数
- (2) 遺体搬送の回数及び搬送した遺体数
- (3) その他、甲が乙に指示した事項

（経費の負担）

第5条 甲は、前条の規定により乙から報告があった場合は、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第6条 乙は、前条の規定による経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙は、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その部分の経費については、甲に対して請求できない。

（経費の支払）

第7条 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（経費の決定）

第8条 第2条各号の協力を要した経費は、災害の発生直前における市場の適正な価格及び災害救助

法（昭和22年法律第118号）を参考にして、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（支援体制の整備）

第9条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙双方の連絡責任者を定めるものとする。ただし、期間の途中において変更が生じた場合は、速やかに甲、乙相互に報告するものとする。

（1）甲 佐呂間町 総務課長

（2）乙 一般社団法人全国霊柩自動車協会所属 北見霊柩自動車協会会長

（災害時の情報提供）

第11条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（守秘義務）

第12条 乙は、この協定による支援業務を行う場合において、知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

（通知）

第13条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年3月末までに、甲に通知するものとする。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じた時は、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（協定の適用）

第15条 この協定の適用期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、更に1年間延長するものとし、以後の期間についても同様とする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年12月10日

甲 北海道常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1
佐呂間町長 川根章夫

乙 東京都新宿区四谷4丁目14
一般社団法人 全国霊柩自動車協会
会長 一柳 鏞

災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と北海道行政書士会（以下「乙」という。）は、北海道内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定める地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下、「災害時」という。）における、被災者支援のための行政書士業務（以下、「行政書士業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務について、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲が災害時に災害対策本部を設置した場合、又は市町村から甲に対して支援の要請があった場合において、行政書士業務の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請するものとする。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に定める業務、並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災者支援相談センターの開設
- (2) 道又は市町村への乙の会員の派遣
- (3) その他甲が必要と認める業務

（要請手続等）

第4条 第2条の要請は、「協力要請書」（別紙様式第1）により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- 2 乙は、第1項の要請を受けたときは、速やかに「協力要請確認書」（別紙様式第2）を提出するとともに、その要請を実施するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 乙は、要請を受けた行政書士業務が終了したときは、速やかに「協力結果報告書」（別紙様式第3）により、甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請による行政書士業務で必要となった経費は、原則として乙が負担するものとする。ただし、これにより難しい場合は、甲、乙の協議によるものとする。

（相談者の費用負担）

第6条 甲の要請による行政書士業務において、相談者は負担を負わない。ただし、行政書士業務上生じる印紙、証紙、登録免許税、官公署納付金等は相談者の負担とする。

（損害の補償）

第7条 甲の要請による行政書士業務により、乙、乙の会員、又は第三者に生じた損害の補償は、乙の責任において行うものとする。

（連絡体制及び情報交換）

第8条 甲及び乙は、この協定を円滑に遂行するために連絡体制を確立し、協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙様式第4）を相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の前に、甲、乙いずれも解約又は変更の意思表示がないときは、1年間延長されるものとし、以後

も同様とする。

(協定の解約、変更)

第10条 この協定は、甲、乙のいずれか一方の申し出があったときは、甲乙協議して、協定の解約若しくは変更をすることができるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めがない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年1月29日

甲 北海道
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番6

乙 北海道行政書士会
会 長 吉 村 学

災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と株式会社AIRDO（以下「乙」という。）は、北海道内に地震、風水害その他大規模災害が発生した場合、又は都道府県等相互の応援措置を行う場合（以下、「災害時等」という。）における航空機による緊急輸送業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲が行う緊急輸送業務を、災害時等における民間協力の一環として乙の協力を求めて実施し、被災者等の救援活動を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

（事前協議）

第2条 甲は、乙に航空機による緊急輸送業務の協力を求めることが想定される場合には、協力の可否及び必要とする輸送の形態に関し、事前に乙と協議するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は災害の実情に対して、乙に対し、次条に掲げる業務を要請する際には、日時、場所、用途等を指定した文書、電話等の方法により協力を要請するものとする。

2 甲は、乙に対する前項要請を口頭、電話及び電信で行った場合は、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（協力の内容）

第4条 この協定により、甲が乙に協力を要請する業務は次のとおりとする。

- (1) 離島等から住民等避難のための輸送に関する業務
- (2) 被災地の支援要員、救援物資等の輸送に関する業務
- (3) その他甲が必要とする航空機による応急対策業務

2 甲は、乙に前項の業務の協力要請を行った場合、次のとおり情報を提供するものとする。

- (1) 協力実施地域に関する被災状況及び交通規制等の情報
- (2) その他乙が必要とする被災地における救援活動等に関する情報

（業務の実施方法等）

第5条 前条第1項に基づく業務を実施するにあたっての実施の可否及び実施方法等については、甲から提供される情報を踏まえ、災害等の状況に即して甲と協議の上、乙が自ら判断し、甲は乙の判断を尊重するものとする。

（業務報告）

第6条 乙は第4条第1項の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、甲に対しその状況を報告する。ただし、文書で報告するいとまがない場合は、口頭、電話及び電信で報告し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（経費の負担等）

第7条 甲の要請に基づく輸送に係る費用は、甲が負担するものとし、災害発生時に所管行政庁に届け出ている料金を基準として、甲と乙が協議して決定するものとする。ただし、災害発生後一定期間、乙が自らの判断で一定の条件のもとに無償等の輸送協力を実施する場合には、これを優先するものとする。

2 前項の費用は、乙が第4条に規定する業務に従事するため、業務開始以前に要した費用及び業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。

（費用の支払）

第8条 乙は、甲に提出した第6条の報告書により、甲の確認を受けた後、費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。なお、支払い方法については甲と乙が協議して定めるものとする。

(運送約款)

第9条 甲の要請に基づく輸送は、この協定の定めによるほか、乙の運送約款が適用されるものとする。

(事故等)

第10条 乙は、甲の要請に基づく輸送を行っている航空機の運航に際し、事故等が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第11条 第4条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第12条 甲は、第4条の規定による業務に従事している乙の職員について、その者の責に帰することができない理由により、死亡その他の事故が生じたときは、「北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例（昭和38年12月25日条例第56号）」に定めるところにより、その損害を補償する。ただし、当該職員が他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、同一の事故については、その給付若しくは補償の限度において損害補償の責を免れる。

(関係市町村等との連絡調整)

第13条 この協定に基づく業務の実施に当たり、関係市町村等との必要な連絡調整は、原則として、甲が行うものとする。

(情報交換)

第14条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第15条 この協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第16条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名の上、各1通を保有するものとする。

平成26年1月29日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ

北海道札幌市中央区北1条西2丁目9
乙 株式会社AIRDO
代表取締役社長 齋藤 貞夫

災害時における物資の供給に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定める地震、風水害その他の災害、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急処理事態における災害を含む。）が発生、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）、被災住民等を救助するための物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時等の協力事項は、原則として甲が、次に掲げる場合において、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

- (1) 甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長期間に及ぶことが予想されるとき、又は国民保護対策本部（緊急処理事態対策本部を含む。）が設置されたとき
- (2) 北海道内の被災市町村等から物資の供給要請があるとき
- (3) 北海道外において災害等が発生し、都府県から物資の供給要請があるとき
- (4) その他、物資の供給について、乙の支援が必要なとき

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時等において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、要請する物資名、数量、規格、引き渡し場所等を記載した所定の様式をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を所定の様式により甲に報告するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第7条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を緊急通行車両として通行できるように配慮するものとする。

3 甲、又は甲に物資の供給を要請した都府県又は市町村は、当該場所に職員を派遣し物資を確認の上、引き取るものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲又は甲に物資の供給を要請した都府県又は市町村が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲又は甲に物資の供給を要請した都府県又は市町村が支払うものとする。

2 甲又は甲に物資の供給を要請した都府県又は市町村は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換等)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行うとともに、乙は甲が行う防災訓練に参加するなど防災意識の啓発に努め、災害時に備えるものとする。

(連絡責任者の報告)

第11条 甲、乙は、本協定に係る連絡責任者を協定締結後速やかに所定の様式により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各1通を保有する。

平成26年11月21日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ

新潟県新潟市南区清水4501番地1
乙 NPO法人コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄一郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋 雨具、土のう袋、ガラ袋 スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、 割箸、使い捨て食器 ポリ袋、ホイル、ラップ ウエットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て） バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

応急金融の概要

(平成 23 年度)

融資の名称		内容・資格・条件等					
生活福祉資金	総合支援資金	生活支援費	生活再建までに必要な生活費用	(単身世帯) 月額150,000円以内 (複数世帯) 月額200,000円以内	最終貸付日から6ヵ月以内	20年以内	無利子(連帯保証人が設定できない場合:1.5%)
		住宅入居費	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000円以内			
		一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難な費用	600,000円以内			
	福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、または自立生活に資するために一時的に必要な費用(具体的用途は別表参照)	5,800,000円以内(ただし、用途目的に応じて別表を参照)	6ヵ月以内	20年以内(ただし、用途目的に応じて別表を参照)	
		緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困った場合に貸付する費用	100,000円以内	2ヵ月以内	8ヵ月以内	
	教支援資金	就学支度費	高等学校等の入学に際し必要な経費	500,000円以内	卒業後6ヵ月以内	15年以内(貸付額に期間の上限有り)	
		教育支援費	高等学校等に就学するのに必要な経費	(高等学校) 月額35,000円以内			
				(高等専門学校) 月額60,000円以内			
				(短期大学) 月額60,000円以内			
	(大学) 月額65,000円以内						
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者に対し一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付	(土地評価額の7割) 月額30,000円以内	契約終了後3ヵ月以内	据置期間終了時	年3%または長期プライムレートのいずれか低い方を基準とする	
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者に対し一定の不動産を担保に生活費を貸付	(土地評価額の7割) 保護の実施機関が定めた貸付基本額の範囲内	契約終了後3ヵ月以内	据置期間終了時		

※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据え置き期間を貸付けの日から2年以内とすることができる。

融資の 名称	内容・資格・条件等				
生活福 祉資金	〈福祉資金福祉費別表〉				
	使途目的	呼 称	貸付限度目安	償還期間	利子
	生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000円	20年以内	無利子（連 帯保証人 が設定で きない場 合：1.5% ）
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	能習得期間 ・6か月以内 1,300,000円 ・1年以内 2,200,000円 ・2年以内 4,000,000円 ・3年以内 5,800,000円	8年以内	
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000円	7年以内	
	福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000円	8年以内	
	障害者用自動車の購入に必要な経費	障害者自動車経費	2,500,000円	8年以内	
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内	
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内	
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内	
	災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	災害経費	1,500,000円	7年以内	
	冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内	
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備経費	500,000円	3年以内	
就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000円	3年以内		
その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000円	3年以内		

融資の名称	内容・資格・条件等							
母子・寡婦 福祉資金	資金の 種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受 ける期間	据置 期間	償還 期間	利率
	事業 開始 資金	母子家庭 の母 母子福祉 団体 寡婦	事業(例えば洋裁 軽飲食、文具販売 、菓子小売業等母 子福祉団体にお いては政令で定 める事業)を開始 するのに必要な 設備費、什器、機 械等の購入資金	2,830,000 団体 4,260,000		1年	7年 以内	無利子
	事業 継続 資金	母子家庭 の母 母子福祉 団体 寡婦	現在営んでいる 事業(母子福祉団 体については政 令で定める事業) を継続するため に必要な商品、材 料等を購入する 運転資金	1,420,000		6ヶ月	7年 以内	無利子
	修学 資金	母子家庭 の母が扶 養する児 童 父母のい ない児童 寡婦が扶 養する子	高校、専修学校(高 等課程) 短大、専修大学(専 門課程)	公立(自宅) 18,000 (自宅外) 23,000 私立(自宅) 30,000 (自宅外) 35,000 公立(自宅) 44,000 (自宅外) 50,000 私立(自宅) 52,000 (自宅外) 59,000 大学 公立(自宅) 44,000 (自宅外) 50,000 私立(自宅) 53,000 (自宅外) 63,000	就学期 間中	当該 学校 卒業 後6 か月	20年以 内専修 学校(一 般課程 は5年 以内	無利子
	技能 習得 資金	母子家庭 の母 寡婦	自ら事業を開始 し又は会社等に 就職するために 必要な知識、技能 を習得するため に必要な資金(例 洋裁、タイプ、 栄養士等)	月額 50,000 (特1回450,000)	知識、 技能を 習得す る期間 中3年 をこえ ない範 囲内	知識 技能 習得 後6 か月	10年 以内	無利子
	修業 資金	母子家庭 の母が扶 養する児 童 父母のい ない児童 寡婦が扶 養する子	事業を開始し又 は就職するた めに必要な知識、技能 を習得するた めに必要な資金	月額 50,000 (特1回450,000) (注)修業施設で知識、 技能習得中の児童が1 8歳に達したことによ り児童扶養手当等の 給付を受けることが できなくなった場合 上記額に児童扶養手 当額を加算	知識、 技能を 習得す る期間 中3年 をこえ ない範 囲内	知識 技能 習得 後6 か月	6年 以内	無利子

融資の名称	内容・資格・条件等							
母子・寡婦福祉資金	資金の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
	就職支度資金	母子家庭の母又は児童父母のない児童寡婦	就職するために直接必要な衣服、履物等を購入する資金	100,000 (特別 320,000)		1か月	10年以内	無利子
	医療介護資金	母子家庭の母又は児童寡婦	医療又は介護(当該医療を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	310,000 (特 1回 450,000) 介護 500,000		6か月	5年以内	無利子
	生活資金		技能習得資金借受期間中の生活費補給資金	月額 (一般) 103,000 (技能) 140,000	技能習得資金貸付期間中3年以内	知識技能習得(医療)後6か月	10年以内	無利子
		母子家庭の母寡婦	医療介護資金借受期間中の生活費補給資金		医療介護資金貸付期間中1年以内	貸付期間満了後6か月	7年以内	年3%
			配偶者のいない女子になって5年未満の家庭への生活補給資金又は失業中の生活費補給資金		生活安定貸付後2年以内又は離職した日の翌日から1年以内		生活安定8年以内 失業5年以内	
	住宅資金	母子家庭の母寡婦	住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金	2,000,000 補修、保全等 1,500,000		6か月	7年以内 (保全等は6年以内)	年3%
転宅資金	母子家庭の母寡婦	住宅を転移するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000		6か月	3年以内	年3%	

融資の名称	内容・資格・条件等							
母子・寡婦 福祉資金	資金の 種 類	貸 付 対 象 等		貸付限度額	貸付を受 ける期間	据置 期間	償還 期間	利率
	就学 支度 資金	母子家庭 の母が扶 養する児 童 父母のい ない児童 寡婦が扶 養する子	就学、修業するた めに必要な被服 等の購入に必要 な資金	小学校 39,500 中学校 46,100 高校等 公立(自 宅) 75,000 (自宅外)85,000 私立(自 宅)410,000 (自宅外)420,000 大学・短大等 公立(自 宅)370,000 (自宅外)380,000 私立(自 宅)580,000 (自宅外)590,000		6か 月	20年 以内 (専修 学校(一般課 程5年 以内))	無利子
	結 婚 資 金	母子家庭 の母 寡婦	母子家庭の母が 扶養する児童、寡 婦が扶養する20 歳以上の子の婚 姻に際し、必要な 資金	300,000		6か 月	5年 以内	年3%
特 例 児 童 扶 養 資 金	母子家庭 の母 父母のい ない児童	児童扶養手当の 全部又は一部の 支給制限を受け、 かつ、前年の収入 が一定額未満で ある配偶者のい ない女子	平成14年7月分の児童 扶養手当支給額と貸 付申請時の児童扶養 手当支給額との差額	18歳未 満の児 童を扶 養する 期間中 5年を 超えな い範囲	6か 月	10年 以内	無利子	

融資の名称	内容・資格・条件等				
災害援護資金貸付金	実施主体 市町村(特別区を含む。)が条例に定めるところにより実施する。 対象災害 自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者				
	貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法
① 世帯主の1ヶ月以上の負傷	1,500,000円	年3%	3年	10年	半年賦
② 家財等の損害					
ア 家財の3分の1以上の損害	1,500,000円				
イ 住宅の半壊	1,700,000円				
ウ 住宅の全壊(1の場合を除く)	2,500,000円				
エ 住宅全体の滅失又は流失	3,500,000円				
③ ①と②とが重複した場合					
ア ①と②のアが重複した場合	2,500,000円				
イ ①と②のイが重複した場合	2,700,000円				
ウ ①と②のウが重複した場合	3,500,000円				
④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等		据置期間は無利子	特別の事情がある場合は5年	据置期間を含む	年賦
ア ②のイの場合	2,500,000円				
イ ②のウの場合	3,500,000円				
ウ ③のイの場合	3,500,000円				

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国 1/2補助 道 1/2補助
北海道市町村	母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)	国 2/3貸付 道1/3貸付 償還については6月ないし1年間の措置期間がある。修業資金については厚生大臣の定めるものは無利子である。
北海道市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を越えない範囲内とする 貸付金原資の負担 国2/3 都道府県、指定都市 1/3

融資の名称	内容・資格・条件等					
災害復興住宅資金	1 融資対象者					
	<ul style="list-style-type: none"> 次の(1)から(4)の全てにあてはまる方 (1)自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人または住居者で、地方公共団体から「り災証明書」の交付を受けた方 (2)ご自分が住居するために住宅を建設、購入または補修する方 (3)年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合(総返済負担率)が次の基準を満たしている方 					
			年 収	400万円未満	400万円以上	
			総返済負担率	30%以下	35%以下	
	(4)日本国籍の方または永住許可等を受けている外国人の方					
	2 融資条件					
		区 分	建 設	新築購入	リユース(中古)購入	補 修
	融 資 対 象	住宅の規格等	各戸に居住室、台所及びトイレが備えられていること (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること 地方公共団体による現場審査を受けること			
		住宅部分床面積	13㎡以上175㎡以下	50㎡以上(共同建ての場合は40㎡以上)175㎡以下	50㎡以上(共同建ての場合は40㎡以上)175㎡以下	
		敷地面積		100㎡以上(一戸建ての場合)	1建築物当たり100㎡(一戸建て等の場合)	
築年数			申込受付日から2年前の日以降に竣工した住宅又は竣工予定の住宅			
融 資 限 度 額	耐火準耐火木造(高耐久、補修を除く)	建設資金 1,460万円 土地取得資金 970万円 整地資金 380万円	購入資金 2,430万円 うち土地取得資金 970万円	購入資金 2,130万円 うち土地取得資金 970万円 (リユースプラス) (購入資金 2,430万円) (うち土地取得資金970万円)	補修資金 640万円 移転資金 380万円 整地資金 380万円 ※木造は下段	
	木造(一般)	建設資金 1,400万円 土地取得資金 970万円 整地資金 380万円	購入資金 2,370万円 うち土地取得資金 970万円	購入資金 1,920万円 うち土地取得資金 970万円	補修資金 590万円 移転資金 380万円 整地資金 380万円	
返 済 期 間	耐火準耐火木造(高耐久)	35年以内	35年以内	リユースプラス住宅・マンション 35年以内	20年以内	
	木造(一般)	25年以内	25年以内	リユース住宅・マンション 25年以内		
	据置期間	3年以内			1年以内(返済期間に含む)	
	貸付金利	年1.77% (平成23年1月24日現在、最新の金利は住宅金融支援機構にご確認ください)				
	受付期間	り災日 (市町村等が交付する「り災証明書」に記載される「り災日」)から2年間				

取扱機関等	関係法令等	備 考
独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター (被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420)	独立行政法人 住宅金融支援機構法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業セーフティネット資金	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。
	貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○認定農業者 ○認定就農者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあつては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者 ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること ②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 <ul style="list-style-type: none"> ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること ②一元的に経理を行っていること ③原則5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること ④農用地利用集積の目標を定めていること ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること
	貸付限度額	600万円 ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の3に相当する額又は粗収益の12分の3に相当する額のいずれか低い額とすることができる。
	償還期間	10年以内（うち据置き3年以内）
	貸付利率	年0.75～1.05%（H23.40現在）

取扱機関	関係法令等	備考
市町村 株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱	
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等
天災融資法による融資	<p>貸付の対象 (ア) 被害農業者 (イ) 被害林業者 (以下「農林漁業者という」) (ウ) 被害漁業者 (エ) 被害組合</p> <p>融 資 額 農林漁業者 2,000,000円(北海道3,500,000円) 法令で定める資金 5,000,000円 法令で定める法人 25,000,000円 漁具購入 50,000,000円</p> <p>償還期間 農林漁業者 6年以内(激甚災害法適用7年以内)</p> <p>貸付利率 農林漁業者 損失額の割合10%以上で一定の要件に該当する者 年6.5%以内 損失額の割合30%以上の者 年5.5%以内 特別被害地域内の特別被害農業者 年3.0%以内</p> <p>※実際に適用される貸付条件は、災害の都度政令で定められる。</p>
農林漁業施設資金(主務大臣指定施設(災害復旧))	<p>貸付の対象 農畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設等農業施設、畜産環境保全林の改良、造成又は取得、果樹の植栽又は補植</p> <p>貸付限度 1 施設当たり3,000,000円(特認6,000,000円) 又は貸付対象事業費×0.8のいずれか低い額</p> <p>貸付期間 15年(うち据置3年)以内。ただし、果樹の改植は25年(うち据置10年)以内</p> <p>貸付利率 年0.7~1.5%(H22.12.20現在)</p>
農林漁業施設資金(主務大臣指定施設) 水産業施設資金(災害復旧)	<p>貸付の対象 被災した漁船の復旧 被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得</p> <p>貸付限度 1 貸付対象事業費×0.8 2 漁船 1,000万円 その他施設 300万円 1及び2のいずれか低い額</p> <p>貸付期間 15年以内(うち据置3年以内)</p> <p>貸付利率 年0.75~1.45%(H23.4現在)</p>

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道 市町村 金融機関	天災融資法	<p>天災による被害が著しく、かつ、その国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災の都度、政令で指定される天災資金の借受資格者(被害農林漁業者等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害農林者 農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上で、かつ損失額が平年の農業総収入額の10%以上、又は、果樹等の損失額がその者の栽培する果樹等の被害時の価額の30%以上のもの 被害林業者 林産物の損失額が平年の林業総収入額の10%以上、又は炭焼がま、しいたけほだ木等の損失額が当該施設の被害時の価額の50%以上のもの 被害漁業者 魚類の損失額が平年の漁業総収入額の10%以上、又は漁船等の損失額が当該施設の被害時の価額の50%以上のもの 被害組合 農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等で、その所有し、又は管理する施設、在庫品につき著しい被害を受けたもの
北海道 株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	主務大臣指定災害復旧資金

融資の名称	内容・資格・条件等
造林資金	貸付の対象 造林地の災害復旧を行う林業を営む者(地方公共団体を含む)及び森林組合、同連合会、農業協同組合 貸付限度額 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額、但し、計画森林にあつては、90%相当額 償還期間 35年以内(20年以内の据置期間含む) 貸付利率 1.50・1.65%
樹苗養成施設資金	貸付の対象 苗畑用地及びびかんがい配水施設等の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合 貸付限度額 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額 償還期間 15年以内(5年以内の据置期間含む) 貸付利率 1.25・1.50・1.65%
林道資金	貸付の対象 自動車道、軽車道、索道及びこれらの付帯施設(林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む)の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合 貸付限度額 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額 償還期間 20年以内(3年以内の据置期間含む) 貸付利率 1.50%
主務大臣指定施設資金	貸付の対象 林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業素材産業、樹苗養成事業又は特用林産物生産業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合 貸付限度額 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円(特認600万円)のいずれか低い額 償還期間 15年以内(3年以内の据置期間含む) 貸付利率 1.50・1.65%
共同利用施設資金	貸付の対象 林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う森林組合、同連合会、農業協同組合同連合会及び林業者が組合員の過半を占める中小企業等協同組合 貸付限度額 貸付を受ける者の負担する額の80%相当 償還期間 20年以内(3年以内の据置期間含む) 貸付利率 1.50%

取扱機関等	関係法令等	備 考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等
林業経営維持資金	<p>貸付の対象 樹苗又は特用林産物に係る災害で資金を要する林業を営む個人(但し、農林水産業所得が平年度における総所得の過半を占め、かつ、その経営する森林面積が80haを超えない者)及び林業を営む法人(但し、合名会社、合資会社、</p> <p>、</p> <p>有限会社及び株式会社に限る。)並びに森林組合同連合会等(但し、前記の者に転貸する場合に限る。)</p> <p>貸付限度額 個人 60万円(但し、標準伐期齢以上の林齢の立木を有するときは、その立木の評価額を60万円から控除した額)</p> <p>法人 800万円</p> <p>償還期間 20年以内(原則一括払い)</p> <p>貸付利率 1.00～1.70%</p>
備荒資金直接融資資金	<p>貸付の対象 備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合。</p> <p>貸付限度額 各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、但し、2千万円未満は2千万円まで災害救助法適用市町村は4千万円まで</p> <p>償還期間 6ヶ月</p> <p>融資利率 年利率 3%</p>

取扱機関等	関係法令等	備 考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	
北洋銀行 北海道銀行 三菱東京UFJ銀行全国信用金庫組合札幌支店	事業資金等の銀行融資斡旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資斡旋額は、当該市町村の納付現在額の2倍(その額が2千万円に満たないときは2千万円)以内とする。但し、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額し斡旋することができるものとする。

融資の名称	内容・資格・条件等						
中小企業総合振興資金 「セーフティネット貸付(災害貸付)」	<ul style="list-style-type: none"> ・目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。 ・融資条件 						
	融資対象	1 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第4項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であつて、道が認めた地域内に事業所を有するもの					
	資金使途	<table border="1"> <tr> <td>設備資金</td> <td>運転資金</td> </tr> </table>	設備資金	運転資金			
	設備資金	運転資金					
	融資金額	<table border="1"> <tr> <td>8,000万円</td> <td>5,000万円</td> </tr> </table>	8,000万円	5,000万円			
	8,000万円	5,000万円					
	融資期間	<table border="1"> <tr> <td>10年以内(据置2年以内)</td> <td>7年以内(据置2年以内)</td> </tr> </table>	10年以内(据置2年以内)	7年以内(据置2年以内)			
	10年以内(据置2年以内)	7年以内(据置2年以内)					
融資利率	<table border="1"> <tr> <td>[固定金利]</td> <td>[変動金利]</td> </tr> <tr> <td>5年以内 年1.3%</td> <td>年1.3%</td> </tr> <tr> <td>10年以内 年1.5%</td> <td>(融資期間が3年超の場合選択可)</td> </tr> </table>	[固定金利]	[変動金利]	5年以内 年1.3%	年1.3%	10年以内 年1.5%	(融資期間が3年超の場合選択可)
[固定金利]	[変動金利]						
5年以内 年1.3%	年1.3%						
10年以内 年1.5%	(融資期間が3年超の場合選択可)						
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによる						
信用保証	すべて北海道信用保証協会の保証付き						

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、道内信用金庫、道内信用組合	中小企業総合振興資金融資要領	

融資の名称	内容・資格・条件等			
勤労者福祉資金	区 分	中小企業に働く方	季節労働者の方	離職者の方
	融資対象者	中小企業に勤務する方(育児・介護休業中の方も含む) 前年の総所得が600万円以下の方	2年間で通算12か月以上勤務している季節労働者の方 前年の総所得が600万円以下の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②貸付法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方。
	融 資 金 額	中小企業に働く方・季節労働者の方 120万円以内 離職者の方 100万円以内		
	融 資 期 間	8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)		5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)
	融 資 利 率	年1.60%	年0.60%	
	償 還 方 法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可		
	信 用 保 証	取扱金融機関の定めによる。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要。	

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、道内信用金庫、道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

「被災者生活再建支援法」に基づく支援

	内容・資格・条件等																												
目的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。																												
法適用の要件	(1) 対象となる自然災害 ①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 ②10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害 ③100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害 ④5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 (2) 支給対象世帯 ・住宅が全壊した世帯 ・住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ・災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯 ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）																												
支給条件	(1) 支給金額 下表に示す限度額の範囲内で、①～⑧の経費に対して支給される。 <table border="1" data-bbox="454 875 1358 1003"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">合 計</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>①～④</th> <th>⑤～⑧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複数（2人以上）世帯</td> <td>300万円</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>単数（1人）世帯</td> <td>225万円</td> <td>75万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> ①通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費 ②自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費 ③住居の移転費又は移転のための交通費 ④住宅を賃借する場合の礼金 ⑤民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度） ⑥住宅の解体（除却）・撤去・整地費 ⑦住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息 ⑧ローン保証料、その他住宅の建替等に係る諸経費 （注）大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象（100万円が限度） （注）長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に①、③の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給 （注）他の都府県へ移転する場合は⑤～⑧それぞれの限度額の1/2 (2) 支給に係るその他の要件 <table border="1" data-bbox="454 1435 1369 1659"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年収等の要件</th> <th colspan="2">支給限度額</th> </tr> <tr> <th>複数世帯</th> <th>単数世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（年収） ≤ 500万円 の世帯</td> <td>300万円</td> <td>225万円</td> </tr> <tr> <td>500万円 <（年収） ≤ 700万円 かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯</td> <td rowspan="2">150万円</td> <td rowspan="2">112.5万円</td> </tr> <tr> <td>700万円 <（年収） ≤ 800万円 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯</td> </tr> </tbody> </table> （注）要援護世帯：心神喪失・重度知的障害者、1級の精神障害者、1、2級の身体障害者などを構成員に含む世帯		合 計					①～④	⑤～⑧	複数（2人以上）世帯	300万円	100万円	200万円	単数（1人）世帯	225万円	75万円	150万円	年収等の要件	支給限度額		複数世帯	単数世帯	（年収） ≤ 500万円 の世帯	300万円	225万円	500万円 <（年収） ≤ 700万円 かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円	700万円 <（年収） ≤ 800万円 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯
	合 計																												
		①～④	⑤～⑧																										
複数（2人以上）世帯	300万円	100万円	200万円																										
単数（1人）世帯	225万円	75万円	150万円																										
年収等の要件	支給限度額																												
	複数世帯	単数世帯																											
（年収） ≤ 500万円 の世帯	300万円	225万円																											
500万円 <（年収） ≤ 700万円 かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円																											
700万円 <（年収） ≤ 800万円 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯																													
補助金の交付	被災者生活再建支援法人が支給する支援金の2分の1に相当する額を国が補助																												